

1E 28-11



中學教育史稿

櫻井 役 著

東京阪
受驗研究社增進堂刊



0042310000

0042310-000

273-52

中学教育史稿

櫻井役・著

受驗研究社增進堂

昭和17

AHC

緒言

中學教育が、その體制を整へてより既に六十年、普通教育の完成に努め、高等教育の基礎を固くして、國民の中堅と先達とを育成し、國運の隆昌、民族の發展に、大なる貢獻をなしたことは疑なきところである。しかしながら、明治の新教育が、歐米摸倣の弊に陥り、個人的・功利的・主知的なる外來思潮に害はれたるものを出したことも、亦悲しむべき事實である。

斯くして、今や我が國の教育は、その淵源するところを明かにし、肇國の大義に則つて、大に刷新を加へ、振興を圖るべき時機に遭遇してゐる。殊にその中核をなす中學教育は、益々内容を充實し、形式を整備し、以て大に國民精神の涵養に力むることを緊要とする。面して之が爲には、中學教育の功過を檢討し、その經驗を整理することを必要とする。

しかるに、世上未だ中學教育の變遷發達を釋ぬべき述作あるを聞かないのは、訝しきことである。茲に敝文館主人の厚意により、この貧しき一冊を上梓することとなつたのであるが、此の書は著者が平素涉獵せる文籍より漫に輯録したる斷章片文を、遽に補綴したるに過ぎざるものである。之を通讀するに、行文不調、精粗不整、資料不備、意に満たざるところ頗る多く、所謂拙速にして猶功遲に如かざるものではあるが、將來完璧の出はるべきを期望し、その前驅たらんことを冀ふものである。

この書を編むに當つて、引用せる書目は、其の都度之を明記し、参照せるものは之を次に列挙して、これらの編著者に對し、謹んで感謝の意を表する次第である。

(一) 明治・大正教育の通史的文献

○黒田茂次郎 土館長言	明治學制沿革史	明治三九
○野田義夫	明治教育史	明治四〇
○藤原喜代藏	明治教育思想史	大正二
○文部省	學制五十年史	大正一一
○國民教育獎勵會	教育五十年史	大正一一
○吉田熊次	本邦教育史概説	大正一一
○町田則文	明治國民教育史	昭和三四
○三浦藤作	大正年間日本教育史	昭和四
○大日本學術協會	國民教育發達史	昭和九
○田制佐重	日本教育思潮概説	昭和一一〇
○海後宗臣	日本近代學校史	昭和一一

(二) 教育關係者の傳記

○森(有禮)先生傳	明治三二
○泊翁西村先生	大正二

○樂石伊澤修二先生	大正八
○寺田勇吉經歷談	大正八
○高嶺秀夫先生傳	大正一〇
○小松原英太郎君事略	大正一一三
○岡田良平先生小傳	大正一一三
○岡野敬次郎傳	大正一五
○伯爵平田東助傳	昭和二
○江木千之氏經歷談	昭和八
○近藤眞琴先生傳	昭和一二

(三) 地方教育

- 文部省藏版 日本教育史資料
- 石川・香川・埼玉・群馬等の縣史
- 京都・富山・神奈川・愛媛等の府・縣誌
- 佐賀・熊本・岐阜・福島等の縣教育史
- 仙臺・小倉・金澤・高崎・富山等の市史
- 官公私立諸學校一覽

(四) 法規・統計等

- 法令全書

○文部省法令年纂

○文部省年報

○文部時報

(五) 教育上の諸問題

○教育時論

○教育

○朝日・毎日・時事年鑑

中學教育史稿 目次

緒言

第一編 學制前後

第一章 明治新政府の教育施設……………一

第二章 學制頒布以前の中學教育……………二

第三章 學制の頒布……………二六

第四章 中學教育の發達……………四

第五章 中學教員の養成……………八九

第二編 教育令時代

第一章 教育令の發布……………一〇五

第二章 中學法規の整備……………一四

第三章 中學教育の發達……………二七

第四章 教科書の編纂及檢定……………一八七

第五章 風紀の振肅……………一九七

第六章 教員の養成檢定及待遇……………二〇四

第三編 中學校令公布以後

第一章 教育勅語の渙發……………二二五

第二章 中學校令の公布……………二二八

第三章 學科及程度の改正……………二三三

第四章 中學校の發達……………二四〇

第五章 教員の養成及資格……………二八五

第六章 教科書の編纂及檢定……………二九四

第七章 議會に於ける中學教育問題……………三〇二

第四編 日清戰役以後

第一章 日清戰後の教育……………三〇四

第二章 中學教育の發達……………三〇七

第三章 中學校令の改正……………三二七

第四章 中學校令施行規則の制定……………三三七

第五章 教授要目の編纂……………三四七

第六章 訓育及體育……………三五七

第七章 教科書……………三六三

第八章 教員の養成及檢定……………三六六

第九章 學制の改革……………三八五

第十章 上級學校との連絡……………三九四

第五編 日露戰役以後

第一章 日露戰後の教育……………四〇一

第二章 中學教育の改善……………四〇八

第三章 高等教育機關の擴張……………四一九

第四章 文部大臣の訓令……………四三三

第五章 教科書及私員……………四三七

第六章 督學機關……………四五〇

第七章 議會に於ける教育問題……………四五三

第六編 大正時代

第一章 大正時代の概観……………四五七

第二章 大正時代の教育……………四六二

第三章 教育審議機關の設置……………四六五

第四章 高等教育機關の擴張……………四八三

第五章 中學教育の發達……………四八六

第六章	中學教育の改善	四九一
第七章	入學準備教育の排除	五〇五
第八章	高等學校との聯絡	五一一
第九章	思想の善導	五一九
第十章	體育及衛生	五二二
第十一章	教員の養成檢定及待遇	五二九
第十二章	教科書	五四一
第十三章	視學機關	五四三
第十四章	文部大臣の訓令	五四五
第十五章	議會に於ける中學教育問題	五四八
第七編 昭和時代		
第一章	昭和の聖代	五五二
第二章	中學教育の發達	五六二
第三章	中學教育の刷新	五六八
第四章	學制の改革	五九一
第五章	思想の善導	六〇二
第六章	國體本義の明徴	六一〇

第七章	體育の改善	六二〇
第八章	入學者選抜方法の改正	六三〇
第九章	教科書	六五二
第十章	教員の養成檢定及待遇	六五九
第十一章	視學機關の整備	六七五
第十二章	訓令及通牒	六七八
第十三章	議會に於ける中學教育問題	六八四

索引

中學教育史稿

第一編 學制前後

第一章

明治新政府の教育施設

江戸時代の教育機關 明治政府の教育施設を述ぶるに先だつて、維新以前の學校の概説を試みることは無用ではあるまい。徳川時代には士人の學校としては中央に幕府直轄の諸學校があり地方に各藩の藩費があり、士庶共學の爲には町村に郷學があり、庶民教育の爲には都邑に寺子屋があつた。

幕府直轄の學校 幕府の經營する學校の中心は朱子學に據る昌平費であつた。もと林羅山が寛永七年江戸上野忍ヶ岡に開いた塾舎を起原とするものであるが、寛政九年に至つて幕府は之を直轄とし、規模を擴張し、職員制度を改め、専ら士大夫の子弟を教ふる學所とした。生徒は先づ素讀所に入り、小學、四書、五經の素讀を受け、業終れば初學所に進み、左傳、國語、史記、漢書、蒙求、十八史略等を學び、業進んで御座敷又は稽古所に於て經義の講釋を聽く定めであつた。

この外幕府直轄の學校には講武所、和學講談所、開成所、醫學館、西洋醫學所があつた。講武所は安政二年に創設せられたが、次いで陸軍の講武所と海軍の軍艦操練所とに分れ、和學講談所は寛政五年に設けられ、文久年間國學校となり、開成所は安政二年の洋學所に始まり、次いで蕃書調所、洋書調所と改稱して外國語と西洋科學とを教授し、醫學館は寛政三年以後幕府の學校として漢方を教へ、西洋醫學所は文久元年種痘館を改稱したもので蘭方を授けた。

尙幕府は全國の要地に在る城代、勤番、奉行、代官をして學校を開かしめ、昌平費より學頭を派して之を掌らしめた。これ等學校のうち著聞するものに明新館(駿府)、徽典館(甲府)、明倫堂(長崎)、學問所(日光)、修教館(佐渡)、敬業館(備中笠岡)、典學館(美作久世)等があり、主として儒學を講じた。

藩學 各藩の藩士の子弟を教育する藩學は概ね其範を幕府の昌平校にとつた。寛永年間に起つたものが最も古く、幕末には其の數三百に近く、各藩に其の設を見るに至つたが、其の大半は天明より天保に至る數十年間に創設せられたものである。初めは何れも朱子學を講じたが、幕末に及んで國學、洋學、醫學、兵學等を加へ、庶民の子弟の入學を許したのもあつた。藩學の主なるものは成徳書院(佐倉)、弘道館(水戸)、日新館(會津)、養賢堂(仙臺)、明義堂(盛岡)、興讓館(米澤)、明德館(秋田)、明倫堂(名古屋)、有造館(津)、學習館(和歌山)、明新館(福井)、明倫堂(金澤)、尙徳館(鳥取)、學校(岡山)、修道館(廣島)、誠之館(福山)、明倫館(萩)、長久館(徳島)、教授館(高知)、修猷館(福岡)、明善堂(久留米)、弘道館(佐賀)、造士館(鹿児島)等であつた。

郷學と寺子屋 郷學には藩主國老が領内町村に設けて、主として士族の子弟を入學せしめ、庶民の子弟をも收容したものと、篤志の士族平民が設立して士庶併せ教へたものとがあつた。その維持は全く藩費に據るもの、其の補助を仰ぐもの、一人又は共同の出資に據るものなどがあり、教科は或は文學武藝を授けて士人の修養を主とし、或は經書、國學、習字、算術等を課して専ら庶民の教養に努めた。郷學は文化以後にその數を増し幕末には七十餘校を算したが、維新以後激増して明治四年には大略四百校に上つた。

寺子屋は戰國爭亂の室町時代以後、僧侶の經營する庶民教育機關に附せられた名稱である。其後武士浪人、庶民、醫師、神官等によりて經營せられ、堂、館、舍等の名を附するものもあつたが、これ等も寺子屋と總稱され、教科は習字を主とし、傍ら讀書、算術、作文、修身等を授け、女子には裁縫、生花等を加へた。教授は多く個別的に行はれ、訓練は頗る嚴格であつたが、師弟間の情誼は深くして厚きものがあつた。寺子屋は寛政以來漸く發達して、全盛期たる天保年間には全

國を通じて其の數一萬五千餘に上つたといふ。

學習院の復興 明治政府は教育に關して國家統轄の政策を定めたが、其の第一に着手した教育施設は京都に在つた舊學習院の復興であつた。學習院は弘化二年(一八四五)仁孝天皇の創め給ひし公家階級の學舎であつたが、明治元年三月内國事務局が先づ之を興して、教學再興の先驅としたのである。翌四月其の名稱を改めて大學寮代とし、古の大學寮の制度に倣はんとした。仍ち太政官達を以て堂上公卿の子弟の就學を督勵した。

人材御教育尤急務ニ付今般三十歳未満ノ輩ニ爲勤學被免小番候間實、用ノ學業可相勤候、其材ニ依リ御拔擢可被爲在候間屹度御趣意ヲ遵奉シ勉勵可致旨被 仰出候事

但追テ文武御取立可相成候得共當分大學寮代へ出席可致事

同年九月十六日行政官より

大學校御取建被遊天下ノ人材ヲ集メ文武共盛ニ被爲備度 思召候處方、今御多端之折柄未タ御取調モ行届兼候間先假ニ九條家ヲ皇學所、梶井宮ヲ漢學所ニ被用候旨被 仰出候就テハ兼テ御布令之通先宮堂上及非藏人諸官人共望ニ隨ヒ入學可致候就中三十歳未満小番被免之輩ハ成丈ケ勤學致候様可心掛旨被 仰出候事
と達せられ、皇漢兩學所の規則數條を定めた。その内に曰く

- 一 國體ヲ辨シ名分ヲ正スヘキ事
- 一 漢土西洋ノ學ハ共ニ皇道ノ羽翼タル事
- 但中世以來武門大權ヲ執リ名分取違候者許多ニ付向後屹度可心得事
- 一 虛文空論ヲ禁シ着實ニ修行文武一致ニ教諭可致事
- 一 皇學漢學共互ニ是非ヲ争ヒ固我之偏執不可有之事
- 一 入學ハ八歳ヨリ三十歳マテニ被定候事

但老輩ト雖モ有望輩ハ可爲勝手事
一 毎年兩度學業成否可試事

と、皇漢兩學所の創設は國學者玉松操、平田鐵胤、矢野玄道等「學校制度取調掛」の調査立案に基くものであつた。十二月漢學所は中沼了三、加藤有隣等職員となりて、梶井官邸に開講せられ、皇學所は九條邸に於て、平田鐵胤、矢野玄道、勢田章甫、長谷川昭道、八田知紀、玉松操等によりて開講せられ、本教・經濟・辭章・藝伎等の諸學科を置いた。

先是、慶應四年正月大久保利通が、大阪遷都の建白書を奉り、次いで前島密等江戸遷都を主唱して、奠都に就て論議紛々たるものあつたが、遂に江戸を以て帝都と定められて、教學の中心も亦隨つて東に移り、皇漢兩學所は明治二年九月初旬「當分御廢之事」となつた。

明治元年十月江戸は東京と改められたが、先是六月、政府は幕府の創めた昌平費等を收め、水本成美、鹽谷修輔、青山延光等を教員とし、八月下旬鎮將府より、左の如く布告した。

方今更始之御盛典專人材御養育之 思食ニ付速ニ大學校ヲ御興建可被爲在之處國家多事之折柄其儀難被爲行屆候間當分之内是迄之通於昌平費年七歳ヨリ二十歳ニ至迄日々出席勤學被 仰付且三百俵以下之分ハ爲扶持一人口ツ、被下置候間孰モ 御趣意ヲ奉戴シ安ニ詞章藻華之末流ヲ不襲實用緊要之學ニ基キ日夜研究勉勵可致旨被 仰出候事

同年十一月議定山内豐信等をして學制を査定せしめ、十二月山内豐信を知學事に任じ、明治二年二月府縣學校取調局を昌平費に置いた。

大學校設立 明治二年六月昌平費を大學校と改稱し、其の長官を別當とし、前に復興せる開成所と醫學所及病院を管理し、國史を監修し、府藩の學政を總判せしめた。同月達の大學校設立の規則には、

大學校(大學本校) 神典國典ニ依テ國體ヲ辨ヘ兼而漢籍ヲ講明シ實學用ヲ成ヲ以テ要トス

大學校分局三所 大學區域未廣悉ク三校ヲ設ケ難シ姑ク其名ヲ殊ニシ以分局トス然ルニ大學校ノ名ハ三校ヲ總テ是ヲ稱

スルナリ

開成學校 普通學ヨリ専門學科ニ至ル迄其理ヲ究メ其技ヲ精ウスルヲ要トス

兵學校 今此局ヲ設ケス姑ク是ヲ軍務官ニ付ス

醫學校 醫理ヲ明ニシ藥性ヲ審ニシ以テ健康ヲ保全シ病院ヲ設ケ諸患ヲ療シ實驗ヲ究ルヲ要トス

と定め、當代有數の和漢洋の學者を大中小博士、大中小助教等に任じ綜合大學の礎を置いた。同年十二月大學校を大學、開成學校を大學南校、醫學校を大學東校と改稱した。蓋し東南の稱は位置に因るものであつた。

然るに大學内に於て、國學者は儒學を退け、漢學者は傳統を支持して譲らず、後には和漢學者結束して洋學者と對抗するなど紛議を生じ、遂に翌三年七月十二日に至り

學制御改正ニ付當分大學本校被止候事

と達せられ、政府は洋學を講ずる南東兩校に主力を注ぐに至つた。即ち南校に於ては英佛獨人を教師とし、語學を主として歴史・地理・物理・化學等を授け、東校に於ては獨逸人を聘して醫學を教授せしめた。

地方に在る直轄學校 當時政府直轄の學校は大阪の開成所、長崎の廣運館、大阪及長崎の醫學校の四校あり、長崎に在る二校は幕府の經營せるものを收めて改稱したものであつた。

○大阪開成所は、明治二年九月官が大阪川崎舊營繕司廳址に假設した洋學校に肇まる。一等譯官兼造幣局權判事何禮之(助)を洋學校督務に任じ、専ら英學普通科を授くる所とし、同年十二月神戸に在る洋學校を併合した。翌三年四月大學の所管となり、六月大學出仕中島秀五郎(永元)來任して洋學校を管理し、何禮之は専ら教務を擔當した。七月佛語學科を置き、十月開成所と改稱した。

明治四年六月新校舍落成して同月文部省に隸するこゝとなり、中島秀五郎は罷めて東京に歸り、文部省七等出仕肥田玄二郎(昭作)來任した。同年八月第四大學區第一番中學と改稱し、十月學制を改めて變則科を廢した。明治六年一月奥

山政敬學校長に任じ、四月開明學校と改稱し、九月佛語學科を廢した。翌七年四月大阪外國語學校と改め、十二月更に大阪英語學校と改稱した。明治八年十月高橋是清學校長に任ぜられたが、日ならずして辭し、高良二其後を襲いだ。明治九年五月教課中に和漢學科を設け、翌十年七月數學、物理學、化學の専修科を置いた。

明治十二年七月大阪專門學校と改稱し、更に理學、醫學の二専門科及其豫科を置き、東京大學豫備門主幹兼東京大學法・理・文學部綜理補服部一三當校綜理に任じた。翌十三年四月綜理服部一三東京に歸り、體操傳習所主幹折田彦市學校長に任じ、十二月大阪中學校と改め、醫學科及其豫科を廢し邦語中學校及び英語中學校の二科を置いた。明治十四年八月文部省が「中學校教則大綱」を頒布するや、邦語・英語中學校の稱を廢め、別に英語科の存置を稟請して允可せられ、明治十六年七月に至るまで英語科を附屬せしめた。明治十八年七月組織を改めて、大學分校と改稱し、理文の二學科を本科とし且其豫備科を置いたが、翌十九年四月「中學校令」公布せられ、尋いで高等中學校官制の公布があり、改組して第三高等中學校と稱し、大學分校長中島永元學校長に任じ、十一月文部省の定めたる「高等中學校設置區域」に依り、位置を京都とした。(「第三高等學校一覽」に據る)

○長崎の廣運館は明治元年四月長崎府(翌二年府を廢して縣を置く)が新町に在る濟美館を廢して、新に設けたる學舎であつた。一般官吏の子弟及各藩の有志に高等の教育を施すことを目的とし、首め本學局(國學)、漢學局、洋學局(英・佛・蘭)の三局を館内に置いたが、翌二年十二月本學・漢學の二局を併せて國學局と稱した。

濟美館は安政五年(一八五八)五月長崎奉行支配頭永持亨次郎が其邸内に設立せる英語傳習所を起原とする。其後英語所、語學所、洋學所と改稱し、慶應元年(一八六五)二月奉行服部左衛門佐が校舎を新町に設けて濟美館と稱し、英・佛・露・蘭・清等の外國語及洋算を教授した。

明治元年四月廣運館と稱し、同三年三月大學校の所管となつたが、當時全國より笈を負ふ學徒踵を接し、其數三百五十名に及び、佛語科より西園寺公望公、英語科より伊東巳代治伯等を出した。

國學生	一〇〇	漢學生	一七	英學生	一一一
露語學生	二二	佛語學生	四八	算術學生	五二

明治五年八月學制頒布後廣運館の組織を革めて、第六大學區第一番中學と改稱し、外國教師を以て教授する中學とした。翌六年五月更に廣運學校と改稱し、同七年四月長崎外國語學校と改め、同年十二月長崎英語學校と改稱したが、明治十一年三月廢止せられた。文部省はその校舎機械書籍等を悉く長崎縣に附與したので、縣は長崎准中學校(明治九年三月創立)を廢止して長崎中學校を開設した。明治十五年七月再び長崎外國語學校と改稱し、同十七年四月校内を分割して、更に長崎中學校を興して授業を開始した。尙長崎外國語學校は明治十九年四月之を廢止して、其機械書籍等舉げて長崎縣立商業學校に交附した。(「明治維新以後の長崎」に據る)

○長崎醫學學校は、幕府の設立に係る長崎市大村町醫學傳習所に於て、安政四年(一八五七)十一月和蘭國軍醫ボンベ・ファン・メルデルフォールトが、幕府の醫官松本良順等十二名の學徒に、蘭語を以て醫學を開講したるを濫觴とする。是れ實に本邦に於ける醫學學校の嚆矢であつて、長崎醫科大學は遠く此に胚胎した。

文久二年(一八六二)ボンベ歸國し、ボードイン之れに代つたが、教導懇切を極め、緒方洪載、伊東玄伯、長與專齋等の各藩醫其の門下に雲集した。慶應元年(一八六五)附屬病院養生所を精得館と改稱し、又分析研究所(化學局)を増築し蘭人ハラタマを聘して其の専任教師とした。

明治元年十月精得館を長崎府醫學學校と改稱し、長與專齋を校長に、蘭人マンスフェルドを教頭に任じ、大學小學の二科を設け學校講習の次序を定めた、茲に於て校規大に振肅し醫學學校の基礎漸く固まるに至つた。明治四年十一月文部省の所管となり校名を長崎醫學學校と改め、定額二萬圓を給した。明治七年征藩の役あるに際し學校を廢止したが、明治九年六月長崎病院内に醫學場を開設し生徒を養成し、同十一年一月之を長崎醫學學校と改稱した。其の後教員を増聘し、校舎を増築し、内容を整備して、成績見るべきものあつたが、明治二十年九月勅令を以て、地方稅より醫學校費を支辨す

ることを廢止せしめられたるに因り、長崎醫學校も亦翌二十一年三月を以て終焉を告げた。先是、明治二十年八月第五高等學校醫學部を長崎に置かれ、翌年四月授業を開始した。明治三十四年三月に至り長崎醫學專門學校と改稱し、第五高等學校より分離獨立し、醫學、藥學の二科を置いた。大正十二年三月公布の官立醫科大學官制により、昇格して、長崎醫科大學となつた。

○大阪醫學校は、明治二年二月新政府が大坂府下に文部省直轄病院を開設し、蘭醫ボードウインをして診療及醫術の傳習に當らしめたのを起源とする。明治三年文部省は之を大阪府に移管し、府は府立病院及醫學所を設置した。翌年文部省は再び之を直轄となし、蘭醫エルメレンスを聘したが、明治五年秋に至り醫學所及病院を廢止した。茲に於て府下の有志釀金して、其復興を府に請願したるにより、翌六年二月再び大阪府病院を開き、教授局を置き、醫學生三百餘名を指導した。明治十三年三月教授局を分離して府立大阪醫學校と稱し、翌十四年蘭式醫術を英式に改め、同二十二年七月英式を革めて獨式を啓き、大に刷新の實を擧げ各分科を開設した。

明治三十六年十月組織を變更して大阪府立高等醫學校と改稱し、新學則を實施した。大正四年十月府立大阪醫科大學と改稱したが、昭和六年四月之を廢止し、五月醫學部及理學部より成る大阪帝國大學の創設を見るに至つた。

大中小學規則の制定 明治三年二月政府は大學の學則六條を制めた。其一を學體とする、曰く

道ノ體タル物トシ在ラザルコトナク時トシテ存セザルコトナク其理ハ則チ綱常ニシテ其事ハ則チ政刑ナリ學校ハ斯道ヲ講ジテ實用ヲ天下國家ニ施ス所ノ者ナリ孝悌彝倫ノ教ト治國平天下ノ道ト格致究理日新ノ學ト是レ皆宜シク究數ス可キ所ニシテ内外相兼ネ彼此相資ケ所謂天地ノ公道ニ基キ智識ヲ世界ニ求ムルノ聖旨ニ副ハンコトヲ要ス勉メザル可ケンヤ其二を學制とする、曰く

輦轂ノ下ニ大學一所ヲ設ケ府藩縣各中小ノ學ヲ置ク皆大學ヨリ頒ツ所ノ規則ヲ遵守シ材ヲ育シ業ヲ廣メ國家ノ用ニ供スルヲ以テ務トス而シテ大學ハ人文ノ淵藪ニシテ才徳ヲ成就スル所ナリコレニ入ラントスル者ハ先ヅ其地方ノ考課ヲ歴テ

諸學漸ク熟シテ始メテ輦下ニ貢進スルコトヲ得ルナリ

其三を貢法とする、曰く

生徒凡三十歳以下ヲ限リ其地方ノ考課ヲ歴、知事證憑ヲ與ヘ輦下ニ貢進スル者コレヲ大學生ニ補シ各自好ム所ノ科業ニ就キ博士助教ノ指授ヲ受ケシム在學三年ヲ期トシ期滿タバ則チ退學シ若クハ在學中選任セララルモノアラバ隨ツテ定額ノ人員ヲ貢進セシム

其四を試法とする、曰く

試藝對策ノ法ヲ立テ春秋ノ二仲月豫メ期日ヲ尅シ其臧否ヲ對試シ優等甲科ニ登ルモノアラバ各其條件ニ就キ反覆討論ヲ遂ゲ言行相符スル者ヲ判定シ狀ヲ具シ申奏シ以テ廊廟ノ採擇ニ充ツ

其五を學費とする、曰く

府藩縣管内ヲ石高ニ應ジテ公納セシム

其六を學科とする、曰く

分ツニ五科ヲ以テス教科・法科・理科・醫科・文科是レナリ

と。この規則は明治五年の學制の先驅をなし、明治教學の大方針を示したものであつて、同月「中小學規則」を追加して學校系統を明かにした。

小學 子弟凡ソ八歳ニシテ小學ニ入り普通學ヲ修メ大學專門五科ノ大意ヲ知ル

句讀 習字 算術 語學 地理學 五科大意

子弟凡ソ十五歳ニシテ小學ノ事訖リ中學ニ入ル

中學 子弟凡ソ十五歳ニシテ小學ノ事訖リ十六歳ニ至リ中學ニ入り專門學ヲ修ム 科目五アリ大學五科ト一般

子弟凡ソ二十二歳ニシテ中學ノ事訖リ乃チ其俊秀ヲ撰ビ之ヲ大學ニ貢ス

大學五科とは教科、法科、理科、醫科、文科を指す。

- 教科 神教學 修身學
- 法科 國法 民法 商法 刑法 詞訟法 萬國公法 利用厚生學 典體學 政治學 國勢學
- 理科 格致學 星學 地質學 金石學 動物學 植物學 化學 重學 數學 器械學 度量學 築造學
- 醫科 解剖學 藥物學 原病學 病屍剖驗學 醫科斷訟法 內科外科及雜科治療學兼攝生法
- 文科 紀傳學 文章學 性理學

因に「大學規則」及び「中小學規則」は學校判事森有禮、同權判事加藤弘之等の起案に係るものと傳へられる。

第二章 學制頒布以前の中學教育

庶民子弟の教育 明治三年「中學規則」は定められたが、當時之を實施することは固より望み易からざる所であつた。併しながら各藩の藩費も時勢の進運に應じ、中央の施設に倣ひ、從來漢籍を講じ武技を練るに専らであつたのを革め、教則を建て、洋學醫學等を加ふるもの漸く多きを加へた。而して洋學の採用と共に認めらるゝ顯著なる事實は、各藩が教育に關して階級的差別を撤廢したることである。武士の爲めの藩校は門戸を開放して庶民の子弟を入れ、平民の爲めの寺子屋は小學に變じて、武士の子女も亦こゝに學ぶことゝなつたのである。

而して維新以前に在りては、各藩は庶民の子弟の藩立學校に入ることを許さず、時に入學を許可するものがあつても、志願する者は稀有であつた。

- 舊名古屋藩 家塾寺子屋ニ於テ修學セシモノニシテ藩立學校ニ入ルコトヲ許サス農民ニ於テモ亦然リ
- 舊静岡藩 農商工ノ別ナク總テ藩立學校ヘ入學スルコトヲ許シ家塾寺子屋等ニテ修業スルハ各自ノ隨意トス
- 舊高遠藩 家塾寺子屋ニテ適意ニ修學セシム藩學設立後ハ願ニ據リ該校ヘ入學ヲ許可セルモ志願者多カラス
- 舊米澤藩 藩立學校ヘ入學スルコトハ許可セリト雖モ學校ニ通學スル者ハ實ニ千中ノ一ニ過キス司農官吏ハ農民ノ學業ニ從事スルヲ以テ農務ヲ怠ルノ基ト爲シ之ヲ厭忌セルヲ以テ其子弟習字ヲ專ラトス稀ニ算術ヲ學フ者アリ儒學ニ至テハ殆ント跡ヲ絶テリ
- 舊高田藩 家塾寺子屋等ニテ修學セシノミニテ藩士ト共ニ修業セシコトナシ又農民等學事ヲナスヲ禁止セシコトナシ
- 尤モ兵書ヲ講談シ武術ヲ修業スルハ之ヲ禁ス
- 舊豊浦藩 藩立學校ニ入學スルコトヲ許サス但シ俊秀特出ノ者ハ假リニ藩士ノ籍ニ入ル歟又ハ師家ノ弟子トナリ入學

入校ヲ許ス等ノ權法ヲ施スコトアリ

舊久留米藩 藩立學校ニ入モ勝手ナリシモ更ニ入學スルモノナシ

舊平戸藩 弘化年中ヨリ心學舎ヲ城下ニ設ケ庶民ヲシテ道話ヲ聞カシメタリ此レ稍平民ノ教育ニ干涉セシモノナリ

舊熊本藩 才器拔群ノ者ハ擢テ藩立學校ニ入學スルコトヲ許可サレタリ

舊佐伯藩 農民等ハ専ラ農業ニ以事セシムルヲ以テ職事ノ獎勵セシコトナシ

舊柳川藩 卒族且ツ之ヲ藩立學校ニ於テ修學スルヲ許サス況ヤ平民ニ於テヤ平民子弟ノ修學ハ隨意寺子屋ニ於テ運

筆法ノ初步並ニ習字本ノ讀方ヲ教訓スルニ過キス間ニ家塾ニ入テ讀書ノ業ヲ受ルモノナキニシモ非レトモ是等ハ僅

ニ千ニ一モアラサルヘシ (日本教育史資料)

しかるに維新後各藩は庶政を一新し、教育の機會を均等ならしめたのである。即ち明治元年十一月靜岡藩は「武家社家出家百姓町人並其子弟厄介召使等ニ至ル迄志アル輩ハ學問所へ罷越稽古可致事」と布令し、又高知藩廳諭告(明治三年十二月)には

方今王政一新宇内ノ變革ニ基キ封建ノ舊ヲ變シ郡縣ノ政躰ヲ正サントスル際ニ當テ吾カ藩今日大改革ノ令ヲ發スルハ固ヨリ朝旨ヲ遵奉シ王政ノ一端ヲ掲起セント欲スレハ也故ニ首トシテ從前士族文武常職ノ責ヲ廣ク民庶ニ推互シ人間ハ階級ニヨラス貴重ノ靈物ナルヲ知ラシメ各自ニ知識技能ヲ淬勵シ人々ヲシテ自主自由ノ權ヲ與ヘ悉皆其志願ヲ遂ケシムルヲ庶幾スルノミ

といひ、同年十二月低肥藩は

此度王政維新四民ノ別ナク其材能ニ從ヒ御登用ノ路相開ケ候世ノ中 皇國ノ人タル者此難有御意ヲ奉體シ文武ノ修業一際勲勵シ國家ノ御用ニ相立テ 天恩ノ萬一ニ報シ奉リ度事ニ候ヨツテ此度新ニ藩校ノ規則ヲ立テ皇學ヲ體トシ漢洋ヲ羽翼トシ書畫算術醫業ニ至ル迄幼學ノ徒ハ入寮セシメ篤志敏才ノ者ハ人選ノ上他方へ遊學致サセ候ニ付藩校引分米ノミニ

テハ用度匱乏相成候間此節ヨリ藩内網釣鐵炮等ノ遊獵致シ候者へ税額相定メ人材教育ノ費ニ充候様申付候間各其意ヲ了解シ來ル辛未(四年)ヨリ別紙稅額書ノ通民事局へ可相納候と論達してゐる。

中學校の開設 中央に於て「大中小學規則」を制むるや、地方に於ても之に隨つて學制を設けて學校の開設に備ふるものがあつた。

岩國藩にては、明治四年九月學校條例を定め、その内に第八章より第四十七章に至る「中學條例」を規定し、公私中學、生徒規則、寄宿所規則、使部勤方等の規則を立てた。

第八章 生徒十五歳ニ至リ小學ノ試業ヲ卒ル者此學ニ入ルヲ得ル而シテ二十歳ニ至レハ其意ニ任シ之ヲ出ス

第九章 中學ヲ別チ二種トス公中學、私中學、公トハ藩ヨリ保護スルモノナリ藩ノ保護ナキハ即チ私ナリ然レトモ藩ノ

免許ヲ受ル者藩ノ看察ヲ得テ教授スヘシ

第十三章 公中學ニ於テ課程ヲ以テ講習スル所ノ科目ハ左ノ如シ

算術、重學ノ大意及器械學製造學、理學、化學、鑛山土質植物動物ノ大意、宇宙學ノ大意、政體學ノ大意、經濟學、地理、歴史、和漢文章、商法學、農學、體術、圖畫、兵學

「學制」以前の中學校には或は府、藩廳の新に經營するものあり、或は舊藩主がその藩校を維持繼續するものもあつたが其大半は廢藩置縣或は學制頒布に際して閉鎖せられた。此等の中學校に關しては資料に乏しく之を詳にするを得ないが、教科目修業年限等區々に岐れ、その内容も整はなかつたことは想像し難からざる所である。

○東京府中學校 明治三年四月東京府は中學校を駿河臺に建てた。現米年六百石を以て校費に充て、職員は教官、助教幹事各二人、寮長、同助、主帳、同助三人を奏任判任の出仕とした。其官祿は小學教員の俸給をも併せて凡そ現米年千五百石を以て充てた。生徒を三等に分ち、一等を學術特進のものとし、之に次ぐものを二等其餘を三等とし、一等には

二年、二等には半年の寄宿を命じ、皆之に食を給し、三等は春秋只筆墨を給することとした。教科用書は未だ規定せられなかつたが、書經、公法、明律等を一等生徒の科業とし、二等生徒の科業は左傳、聯邦史略等とし、論語、地球説略等を三等の科業とした。開校に際し入校するもの凡九十人に及び其後校舍狹隘を感じ、洋語學校と共に日枝神社の畔に移つたが、幾もなくして火災に遭ひ、再興するに及ばずして、明治四年八月中學校及び洋語學校は文部省の管轄に歸した。

(日本教育史資料)

○京都府中學 明治三年十二月京都府は二條城北舊京都所司代屋敷を改造して京都府中學を開設した。而して之を濫觴とする京都第一中學校は實に我國中學校の中最も長き歴史を有するものである。明治元年大政官が京都に皇學所及漢學所を設け、同二年十二月兩學所を合併して大學校代と稱し、尋いで之を廢止したことは既に述べた所であるが、京都府中學の設立と共に、兩學所の子弟を移して此に就學せしめたのである。

中學には國學、漢學の二局を置き、別に洋學局教場を設け、生徒の希望に應じて洋學を兼修せしめた。又中學には小學校を附設して華士族の子弟を教育した。當時市内には既に小學校の設があつたのであるが、是等は町人子弟の就學する所であつて、門閥を尊び資格を重んずる華士族は、その子女をして町人の子弟と共に學ばしむることを好まなかつたのである。而して小學兒童の内成績優秀なる者は、春秋の二回考試を経て官費を以て中學に進ましめ、又十六歳以上に達して小學校卒業以外の者及び在官の者にして入學を志願する者は、之を中學等外生として別に教室を設けて教育し、試験の上専門學科に入らしめた。

洋學に在りては先づ獨逸人リュードルフ・レーマンを聘して獨英語教師とし、明治四年米人チャールズ・ボールドウィンを英語教師とし、同五年佛人レオン・ジュリーを佛語教師としたが、英語學生殊に増加したので、同五年米人ホルンビー・イーヴァンスを招聘し、別に教場を角倉邸内に設けて教授せしめた。斯くの如く教場處々に散在して不便尠くなかつたが、明治六年六月舊京都守護職邸内に國語漢學、獨逸語學、英語學、數學の四教場落成し、それぞれ立生校、

獨逸校、英學校、數學校と稱した。先是二月文部省の命に依り一旦中學の名稱を廢して管内市郡小學取締所と改めた。前記四校の内立生校は皇漢學及理化學其他翻譯書を講讀し、傍ら習字作文を教授して其の修業年限を二ケ年半とし、獨逸校は主として醫學に従事せんとする者の豫備科として其の修業年限を三ケ年とし、英學校は専門諸科に入らんとする者に普通科を教授して修業年限を四ケ年とし、數學校は専ら數理學を教授して其の修業年限を二ケ年半とした。尙佛蘭西語學教場は高田別院に移され、明治八年三月に至り閉鎖された。

明治十二年四月に至り、從來の專攻制を改めて國・漢・英・數を併せ、且博物、地理、歴史、物理、化學、圖畫等の科目を加へて高等普通教育の内容を具備せしめ、修業年限を四年とし、再び京都府中學の舊名に復した。翌十三年四月始めて卒業生八名を出したが、生徒數は漸く増加して同年末には二百六十六名を算した。明治十四年高等科を設けて在來の中學科を初等科と稱し、始めて體操科を置いた。翌十五年五月バチエラー・オブ・サイエンス今立吐辭を校長に任じた(本校職制に校長の名目を見る最初である)。同年七月府會は本校の經費を否決したが、府は別途經費を以て維持し其の間の困難少くなかつた。同月頒布の中學綱領に準じて教則を改正し、明治十八年五月寺町通丸太町上(現府立第一高女)の新築校舍に移り、翌十九年七月「中學校令」の公布により郡部に在る三山木、龜岡、宮津の三中學校を本校に合併し、明治二十年一月合併の事務完了を待つて京都府尋常中學校と改稱した。

明治二十一年四月第三高等中學校を大阪より京都に移さるゝに際し、市民は敷地建築費等を寄附したる結果、府經濟の緊縮を要し、本校は經費支出の途を失ふに至つた。しかるに大谷派、願寺より年額六千圓の經費負擔を條件とし、其學部僧侶を併せて尋常中學校の授業を繼續した。斯くの如くして命脈を保つこと五年、明治二十六年四月再び經費を地方税に回復した。仍ち本願寺は其所屬僧侶生を率ゐて分離し、新に大谷尋常中學校を興した。明治三十年九月洛東吉田町の新築校舍に移り、同三十二年四月京都府第一中學校と改稱し、翌三十三年四月第二中學校の開設に當り、生徒約二百三十名を同校に移した。昭和四年四月下鴨膳部町の現校舍に移り、翌五年十月創立六十周年記念式を舉行した。創立

以來昭和十一年三月に至る卒業生總數四千九百九十八人に達し、此の内學位を得たるもの百十六名を算する。歴代校長中在任長きものは、本莊太一郎、土屋貞安、森外三郎、山本安之助等である。

本校は我が國最古の中學であるが、其の沿革史は光榮の記事に富んでゐる。

明治五年五月六日 明治天皇親しく本校に臨御し給ひ、生徒の授業を天覽あらせられ、教師生徒に御下賜品あらせらる。

明治十年二月一日 明治天皇再び本校に臨御し給ひ、外國教師及生徒に至る迄御下賜品あらせらる。

明治十八年五月 寺町丸太町上ル新校舎に移轉し六月移轉式を舉行す、山階宮久通宮殿下特に台臨あらせられ、宮内卿伊藤博文、文部卿代理森文部御用掛隨行臨場す。

明治二十年二月一日 明治天皇第三回目の臨御あり、有栖川宮殿下を始め、伊藤内閣總理大臣、徳大寺侍從長、近衛將校等供奉せり。各教室御巡覽の後校庭に於て歩兵教練を 觀覽あらせられ、校舎設備學業の進歩につき特に褒詞を賜ひ、且教員生徒に御下賜品あらせらる。

明治四十三年十月一日 皇太子殿下行啓あり、授業及生徒成績品御巡覽あらせられ御寫眞一葉下賜せらる。

昭和七年四月七日 久邇宮家彦王殿下本科第一學年に御入學、同十二年三月六日御卒業遊ばさる。

昭和八年三月四日 賀陽宮恒憲王殿下御台臨、生徒成績品各教室陳列品分列式等を御巡覽あらせらる。

昭和十年四月七日 久邇宮徳彦王殿下本科第一學年に御入學あらせらる。

昭和十一年十一月五日 久邇宮多嘉王妃殿下御台臨あらせらる。(京都第一中學校年報より摘録)

尙京都の中學校については、明治五年申五月福澤諭吉が京都の諸學校を視察し旅舎に於て記せる「京都學校の記」(『慶應義塾誌』所載)がある。次に其の一節を抄録する。

京都の學校は明治二年より基を開きしものにて自今中學と名づくる者四所小學と名づくるもの六十四所あり市中を六

十四區に分ちて學校の區分となせしは彼の西洋にて所謂「スクール・ヂストリクト」ならん。

小學の科を五等に分ち吟味を経て等に登り五等の科を終る者は中學校に入るの法なれども學校の起立未だ久しからざれば中學校に入る者も多からず但し俊秀の士女は未だ五科を経ざるも中學校に入れ官費を以て教ふるを法とす目下此類の男子八人女子二人あり内一人は府下髮結の子なりと云ふ。

四所の中學校には外國人を雇ひ英佛日耳曼の語學を教へり其法は東京大阪に行はるゝものとは大同小異每校生徒の數男女百人より二百人其費用は全く官より出づ中小學校の内英學女工場と唱ふるものあり英國の教師夫婦を雇ひ夫は男子を集めて英語を授け婦人は女兒を預りて英語の外に兼て又縫針の藝を教へり。

明治五年申四月學校の出版表に據るに中小學校の生徒一萬五千八百九十二人男女の割合凡十と八とに等し。

○加賀藩の東西中學 明治三年十二月藩校明倫堂を改めて中學西校を開き、教師、訓導、訓蒙を置き、經義・紀傳・詩文の三掛り及皇學・歌學等の學科を設け、各其の所長に隨つて之を教授した。翌四年七月舊藩を廢して金澤縣を置かれ、十月經義・紀傳・詩文の三學科を廢して、普通學科(皇學、漢學、西洋(譯書)學、數學、對策、習字、講義)に改め、十一月中學東校と合併した。

中學東校は明治三年十一月扨注・致遠の二館を合併して十二月開校した。教員三十餘名を置き、英學並に漢學・數學・習字の各科を教授せしめ、翌四年六月英吉利人エドウィン・サイモンソンを聘用した。生徒は一時三百名の多きに達したが、同年十一月中學西校と併合し、金澤中學校と改稱した。生徒の數五百に達したが、翌五年四月に至り閉校した。蓋し廢藩置縣の後費途頓に閉塞した爲である。開校當時は中學小學の二科を設け、之を専門普通に區分し、普通部を更に正則變則に分つた。

正則は小學を三等に分ち、八歳以上十五歳に至るものを入れ、其學科の成熟を待ち試験を経て中學正則に進ましめ、二等の課程を履修して専門學に進ましめた。而して正則には文章・史學・地理・理化・數學の五科があり、史學に於て

は國史記事本末、三朝事略(二等)、日本外史、元明史略(二等)を講じ文法、地理、窮理、舍密等は洋書を用ひた。變則は小學を二等に分ち、十六歳以上のものを入れ、學科の習熟を待ち中學變則に進ましめ、三等の課程を経て専門學に進ましめた。變則は政事・史學・地理・理化・數學の五科とし、その教科書には

- 政事 西洋聞見錄 制度通 開知新篇 立憲政體略 眞政大意
- 史學 日本外史 元明史略 三朝事略 萬國史略 國史紀事本末 易知錄 英國史略 西洋英傑傳
- 地理 輿地志略 瀛環志略
- 理化 窮理圖解 氣海觀瀾 器械名稱 化學入門 舍密局秘携 器械取扱 博物新編 格物入門 舍密開宗 繪圖學等を用ひた。而して専門學を次の五科に分つた。

- 政治學 理財 租稅
- 法科 法律 詞訟法 民法 國勢 公法 交際
- 理科 醫學 窮理 化學 植物 天文 曆學 地理 測量 數學
- 業科 國產 農學・校 畜養・山 商法 建築 器械 水利 航海
- 文科 古學 支那學 西洋學 史學

粗ぼ一學に通じて三十歳を過ぎたるものは、普通科を歴すして直に専門學科に入ることを得せしめ、専門科には等を分たなかつた。

○名古屋藩中學校 明治四年十月舊尾張藩の學校明倫堂を廢し、同月舊三の丸大名小路に中學校を開設し、明倫堂生徒中間義以上に至るものをこゝに就學せしめ、以下の素讀生を小學校に收容した。中學の教則を初課・二課・三課に分ち外に別課を置き、漢籍と西洋譯書とを用ひて教授した。生徒の概數は寄宿生三十名通學生百名あり、經費は名古屋藩廳

之を支給したが、廢藩置縣の後僅に一周年を経て廢せられた。

○福山誠之館 藩主阿部正弘が藩士文武課責の爲安政二年(一八五五)正月之を開き、文學は専ら漢籍を用ひ、又蘭學・數學の二科を置いた。明治元年漢學の教則を革め皇學洋學の二科を置き、又數學・書學・畫學の三科を設け、人民一般の入學を許した。明治三年冬學制を改革して、漢學を廢し普通學科を設け、諸科總て國文の書を用ひ、英學佛學の専門科及數學習字の科を置いたが、其後二年を経て廢止せられた。

○郡山藩造士館 享保年間の創立に係り、明治三年造士館と改稱した。維新前、漢學、醫學、算法、筆道、習禮、兵學弓、劍、槍、柔術、馬術、砲術等を課し、藩士の子弟は十歳にして文學に就き、十三歳にして武術に入門せしめ、修身の修業とし、退學の期を定めなかつた。維新後、和學、漢學、漢洋算法、筆道、擊劍、拳搏、體操を學科とし、各科を兼修せしめて一科の專修を許さなかつた。八歳にして外塾生となり、初中上の三級を卒へて、十二歳にして小學生となり、三級を経て中學生となり、十八歳にて卒業するを目的とした。中學生の學科表は次の如くであつた。

質問	上級	中級	初級
大日本史	神皇紀略	政記皇朝史略	
資治通鑑	纂論萬國公法	英國史	
代數術初等	比例開方連數雜題	數性奇零積分諸等	
法書	萬國史略各國史	地理書窮理書	
擊劍	拳搏	體操	

授業ノ時間ハ春分ヨリ八字始業四字終業立夏ヨリ六字始業十二字終業

○米澤藩興讓館 元祿十年(一六九七)十月藩主綱憲の創建に係る學校を起原とする。安永五年(一七七六)二月學校を興復して興讓館と名づけ、五月尾張の人細井平州を江戸より招聘して學生及び藩士のために四九の日書を講ぜしめた。明治戊辰の亂に際し藩内亦騷擾し、生徒を解散して館を兵隊の屯所とし、又負傷者を收容する病院とした。幾くもなく四海靜寧に歸するに及び、大に學校を補理し文教を再興し、明治三年十一月算術習字の二科を加へて、七八歳以上の童兒に悉く讀書算の三科を授けた。翌四年外國語學校を校域内に設け、英語教師三名を東京より招聘し、生徒十三歳以上にして篤志俊秀の者に、一ヶ年十圓宛の手當金を給して語學に従事せしめた。此年秋文部省に出願して英人達刺斯を雇入れ興讓館の語學教師とした。先是學校の體裁を革め、四民一途人才教育の制度を立て、學體を皇學、洋學、醫學、筆學、數學の五科とした。此年七月藩を廢し米澤縣を置かれ、十一月更に米澤縣を廢し置賜縣を置かれたが、翌年八月學制頒布され、次いで従前の諸學校を一旦悉く廢止すべき旨の布達あり、十月學校を廢止した。先是明治四年九月縣廳は「學校革制大旨」を定めたが、そのうちに曰く

皇國普通ノ字ヲ以テ書スルモノヲ皇學トス(國學支那學翻譯洋書等ナリ)尤政教事實ヲ主トシ和漢洋ヲ論スルコトナシ洋字ヲ以テ書スルモノヲ學フヲ洋學トス皇學洋學文字各異ナリトイヘトモ其理ハ則一也其好ム所ニ從ヒ門派ヲ標シ私黨ヲ樹ツルコトナク互ニ相親ミ天地ノ公道ニ基キ宇内ノ所長ヲ探テ己カ知識ヲ長シ大ニ皇國ノ用ヲ爲スヲ期スヘシ

○福井明新館 安政二年創めて藩校明道館を設けられたが、明治二年五月之を明新館と改稱し、藩中の外平民有志の入學を許し、生徒を外塾生(七八歳より十二歳まで)、小學生(十三歳より十六歳まで)、中學生(十七歳より二十歳まで)の三種とし、中學生には漢學、數學、武學、歩兵、砲兵等の學課を授けた。

明治四年二月に至り、學校規條を革め、諸科目の内志願に任せ修業せしめた。次に中學生學課表を掲げる。

兵砲	兵歩	學數	書洋	書漢	典皇	上級	中級	初級
發射	行軍陣營大概	代數術初等	化學、 物理、 器械、 圖畫	左傳、 大學、 地理、 全誌	神皇紀、 大日本史、 皇朝史、 日本政記	皇朝史略	日本外史	日本外史補
彈生	小除運動輕兵付	連比、 數例、 數開、 雜題	地理、 萬國、 史	博物、 新編	網鑑、 易知、 錄	論語、 講義	習字、 綴字、 音調	習字、 綴字、 音調
種名	積數、 分性、 諸奇、 等零	積數、 分性、 諸奇、 等零	習字、 綴字、 音調	論語、 講義	同	習字、 綴字、 音調	習字、 綴字、 音調	習字、 綴字、 音調
標準	小銃、 打方	積數、 分性、 諸奇、 等零	習字、 綴字、 音調	論語、 講義	同	習字、 綴字、 音調	習字、 綴字、 音調	習字、 綴字、 音調

この外劍術、柔術、調馬を課したが、教師は藩内の儒者、師範役を登庸し、又語學理學には外國人を雇聘することゝし、英人ルシー、米人グリフイス、ワイコフ、マジット等相踵いで來朝した。しかるに明治四年七月廢藩置縣後大變革あり、翌五年八月學制頒布後、二十八番中學と稱し、明治七年四月福井明新中學校と改め、舊藩知事の委託金を以て經

費に充て尙月謝を徴收した。當時生徒六十名あり、邦人教員四名及英人マジット等教授に當つた。其後明治九年秋に至り遂に廢校となつたが、同十一年舊藩主の寄附金及舊中學校の準備金を以て校舍を新築し、翌十二年一月福井明新中學校を開校し、普通中學科の外、文學・英學・技藝の三専門科を置き、普通科は三年、専門科は六年を修業年限とした。同年末の生徒數中學生十一名、專門生十一名であつた。明治十四年「中學校教則大綱」公布の後福井縣會の議決により縣の所管に移つた。(福井中學校「創立五十周年記念録」に據る)

教科用書 學制以前の學校に於て採定せる教科書は、既に各中學の項に於ても掲ぐる所あつたが、更に他の數例を摘記する。

明治元年十二月より開講せる京都の皇學所に於ては、古事記(二七日)、令義解(三八日)、萬葉集(五十日)を講釋し、日本記(四九日)を會讀した。

明治三年閏十月改正の大學南校規則に示された普通科(五等)の教科書には次の書目がある。

- 初等 ペランシュー單語會話
- 八等 英クワツケンボス小文典 佛ノエールシヤブサル小文典
- 七等 英クワツケンボス大文典 佛ノエールシヤブサル大文典
- 英ゴールドスミツド地理書 佛コルタンベル地理書
- 六等 英ウイソソ萬國史 佛ヂュリール小萬國史
- 五等 英クワツケンボス究理書 佛ガノール究理書

明治四年十月開設の名古屋藩中學校の教科書は左の如く、西洋譯書の書名は不明である。

- 初課 通鑑學要 皇朝史略 日本外史 西洋譯書(修身書・國體書・地理書)
- 二課 史記 漢書 鋼鑑易知錄 六國史 大日本史 資治通鑑並綱目 西洋譯書(窮理學・天文學・地理學・各國歴史)

三課 經義

尙「日本教育史資料」の福山誠之館(明治三年冬普通科を設け總て國文の書を用ひた)の條に次の記事がある。

普通學科ハ其學創始ニシテ用書ニ乏シキヲ以テ新ニ明倫豫要河村重秀、養生論寺地強平、皇國地理略森立之等ノ書ヲ編纂ス當時海外諸國ノ事ヲ記スルハ世界國盡等アリト雖皇國地理書ノ撰者ハ蓋シ此皇國地理略ヲ以テ嚆矢トス又金澤中學校(加賀藩)の數學教員關口開等の編輯に係る新撰數學は弘く世に行はれたといふ。

文部省の教科書編纂の事業は明治四年九月大學の語彙掛、南校の翻譯局、東校の醫書翻譯掛を併せて編輯局を設置したる時に始まる。しかるに翌五年九月之を廢し、十月省内に教科書編成係を置いて中小學の教科書を編成せしめ、又十一月東京師範學校に編輯局を設け小學教科書の編纂に當らしめた。

授業法 「日本教育史資料」中和歌山縣取調に據れば、漢學に關しては概略次の如く、國語に關してはすべて漢學に準じ、洋學は猶創始に屬して、方法一定せず、教官の見込を以て適宜授業を行つた。

素讀 生徒一人毎ニ句讀ヲ授ク

講釋 衆生徒ヲ一場ニ集メ講說ス

質義 生徒一人毎ニ自ラ讀ム所ノ書ニ就キ疑義ヲ質問セシメ之ニ解説ヲ與フ

會讀 生徒十數名ヲ以テ一席トシ每席會主一人執讀一人(明治二年以後ハ別ニ執讀ヲ置カス會主之ヲ兼ヌ)ヲ置ク會主先ツ執讀ヲシテ課書中ノ一章若クハ一節ヲ讀マシメ而ル後各生徒ヲシテ疑義ヲ質問セシメ會主之ニ答辯ス

輪講 生徒十數名ヲ以テ一席トシ遞次ニ課書ヲ講述シ且相互ニ質問討議セシメ教官其可否ヲ判別シ兼テ其旨趣ヲ説示ス

右授業ノ順序ハ先ツ素讀ノ課書ヲ卒業シ講釋ヲ聽聞シ質義ヲナスニ及ンテ會讀輪講等ニ出席セシム

この授業法は、和歌山藩學校につき取調べたるものに係る。

生徒罰則 舊官津藩の禮儀館の生徒罰則は、黙坐、居殘、禁足、退校とし外に愼み所があつた。

天保十三年ヨリ藩士ノ荒酷暴激總テ士ノ面目ニ關スル汚行アル者ヲシテ此處ニ謹慎セシム教ユルニ文武ノ兩道ヲ以テス慎ミ所ノ構造ハ禮讓館構ヘ地ノ一隅ヲ區畫シ謹慎所一棟ヲ設ケ棟中二室アリ其一室ハ新タニ汚行アル者ヲ置キ其汚行ノ輕重ニヨツテ三十日乃致一百日間鹽氣ヲ絶チ専ラ改心ノ念ヲ起サシム而シテ他ノ一室ニ移シ鹽氣及入浴ヲ許シ辰ノ刻ヨリ巳ノ刻迄讀書巳ノ刻ヨリ午ノ刻迄武術以上ノ二科ヲ教授シ午後ハ習字溫習セシム日没ニ至テ出入口及窓戸ヲ鎖ス出入口窓戸等ノ開閉ハ藩ノ目附役之ヲ司トル又番卒アツテ晝夜非違ヲ警シム謹慎者ノ年限ハ謹慎ノ良否ニヨツテ一年乃至三年トス

水口藩尙志館の生徒罰則は左の如く定められた。

- 一 盜竊諸犯國法ニ關係スルモノハ刑官指揮ニ隨フヘキ事
 - 一 放蕩無賴ニシテ教ニ師ハサルモノハ或ヒハ罰役或ヒハ返塾可申付事
 - 一 重心怠惰ニシテ途中遊戯時刻遲滯ノ者ハ禁足可申付事
 - 一 兇頑ニシテ自己ノ業ヲ怠タルノミニアラス他ノ事ヲ妨碍スルモノハ罰役可申付事
 - 一 書籍器械等汚壞破損致スモノ検査ノ上相當ノ罰役可申付事
 - 一 生徒五日外ニ及ヒ各場ヘ不動ノ者検査糾問可致事
- 罰役ハ堂内ノ掃除等ヲセシムルナリ

教員俸祿 各藩によりて一定せず、俸祿の多寡は其差が甚しかつた。金澤藩に於ては、中學東西兩校の教師を一等教師(年給米六十七石)、二等教師(五十石)、三等教師(三十三石)、四等教師(二十六石)、五等教師(二十石)の五等とし次を訓導(十五石)、訓導加(七石五斗)、訓蒙(年給金廿五兩)、訓蒙加(十二兩)とし、更に生徒中より助手を選び之に糧食を給した。津山藩の修道館に於ては、維新後學問教授に年給十俵又は十五俵、學問助教に九俵、學問助教補に七俵、何術教授に七俵、何術助教に五俵を給し、和歌山藩學校(明治二年改定)にては、教授(年三十五俵)、教授試補(二十俵)、助教(十五俵)

助教試補(十二俵)の四級とし、米澤縣(明治四年九月)に於ても、一等教授(三十五俵)、二等教授(二十五俵)、三等教授(十俵)、三等教授助勤(八俵)の四級とした。(當時一俵(四斗五升)の代金は二兩二朱であつた)。岸和田藩にては、維新後學制頒布前には、督學(四十石)、教授(三十石)、助教(十五石)、少助教(十石)とし、盛岡藩にては、教授(玄米百石)、大助教(五十石)、小助教(三十五石)、長上生(二十石)、大得業生(十五石)、少得業生(十石)の六級に分つた。

柳川藩にては維新以後教授に官祿七十石(家祿を合せ此數に滿つ家祿官祿より多き)、別給二十五俵(家祿の多寡を問はず)、一等助教に官祿三十石、別給十五俵、二等助教に官祿二十石、別給十四俵、句讀師、洋學師に官祿十五石、別給十二俵を給し、延岡藩にては、學制頒布前一等教官に米五十六石、二等教官に三十石、三等教官に六石を給し、久留米藩にては、文館教授(二十五俵)、同試補(二十俵)、文館助教(十五俵)、同試補(十三俵)、素讀師(十三俵)、同試補(十俵)の六級に分つた。

横濱、文館にては、明治二年皇漢洋三學兼修の時には、一等教師に月給五十圓、國學兼漢學の如く兼勤あるときは別に二十五圓を給し、二等教師に三十圓、三等教師に二十圓を給し、翌三年には、教授二十圓、一等助教十五圓、二等助教十二圓、三等助教八圓とし、明治五年洋學專修の際には、二十五圓以下三圓を給し、外國教師には月給二百五十弗、地家租として百弗を給した。

第三章 學制の頒布

文部省の設置 明治二年正月薩・長・土・肥の四大藩が版籍奉還を奏請し、朝廷之を聽納あらせらるゝや、諸藩之に倣つて六月版籍悉く朝廷に復歸し、次いで明治四年に至り、藩を廢し行政區劃を整理して三府七十二縣を置かるゝに及び、政令全く一に歸し、中央政府の組織に大改訂を加へられ、維新の大業は名實共に完成を告ぐるに至つた。茲に於て同年七月大學を廢して新に文部省を置かれ、文部大輔江藤新平省務を攝行したが、旬日にして大木喬任文部卿に任じ、全國の學事を總轄し教學の振興に當つた。

文部省新設の當初に在りては、事未だ草創に屬して諸般の學校を整ふる遑なく、工部省が技術者養成の爲に明治四年八月工學寮を設け、司法省が司法官養成の爲に同年九月明法寮を置き、開拓使が明治五年四月拓殖從事者養成の爲に假學校を開くなど、焦眉の急に應ずべき施設は各省に於て之を經營した。但し府縣學校に至りては、明治四年十一月以後悉く之を文部省の所管とした。

學制の頒布 文部省新設の後當局の専念せる所は學制の制定に在つた。仍ち銳意調査を遂げ準備を進むること一箇年、明治五年八月太政官布告を以て學制頒布され、明治教育の基礎定まるに至つた。

學制の起草は、何人が之に當れるかは確説あるを知らない。文部省の設置後文部卿大木喬任の下に當時の洋學者思想家が參畫して成就せるものと考へられる。先是明治元年十月、箕作麟祥、内田正雄、細川潤次郎、福澤諭吉等が「學校取調御用掛」を命ぜられ、尋いで森有禮、神田孝平、西周等同掛となつたが、明治四年十二月には箕作麟祥、岩佐純、内田正雄、長英(三州)、瓜生寅、木村正辭、杉山孝敏、辻新次、長谷川泰、西潟納、織田尙種、河津祐之等十二名が「學制取調掛」を仰付けられてゐる。尙學制の制定について考ふべきは、維新後西洋諸國の學制を紹介する譯述の少くなかつたこと

である。その主なるものを數ふるも、内田正雄の「和蘭學制」(明治二年開成學校刊)、小幡甚三郎の「西洋學校軌範」(明治三年慶應義塾刊)、佐澤太郎の「佛國學制」(明治六年文部省刊)等がある。

兎もあれ、明治五年六月文部省は學制の草案を具して、太政官の立法院たる左院に伺書を呈出したが、之に對して同月二十四日太政官は、「後來ノ目的ヲ期シ當今着手ノ順序」として左の九條を指令した。

- 一、厚ク力ヲ小學校ニ可用事
- 一、速ニ師表學校ヲ興スヘキ事
- 一、一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムヘキ事
- 一、各大區中漸次中學ヲ設クヘキ事
- 一、生徒階級ヲ踏ム極メテ嚴ナラシムヘキ事
- 一、生徒成業ノ規アルモノハ務テ其大成ヲ期セシムヘキ事
- 一、商法學校一二所ヲ興ス事
- 一、凡ソ諸學校ヲ設クルニ新築營繕ノ如キハ務テ完全ナルヲ期ス事
- 一、反譯ノ事業ヲ急ニスル事

この指令ありてより、二ヶ月を経て、我國の教育史上劃期的意義を有する學制は頒布せられたのである。斯くして維新以前の封建的制約は排除せられ、四民の知的解放を期圖する明治教育の隅石は置かれたのである。

學制の結構は全く創案せられたものではなく、其の骨子を佛國の學制より採つたといはれてゐる。蓋し北米合衆國は教育制度を各州の自治に委ね、英吉利は私學の發達著しく、獨逸は聯邦より成つて、何れも全國に通ずる劃一の制度なく、獨り教育施設の中央集權主義を立つるものは佛蘭西であつた。しかしながら、殊に小學教育に於て、在來の封權的制約を打破し、階級的差別を撤廢し、門戸を開放して、四民共學の制を建てたことは、合衆國の學制に倣つたものと云ふべく、

英・佛・獨等歐洲の列強が、社會の階級に依り、教育の系統を二つにし、其の進路を別にする制度は之を採らなかつたのである。斯くして制度は大體の形式を佛國より採つたが、内容に至つては合衆國に學ぶ所極めて多く、殊に學制を實施するに當つては、先づ教員を得ることを最も急とし、多數の米國人を招聘して指導の任に當らしめたのである。就中顯著なりしものを擧ぐるも、なほ次の數項を擧げることが出来る。

- (一) 明治五年五月我が國師範教育の起源をなす東京師範學校を創設するに當つては、米國人エム・エム・スコットを聘用し、合衆國師範學校の制に則つて、小學教授法を傳習せしめ、その修業者は各府縣の師範學校に派遣せられて、或は其の創業に參畫し、或はその經營に任じた。
- (二) 明治六年八月北米ラトガス大學教授ダビッド・モルレーを聘して文部省學監とし、在任五年有半、文政の樞機に參劃せしめた。先是米國宣教師フルベツキは、安政六年(一八五九)に來朝して長崎に在り、専ら英學の教授に従つて居たが、明治二年上京して大學南校の教頭に任じ、文政に關し當局の諮詢に應じ、獻策進言する所多かつた。
- (三) 明治七年八月森有禮は東京京橋尾張町に商法講習所を設け、商業教育の端緒を開いたが、當初に於ては、米國商法學士ホイットニーを聘用して教授に當らしめた。
- (四) 明治九年八月開拓使が札幌農學校(北海道帝國大學の濫觴)を創設するに際し、北米マサチューセツ州立大學長陸軍大佐ウイリアム・スミス・クラークを聘して、その經營を委ねた。
- (五) 明治十一年十月文部省は神田一橋通に「體操傳習所」を設けて、體操教員を養成したが、専ら指導の任に當れる者は、北米アマスト大學附屬體操學校の出身者ジョージ・リーランドであつた。翌十二年十月文部省は「音樂取調掛」(東京音樂學校の前身)を置き、音樂教師を養成したが、教授の任に當つた者は米國人ホワイティング・メーソンであつた。

其の他官公私立の學校に於て米國人を雇傭して、語學又は科學の教授に當らしめたるもの甚だ多く、又米國人の著作に係る教育學書の譯述せられるもの亦少くなかつた。而して維新以前より、幕府或は薩長の如き大藩より、俊秀を選んで英米に留學生を派遣したが、私費を投じて遊學の爲渡米するものも多く、明治六年の調査によれば、海外留學生の總數三百七十人を超え、その内官費を給する者二百五十人に達した。其在留は諸國に亘つたが、米英二國を主とし、歸朝の後直接に間接に米英の教學を弘めたことは言ふを俟たなかつた。殊に明治八年九月文部省が伊澤修二、高嶺秀夫等を北米に派遣して師範教育を研究せしめ、歸朝後師範教育の樞機に參與せしめたことはアメリカ學風の影響を多からしめた。

明治初期の教育理想 維新以後我が國と世界各國との國交が滋くなるに隨つて、富國強兵は上下の最大關心事であつた。而して學制頒布に際して太政官より

人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆゑんものは他なし身を脩め智を開き才藝を長するに
よるなり而て其身を脩め智を開き才藝を長するは學にあらざれば能はず是れ學校の設あるゆゑんにして……學問は身を
立つるの財本といふべきものにして人たるもの誰か學ばずして可ならんや

と布告せられ、立身出世を目標とする教學には、在來の學問は適切ならずとして斥けられ、利用厚生を標榜する實學主義を奉じたことは、當時の學科課程に見るも明かである。斯の教學によりて近代日本は形成せられたのであるが、今や功利主義の教育の功過は共に著しく、朝野の間に教學刷新の聲は高まるに至つたのである。

「學制」 學制百九章の内主として中學教育に關涉するものを次に抄録する。

第一章 全國ノ學政ハ之ヲ文部一省ニ統フ

第二章 全國ヲ大分シテ八大區トス之ヲ大學區ト稱シ每區大學校一所ヲ置ク

第五章 一大學區ヲ分テ三十二中區トシ之ヲ中學區ト稱ス區毎ニ中學校一所ヲ置ク全國八大區ニテ其數二百五十六所ト

ス 人口大約十三萬人ヲ以テ一中學區ノ目的トス

第六章 一中學區ヲ分テ二百十小區トシ之ヲ小學區ト稱ス一大區ニテ其數六千七百二十所全國ニテ五萬三千七百六十所

トス 人口大約六百人ヲ以テ
一小學區ノ目的トス

次に學區取締、督學局、小學につき規定し、小學は之を上下二等に分ち、下等小學は六歳より九歳まで、上等小學は十歳より十三歳までとし、事情により斟酌するも妨なきものとした。

第二十九章 中學ハ小學ヲ經タル生徒ニ普通ノ學科ヲ教ル所ナリ分テ上下二等トス、二等ハ外工業學校・商業學校・通辨學校・農業學校・諸民學校アリ、

下等中學教科

國語學 算術 習字 地理 史學 外國語學 窮理學 圖畫 古言學 幾何學 代數學 記簿法 博物學 化學 修身學 生理學 國體學 政體大意 國勢學大意 奏樂 賞分缺

上等中學教科

國語學 習字 外國語學 窮理學 算術 古言學 幾何學 代數學 記簿法 化學 修身學 測量學 經濟學 重學大意 動物學 植物學 地質學 鑛山學 生理學大意 星學大意

下等中學ハ十四歳ヨリ十六歳マテ上等中學ハ十七歳ヨリ十九歳マテニ卒業セシムルヲ法則トス

第三十章 當今中學ノ書器未タ備ラス此際在來ノ書ニヨリテ之ヲ教ルモノ或ハ學業ノ順序ヲ蹈マスシテ洋語ヲ教ヘ又ハ

醫術ヲ教ルモノ通シテ變則中學ト稱スヘシ但私宅ニ於テ教ルモノハ之ヲ家塾トス

第三十一章 當今外國人ヲ以テ教師トスル學校ニ於テハ大學教科ニ非サル以下ハ通シテ之ヲ中學ト稱ス

第三十二章 私宅ニアリテ中學ノ教科ヲ教ルモノ教師タルヘキ證書ヲ得ルモノハ中學私塾ト稱スヘシ其免狀ナキモノハ之ヲ家塾トス

次に諸民學校、農業學校、通辨學校、商業學校、工業學校、大學、師範學校の目的を示したる後、教員及生徒に關シ

第四十章 小學教員ハ男女ヲ論セス年齢二十歳以上ニシテ師範學校卒業免狀或ハ中學免狀ヲ得シモノニ非サレハ其任ニ

當ルコトヲ許サス

第四十一章 中學校教員ハ年齢二十五歳以上ニシテ大學免狀ヲ得シモノニ非サレハ其任ニ當ルコトヲ許サス

第四十二章 大學校教員ハ學士ノ稱ヲ得シモノニ非サレハ許サス

以上ハ其目的ヲ示ス數年ノ後ヲ待テ之ヲ行フヘシ

第四十七章 教員生徒ヲ教授スルノ功他ニ秀越スルモノアル時ハ公私學校私塾ヲ問ハス督學局地方官ト協議シ之ヲ本省ニ乞テ之ニ褒賞ヲ與フ

第四十八章 生徒ハ諸學科ニ於テ必ス其等級ヲ踏マシムルコトヲ要ス故ニ一級毎ニ必ス試験アリ一級卒業スル者ハ試験

狀ヲ渡シ試験狀ヲ得ルモノニ非サレハ進級スル得ス

第四十九章 生徒學等ヲ終ル時ハ大試験アリ(小學ヨリ中學ニ移リ中學ヨリ大學ニ進ム等ノ類)

但大試験ノ時ハ學事關係ノ人員ハ勿論其請求ニヨリテハ親族或ハ他官員トイヘトモ臨席スルコトアルヘシ

第五十一章 試験ノ時生徒優等ノモノニハ褒賞ヲ與フルコトアルヘシ

と規定し、次に貸費生、海外留學生、學費の事を定めた。

第九十四章 大學校ニアリテハ生徒ノ受業料月七圓五十錢ヲ相當トス外ニ六圓四圓ノ二等ヲ設ク相當ノ受業料ヲ納ル能

ハサルモノノ爲ニス中學校ニアリテハ一月五圓五十錢ヲ相當トス外ニ三圓五十錢二圓ノ二等ヲ設ク小學校ニアリテハ

一月五十錢ヲ相當トス外ニ二十五錢ノ一等ヲ設ク

第九十八章 凡學校ヲ設立シ及之ヲ保護スルノ費用ハ中學ハ中學區ニ於テシ小學ハ小學區ニ於テ其責ヲ受クルヲ法トス

故ニ官金ヲ以テ之ヲ助クルモノハ學區ヲ助クルモノナリ區ノ情態ニヨリ人口ニ平均シ毎年出金セシムルカ或ハ一時富

人ヨリ出金セシムルカ或ハ地方ニテ舊來ノ積金等學校ニ費ヤシテ妨ケナキモノアルトキハ其金ヲ以テ融通セシムルカ

其他幾様ノ便宜ハ土地ノ事情ニ隨フヘシ

第二章 當分外國教師アル學校ヲ保護スルノ費用ハ本省ヨリ直ニ之ヲ管理ス地方官其情狀ヲ具シテ本省ニ達スヘシ
 第五章 凡大中小學校ノ營繕ハ公私共務テ完全ナルヲ期ス若目前ノ速成ヲ欲シテ事姑息ニ涉ラハ到底得ル所ナカルヘシ故ニ其力ヲ計リ今年其一ヲナシ明年其二ヲナシ順次進歩數年ヲ期シテ、全國ノ完整ニ至ルヲ要ス、但生徒學業ノ事ニ至リテハ一日モ忽ニスヘカラストイヘトモ廣ク全局ヲ見テ宜ク本末順序ヲ誤ルヘカラス
 第八章 器械書籍ハ學校必要ノモノトス心ヲ用ヒテ完備セシメスハアル可ラス諸學校所在ノ書器ハ第三號ノ如ク表ニ製シ毎年二月中督學局ニ出スヘシ

明治六年三月十八日「學制二編」を追加せられ、海外留學生規則（第十十章乃至第五十三章）、神官僧侶學校の事（第五十四章乃至第五十八章）、學科卒業證書の事（第五十九章、雜形七）を規定せられ、四月更に「學制二篇追加」の布達あり、專門學校の規程定まり、外國語學校、獸醫學校、商業學校、農業學校、工業學校、鑛山學校、諸藝學校、理學校、法學校等の學科準則を設けられた。

中學教則略 文部省は學制實施の規程を示すが爲に、同年九月小學教則及中學教則略を公布した。中學教則略は下等中學及上等中學の各級に學科を配當し、次の後書を附した。

一級ヲ以テ六箇月ノ課トス故ニ生徒在學上下通シテ六年トス、
 稽古時間ハ大約一週中ニ三十字乃至二十五字トス（翌年一週四日中ニ二十四時乃至二十時ト改ム）
 生徒ハ小學卒業ノモノ十四歳ヨリ之ニ入り十九歳ニテ卒業スルモノトス
 一級卒業試験ヲ經テ上級ニ進ム上級ニ入ルトキハ先下級ノ業ヲ溫セシム
 下等第一級ニ進ミ其卒業ノトキハ前六級ノ業ヲ溫セシメ而シテ之ヲ上級ニ進ム
 上等第一級卒業スルモ亦通シテ前六級ノ業ヲ溫セシメ試験ヲ經テ大學ニ進ム
 試験落第ノモノハ猶第一級ニ在テ溫習シ六箇月後ノ試験ヲ待テ而後大學ニ進ム

尙中學教則略に定められたる學科配當は左表の如くであつた。

下等中學科

六級	國語	數學	習字 書牘 作文 圖畫	外國語	地學	史學	幾何	算理學	化學	生理學	政體大意
五級	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	國勢學大意
四級	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	代數學	算理學	化學	生理學
三級	古言同上	同上	習字 圖畫 簿法	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	博物學
二級	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	修身學
一級	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

六級	國語古言	習字	圖畫	記簿法	外國語	幾何學	代數學	窮理學	化學	動物學	測量學	修身學	經濟學
五級	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	博物學	同上	同上	同上
四級		習字	圖畫		同上	同上	同上	同上	同上	鑛山石學	同上	重學大意	經濟學
三級					同上				同上	地質學	同上	同上	同上
二級					同上				同上		同上	同上	同上
一級					同上				同上		同上	同上	同上

	生理學大意	同上	同上
	星學大意	同上	同上

中學教則略に於て注意すべきは修身學を下等中學に於ては第三年(二・一級)のみに課し、學科の順位を最後としたことであつて、知育に偏して德育を重んぜざる當時の風潮を察知すべきである。因に小學教則について見るも、下等小學の第一年(八・七級)に一週二時、第二年の前期に一週二時、後期に一週一時の修身口授を課するに過ぎず、而して其の標準書として示されたるものは、「童蒙教草」、「勸善訓業」、「修身論」、「性法略」など、多くは西洋道德書の譯述であつた。

「外國教師ニテ教授スル中學教則」 教則は頒布せられたけれども、當時優良なる教師を求むること難く、適當なる教科書も得易からず、邦語に依る中學は正則の教科に據ることは至難であつて、むしろ外國語に依りて教授するを便益とし、且つ一般に外國語學習を希望する者が多かつたので、「外國教師ニテ教授スル上下二等ノ中學教則」を定め、英・佛・獨語の何れを以て教授するも隨意とした。この教則は、明治五年八月に定められ、同年十月及び翌六年一月に修正追加された。

- 一、此中學ノ生徒ハ上下ノ小學教科ヲ卒業シタルモノニテ年齢十四歳ヨリ入ル事トス
- 一、此二等ノ中學ヲ卒業シタルモノヲ專門大學ニ入ル事トス
- 一、此中學ニ入ルモノ最初豫科二級ヲ洋語ニテ授クコレ此中學ニ入ルノ階梯ニシテ此限一ケ年トス
- 一、此二等ノ中學各々六級ヲ置キ各級六ケ月ノ課程ト定ムト雖モ或ハ二三ケ月或ハ四五ケ月ノ内學業ノ進否ニヨリ優劣判然ナルモノハ臨時試業ヲ加ヘ登降アルヘシ
- 一、毎月六ケ月ノ終リニ至テ試業アルヘシ此時ニ至テ生徒學力不滿ニシテ進級ニ當ラサルモノハ元ノ級ニ置テ尙六ケ月之ヲ教ユ若シ此ノ如キ續ヒテ再度ニ及フモノハ退學ヲ命ス

- 一、體操奏樂ノ二科ハ一週三十時稽古時限ノ外トス
- 一、洋語ヲ國語ニテ言ヒ洋文ヲ國文ニテ記スルニハ其譯ノ適否雅俗等ヲ檢點シ誤謬ヲ正シ以テ審カニ國語國文ノ體裁ヲ授ケ彼レニ明カニ此ニ昧キノ過チナカランコトヲ教官深ク注意スヘシ
- 一、教則中書名ヲ掲クルハ順序ノ大旨ヲ示スモノナリ必スシモ拘泥スヘカラス
- 一、此中學ノ教則ニ於テハ修身學ハ一科ハ教授スヘカラス

豫科教則

初級 一週間總計三十時以下皆同シ

(一) 習字

六時

英 ハーレンス氏板十二段習字本或ハ南校板習字本

佛 同

獨 同

三國ノ學科ヲ連ヌルモノハ惟其比較ヲ示ス中學ハ必ス三國ノ學科ヲ置クノ意ニ非ス或ハ英或ハ佛一國ノ學科ヲ立ツルコト固ヨリ妨ケナシ誤リ認ムルコトナカレ

(二) 綴字 アベセ一綴二綴ノ文字及其發音

六時

英 ウエブストル氏 ゼイレメンタリースペルリングブーク

佛 ラモット、ヘリエ、メイサ及ミシユロ四氏 メトードドレクチュール

獨 日耳曼語階梯

(三) 讀方 國語ニ譯ス

六時

英 サンデル氏 第一ユニオンリードル

佛 ガルリグ氏 讀本ザンブルクチュールシユルレスシアンヌ
獨 ヒユットネル氏 下等讀本ハンドヒーベル

(四) 語誦 單語

六時

英 ベルリンジ氏會話篇ヲ用フ 南校翻刻

佛 クリプトン氏會話篇ヲ用フ

獨 バルテルス氏會話篇ヲ用フ

(五) 算術 數目、命名法、加減乗除法

六時

英 デイビス氏 算術書(ブラクチカールアリソメテツク)

佛 エイセリツク氏 算術書(アリトメテツク)

獨 リユブセン氏 算術書(アリトメテツクウントアルゲブラ)

(六) 體操

上級

(一) 習字 中字小字

四時

英 佛 獨 前本

(二) 綴字 三綴以上ノ文字

三時

英 佛 獨 前書

(三) 讀方 國語ニ譯ス

六時

英 前書第二讀本 佛 前書ノ續 獨 同

(四) 語誦 單語

二時

英佛獨前書

(五) 會話

二時

英 ベルリンジエ氏會話篇 ニューガイドツウモデルカンバルセイションインフレンチエンドイングリマ

佛 クリプトン氏會話篇 マニエルドラコンフェルサーションエデュスチールエビストレール

獨 バルテンス氏會話篇 コンベルサチオン

(六) 書取 教師時ニ臨ミ題ヲ命シ其誤ヲ正ス

二時

(七) 文法 九品詞十品詞

二時

英 クエツケンボス氏小文典 ホルストブークインギリスグラマル

佛 ノエル・シャブサル氏小文典 アブレゼドラグランメールフランセ

獨 グルケ氏小文典 ドイツセシユールグランメマチツク

(八) 算術 度量權衡法

六時

英佛獨前書

(九) 體操

下等中學

科目	級	第六級	第五級	第四級	第三級	第二級	第一級
讀方	字	六	五	四	三	二	二
習字	字	三	一				

科目	會話	書取	文法	作文	語誦	算術	幾何	代數	地學	史學	圖畫	博物	窮理	化學	體操
	四	三	四	一	一	六									
	四	四	四	二	一	六			二						
	三	三	六	二	二	六			二	二	二				
	二	二	六	三	二	四			二	二	二				
				四	二				二	二	二	大意	大意		
				四	二				二	二	二	二	二	大意	大意

明治五年十月に至り、文部省は舊藩縣以來外國教師備入の學校を廢し、八大學本部に中學校設置の事を令達し、尋いで

八大學本部に官員出張して、萬緒協議に及ぶべき旨を傳達した。其達に曰く、舊藩縣以來引續キ外國教師雇入醫學語學等ノ中學類相開今日迄生徒教育致居候者不少此等ノ學校ハ舊藩縣適宜ヲ以テ取設候ニ付一方ニ於テ數員ノ教師雇入或ハ一縣ニシテ巨萬ノ金ヲ費シ其不平不同申迄モ無之然ルニ今般教育ノ法方ヲ確定シ生徒ノ成業ヲシテ務テ遠大ニ期セラルヘキ御趣意ニヨリ學制御發行ニ相成候ニ付テハ教育上ニ於テ萬事萬般一範ニ歸シ學校ノ規模教科ノ順序等ハ不及申隨テ諸學校其儘差置候テハ偏重ノ弊難止教育廣普ノ御趣意不相貫旁不得止ノ次第ニ付前書學候テハ不相成儀ニ候處右從來ノ諸學校其儘差置候テハ偏重ノ弊難止教育廣普ノ御趣意不相貫旁不得止ノ次第ニ付前書學校ノ儀一旦悉ク可相廢候然ルニ當今庶民ノ子弟正シク小學ノ順序ヲ踏ムニ非サレトモ算筆作文之稽古相運ヒ居年齡十五歲以上ニモ及今ヨリ中學修業不致候テハ不相成者ノ爲メ中學設立ノ儀是又今日之急務ニ候處御國內ニ於テ未タ中學ノ教師無之中學ノ教科未タ施シ難ク候ニ付先以八大學區本部ニ於テ其區中人民ノ爲外國教師ニテ教授スル中學各一ヶ所可相興候此中學ニ入り他日成業ノ者ハ或ハ大學ニ入レ或ハ其中學教師ニ相成様可致候

八、大學區本部へ外國教師ニテ教授スル中學校一ヶ所設立致候ニ付テハ右學校ノ規則入學ノ期限等ハ追テ一般ニ可相達候事

但東京大阪長崎ノ三所ハ從前其設有之候間新設不致候事

第一番中學 前記八大學區本部とは、學制第三章に定められたる第一東京府、第二愛知縣、第三石川縣、第四大阪府、第五廣島縣、第六長崎縣、第七新潟縣、第八青森縣を指し、明治五年八月東京に在る大學南校を第一大學區第一番中學、大阪の開成所を第四大學區第一番中學、長崎の廣運館を第六大學區第一番中學と改稱して、外國教師により教授する中學校とした。

大學南校 安政二年(一八五五)將軍徳川家茂が蘭書の反譯と蘭語の講習とに従はしめる爲に設けた「洋學所」を起原とする。「洋學所」は翌三年二月「蕃書調所」と改稱せられ、校舎を九段坂下に設けて、杉田成卿、箕作阮甫等を教授役と

し、安政四年正月蘭學を開講した。始め幕府の屬下を入學せしめたが、次いで諸藩士の入學を許した。萬延元年(一八六〇)校舎を小川町に移し、從來蘭學の講習に止めたのを擴張して、新に英・佛二學を設け、更に獨・魯二學と化學の二科を置き、尋いで物産學、數學の二科を加へた。文久二年(一八六二)五月に至り、一橋門外護持院原に校舎を新築し、「洋書調所」と改稱し、翌三年二月更に「開成所」と改稱し、學則を革め外國の制に倣つて教授の法を改めた。

明治元年(一八六八)九月政府は「開成所」を收め、曩に復興したる幕府の醫學校及昌平學校と共に、新教育の源泉たらしめんことを企圖したのである。「開成所」は復興後、川勝近江、柳川春三、内田正雄等を頭取とし、翌二年正月英人バリー、佛人ブーシーを聘し、士民の入學を許して、英佛二學を開講した。四月米人フルベッキを招いで教頭とし、多數の外國教師を雇ひ、盛に洋學を講せしめた。同年十二月「開成所」を「大學南校」と改め、醫學校を「大學東校」と改稱した。

明治三年七月の太政官布告に曰く

大學南校ニ於テ外國教師御雇相成人材成育被爲在候間各藩々ニ於テ現高十五萬石以上三人同五萬石以上二人同五萬石未満以下一人右之通十六歲以上二十歲マテ人材相選來ル十月迄ニ南校へ可差出尤年限學費等之儀ハ南校ニテ可承合事云々尙南校の貢進生選舉心得は次の如くであつた。

- 一 御布告之通十六歲以上二十歲迄之内ニテ秀才可相選事 但行狀正鋪身體壯健之者肝要之事
- 一 兼テ洋學研究致居候者有之候ハ選舉勿論之事
- 一 在學年限五年之心得ヲ以可差出事
- 一 貢進生學費ノ多少ハ藩々之便宜ニ任スト雖モ一ヶ月金十兩ヨリ以下ニ下ルヘカラス尤右ハ一ヶ年四度ニ纏メ當校會計掛主簿へ可指出事

但此外ニ課業書籍代一ヶ年凡五十兩程ニ見込置可申尤右ハ豫メ指出置ニ不及事

同年閏十月に定められた規則を次に抄録する。

今般當校學制ヲ變革シ生員ヲ限リ歲月ヲ期シ聲音會話ヨリ始メ漸次諸科ニ涉リ博通精確以テ實用ノ全才ヲ教育センコトヲ要ス蓋教導ノ道豫メ其標的ヲ立テ大體ヲ示サ、レハ舟ニシテ方針ナキカ如ク或ハ方向ヲ謬ランコトヲ恐ル今定ムル所ノ規則逐條左ニ掲ク有志ノ輩之ニ從テ勉勵セハ進歩自ラ速ヲ加ヘ成功亦隨テ大ナランカ

第一條 當校ハ當分大中小三校ノ教導ヲ兼ヌ二三年ノ後ハ之ヲ區分スヘシ

第二條 生徒ハ當分千人ヲ限トス入舍生ハ貢進生共五百五十名ヲ限トス

第三條 幼年ノ間ハ和漢ノ學肝要ナルヲ以テ十六歳以上ニ非サレハ入學ヲ許サス

第七條 諸生徒ヲ正則變則ノ二類ニ分チ正則生ハ教師ニ從ヒ韻學會話ヨリ始メ變則生ハ訓讀解意ヲ主トシ教官ノ教授ヲ受クヘキ事

但シ正則生既ニ洋學ヲ研究シ獨見ノ學力アル者ハ正科ノ他別ニ講習ヲ授ケ其學力ヲ助ク初學ニシテ獨見シ能ハサル者ハ素讀ヲ授ケ教官之ヲ教授スヘキ事

第九條 學術ハ正則變則共普通專門ノ二級ニ分チ普通科熟達ノ上ニ非サレハ專門科ニ入ルヲ許サ、ル事

明治四年(一八七二)七月文部省の創設後大學南校を單に「南校」と稱し、文部省の所管とし、九月教則を革め専ら歐米を模倣して變則學を廢し、貢進生を罷め、專門學所を開き學生を募集したが、之に應ずる者少く教場を閉ぢた。八月學制頒布と共に「第一大學區東京第一中學」と改稱したが、同六年三月中學の號を停めて「東京開成學校」と稱し、加藤弘之其綜理に任じた。乃ち專門科を定め本科、豫科を置いて、諸藝學は佛學に、鑛山學は獨學に、法學・理學・工學は英學によることとし、下等中學第一級以上のものを普通科に入れ、三箇年の課程を経て專門科に進め、その修業年限を法學・工學・鑛山學は三箇年、理學・諸藝學は四箇年とした。然るに三國の語を以て專門各科を置くことは實施上困難なる事情があり、明治八年七月佛獨學に在る生徒を處分して、專門學科を我國に移すの媒は英語に歸するに至つた。

明治十年四月東京開成學校と東京醫學校とを併せて、東京大學の開設を見るに至り、茲に東京帝國大學の礎石は置かれたのである。尙開成學校は明治八・九の兩年左記の者を海外に留學せしめた。

小村壽太郎 長谷川芳之助 齊藤修一郎 鳩山和夫 安東清人 松井直吉 南部球吾 菊池武夫 平井晴二郎 古市公威 原口要 沖野忠雄 谷口直貞 關谷清景 穗積陳重 岡村輝彦 増田禮作 向坂兌 杉浦重剛 櫻井錠二 山口半六

(註) 開成所(大阪)、廣運館につきては第一章五一六頁參照

第四章 中學教育の發達

中學教育の初期「學制」により中學の教科、修業年限等は規定せられたけれども、正規の教科を授けることの困難なりしことは既述の如くであるが、當初に在りては其程度の小學より高きもの、又は適宜の教則によつて外國語又は醫學を教ふるものは、皆之を變則中學と稱し、又外國人を教師とする學校にして、大學科にあらざるものも亦中學に屬した。既にして小學教育の進歩に伴ひ、生徒の進入すべき學校の必要益々加はり、地方に於ては、或は縣費、町村費を以てする中學校の設立を見るに至つたが、教科の完全なるものは甚だ少く、修業年限は短きは二年より長きは六年に及び、學科は各地各様にして、概ね一定の規なく、又其の入學生徒は單に漢學のみを修めたるもの多く、中學教育の内容は猶ほ未だ整頓するに至らなかつた。

明治六・七年 文部省第一年報の明治六年度統計に據れば、中學校は公立三校私立十七校を數へ、生徒數一千七百六十七名(内二十名は女子)を算した。同年の府縣學事年報によつて察するに、中學校は、堺、足柄、相川、岡山、鳥取、福岡、小倉、和歌山、鹿児島、置賜、宮城等の諸縣に設けられてゐたが、殆ど悉く變則の教則に據り、修業年限も長短區々に岐れ、多くは學齡を過ぎたる子弟を教育するために、或は家塾を整へ、或は藩費を改めて、漢籍を主とし皇學・洋學或は算學を交へて教授するものであつた。當時公私立の外國語學校は十九校を算し、生徒二千八百名(内二百二十餘名の女子を含む)を超えたことを觀れば、語學の研究漸く隆昌の域に進み、外國語を通じて地理、歴史、數學などの普通學を修むる者の多かつたことが察知せられ、外國教師に依る中學の制が、寧ろ時勢に適應せるものなることを首肯せしめる。

明治七年度に於て、中學校は校數十二、教員數四十九、生徒數一千三百八十六を増加した。文部省第二年報に曰く、既ニ上等小學ノ課程ヲ卒リ將ニ中學ニ從事セントスルノ輩七大學區内踵相接クニ至レリ奈何セン全國中學ノ設備普カラ

ス教育ノ方法猶未タ盡サ、ルヲ以テ銳意篤志ノ者アリト雖モ本業ヲ遂クルニ由ナク徒ニ拱手ノ數ナキヲ免レスニ由テ之ヲ觀レハ今ヨリ宜シク各府縣ニ於テ更ニ中學ヲ開キテ向學ノ線路ヲ洞通シ以テ益人智ヲ誘導シテ駸々上達ノ域ニ赴カシムヘキナリ。

と、又同年報所載の「明治七年中學校統計表」には、設立の年次を明かにせざるもの七校、明治五年の設立に係るもの二校、明治六年設立のもの八校、而して明治七年に新設を見たるもの十五校あり、しかも前年度に比し十二校の増加を示す計數より考ふれば、明治六年度中既に廢止せられたるものもあるを知るのである。

學校名稱	公私	位置	設立	教師	生徒	學校主長
福井學校	私	敦賀縣	一二	五〇
河泉學校	公	堺縣	九	二一九
遺芳館	私	岡山縣	七	六七	野崎又六
靜修館	私	同	一	五〇	岩崎益次
.....	公	慶島縣	八	一〇〇
若松學校	公	若松縣	六	九一	諏訪喜一郎
.....	私	相川縣	一〇	一九七
育德學校	私	小倉縣	明治五	一二	二〇〇	生駒九一郎
米澤中學校	私	置賜縣	同	三	六一	鈴木味平

遷喬學校	喬木學校	同	桃酒屋學校	天臣學校	長町變則中學校	仙石町變則中學校	開達學校	修猷館	宮本學校	變則中學	開知中學校	變則專門學校	成美學校	鹿山精舍
公	私	私	私	私	公	公	私	公	私	公	私	公	公	私
同	同	同	同	岐阜縣	同	石川縣	新川縣	福岡縣	三瀨縣	鳥取縣	和歌山縣	石川縣	愛知縣	千葉縣
同	同	同	同	同	同	明治七	同	同	同	同	同	同	同	明治六
六	二	一	二	一	一九	八	一	六	×一八	二三	四	八	四	四
七五	×七八	五	一〇	一〇	二五一	七〇	二一	×二一	一〇〇	一六四	三五	四三	二五	七八
飯野忠一	角田春策	同	高木眞蔭	青木雄哉	……	……	島巖	……	柘植善吾	……	……	……	……	倉田莊平

溫故中學校	功子園	聖江舍	擇善堂	善盛館	共開舍	立志學舍	靜檢學舍
公	私	私	私	私	私	私	私
白川縣	同	同	同	同	廣島縣	同	高知縣
同	同	同	同	同	同	同	同
二	一	一	一	一	一	八	四
二五〇	二五	五〇	五〇	一七	二二	三〇〇	二九〇
成田清九郎	荒木芳之助	久留間環三	高木忠次郎	正木守左右	岸本徳太郎	池田應助	下元敏功

×印は外國人を示す

前掲中學校表のうち福井學校は福井中學校の前身である。藩校明新館は廢藩の際足羽縣の管理に屬したが、次いで私立福井中學校として繼續し、明治六年一月足羽縣が敦賀縣に併せられて後管内四中學區の聯合中學となり二十八番中學と改稱した。(福井中學校創立五十周年記念録參照) 河泉學校はもと堺縣學であつたが、明治六年八月其の名稱を改め、上等小學と下等中學を折衷したる變則中學となり、久しからずして傳習(師範)學校に改組された。遺芳館は岡山第一中學校の前身たる藩學が學制頒布後教員養成所となり、明治六年十月督學局達により廢せられるや、小松原英太郎、岡田純夫、野崎又六等其の校舍器具を利用して起したる私立學校で英佛學を教授した。育徳學校は藩學育徳館が廢藩後に改稱したる變則中學で、豊津中學校の前身である。米澤中學校は藩學興讓館の後身にして米澤興讓館中學校の前身である。鳥取縣の變則中學は藩學尙徳館閉鎖後開設せられ、後年鳥取第一中學校となつた。宮本學校は久留米中學明善校の前身

善堂に併置された洋學校と柳河洋學校とを併せて宮本村に開設されたものである。遷喬學校は岐阜中學校の前身である。此等公私立中學校の學則、或は教則は之を審にすることを得ないが、一例として變則洋學の教則を建てた開知中學校の規則を次に抄録する。因に開知中學校は明治八年五月維持困難に陥り廢止せられた。

- 一、入校ノ生徒ハ年齢十八年以下十四年以上ニシテ小學全科ヲ卒業セシモノトス 但即今小學校ノ開業日尙淺ケレハ當分譯書獨見ノ力アリ且算術ハ比例以下ヲ卒業シ學術熱心ノ輩ハ本文ノ年齢ナレハ試験シテ入學ヲ許ス
- 一、在校修學ノ日ヲ大略三十九ヶ月トス内三ヶ月ヲ豫習ノ期トス期中其課業ヲ終レハ検査ヲ遂ケ之ヲ本等ニ登ス本等ハ之ヲ六級ニ分チ一級卒業ノ期ヲ六ヶ月トス期末ニ必ス検査ヲナシ考試規則ニ照シテ之カ進級ヲナシ級中ノ席次ヲ定ム
- 一、在校修學ノ生徒ハ當分六十名ヲ限トス務メテ美質ヲ擇ヒ良器ヲナスヲ要ス

一、教則

- 下級 パアリー萬國史 ガイオット地理書 テルムステット博物通論
- 中級 トラベル格物論 經濟説略 エーランド小修身論 チヤムブル近世史
- 上級 リニー文法書 ワリハレ地理書 エーランド修身論 タイトレル萬國史論 チヤムブル經濟論
- 豫科 ビネヲ文典 輪講 作文 算術 文典會讀

公立中學校經營の費用は、愛知縣の成美學校に於ては維持費は總て藝妓税三千七百圓を以て之に充て、石川縣の長町變則中學校に於ては、經費月額五十圓は之を金澤市中に賦課し、福島縣の四變則中學の保護費は角力、演劇、遊藝等の賦課金を以てした(福島縣教育史)。更に教員に於ては

管下一般一ケ年一戸ニ拾貳錢五厘ヲ課シテ中學費トナス然ルニ人民ノ景況未タ中學ヲ要セス且小學普及ノ急務ナルヲ以テ明治七年五月中學費ヲ止メ悉ク人民ニ返付シタリ

と云ふ。學校維持の方法には前記の租税或は賦課金による外或は篤志家の寄附金に、或は積立金の利子に資るものもあつ

た。兎もあれ潤澤なる經費を得ること難く、纔に教員の俸給を支出するに過ぎず、設備の充實を圖るが如きは到底望み得ざりし所であつた。

當時生徒の中學入退學は之を自由にし隨つて異動の甚しかつたものもあつた。督學局年報によれば、愛知縣の公立中學校成美學校の如きは、初め生員六十餘名を有したが、明治七年八月官立愛知英語學校の開設に際し、之に轉ずるもの多く忽にして半減し、纔に二十七名を存するに至つた。又堺縣の公立河泉學校の如きは當時縣内の小學教員缺乏したので、生徒中各科の大意に通ずるものを擧げ、授業法を教へて小學に配當して教師とした。斯くの如きは中學にして師範學校の用を兼ねるものと云ふべく、後年大阪師範學校の制に倣つて純然たる傳習所に改組せられた。

尙明治七年の調査によれば、外國語學校は左表の如く、躍進的增加を示してゐる。

官立七校 内國教員三七 外國教師二三 生徒一〇〇五

前年に比し、内國教員二二 外國教師 二 生徒 二五六 を増し、公私立に係るものは

校數八二、教員二四八、生徒五一二八あり、前年に比し、校數六三を増加し、生徒數は二二二二を加へてゐる。

○育徳學校 明治二年十二月舊豐津藩は豐津村に育徳館を設けた、之を豐津中學校の起原とする。玉江彦右衛門といふ者獨力にて七千兩を投じて館を建築し、其功により士分に列せられた。明治四年八月蘭人カステールを聘用(月給百八十圓)し育徳校と改稱して専ら英學、洋算を教授し、其費用は課金寄附金に據つた。明治七年に至り衰頹の極に達したが、小倉縣の斡旋により区内より三千圓を醸出して第三十五番中學校と改稱し、同八年中生徒現員百五十九名に達した。當時に在りては生徒入校の期を定めず、人員を限らず、授業料を徴收しなかつた。

明治十一年三月英學科を廢し、翌十二年九月縣立となり豐津中學校と改稱し、同時に明治八年以降本校に附設せられたる小學師範學科を廢した。明治二十年三月中學校令の實施により一旦廢止せられたが、在學生をして方向に迷はしむるを遺憾とし、豐前六郡の有志醸金して同年五月豐津尋常中學校を開校した。同年末現在生徒二百二十一人(經費支拂高四千

四百五十七圓)を算したが、明治三十年度には生徒數六百六名(經常費九千八百七十餘圓)に達し、明治三十四年五月福岡縣立豐津中學校と改稱した。

昭和四年五月創立四十周年を記念したが、創設以來の卒業生三千、其他同窓生四千に達した。歴代校長のうち、入江淡は明治十二年九月校長に任ぜられ同十四年四月一旦退職したが、同十六年四月再び任に就き同三十四年一月まで在職し育徳館時代を通算して在任三十有餘年に及んだ。入江校長の後を襲いだ大森藤藏は、明治四十二年二月多年教育に従事し勤勞からざる廉を以て、文部省選獎金貳百圓を賞與せられ、大正十四年五月勤績二十五年を祝賀せられ、同年十一月退職した。(創立四十年記念誌に據る)

入江淡は天保三年企救郡伊川村に生れ、年甫めて十三にして小倉藩校思永館に漢學を修め、藩公の侍講に累進した。維新後豐津に移り育徳館長となり、明治十一年福岡縣會議員に公選され次いで副議長に當選した。同十六年豐津中學校長に任ぜられ、翌十七年四月「教育上勤勞不尠廉」を以て文部省より三等賞を受けた。明治三十四年一月老齡を以て職を退き翌三十五年三月病を以て歿した、享年七十有一。(小倉市誌参照)

○米澤中學校 藩學を繼承したる縣學興讓館は明治五年十月文部省布達により廢止されたが、實は規模を縮少し、舊藩主の寄附に係る資金を主たる財源として維持されたのである。明治七年之を舊藩士の協立として私立米澤中學校と稱し、漢學を主とし習字、洋算等を教授する變則中學とした。在來の英學教授は洋學舎(後に外國語學校と改む)に於て之を繼承したが、明治十四年に至り之を米澤中學校に合併し、爾來其の教科目を英、漢、數學とした。

先是米澤には明治十三年十一月公立南置賜郡中學校が開設せられ、其教科は正則に近きものであつたが、英語を課さなかつたから、一二年在學の後英語を修むる目的を以て米澤中學校に轉ずるもの多く、明治十八年に至り南置賜郡中學校は廢止せられた。

明治十九年「中學校令」公布後、所定の學科を加へ、同二十六年五月米澤尋常中學校と改稱し、文部屬坂田傳藏校長に

就任した。明治二十八年五月米澤尋常中學校興讓館と改稱して藩學の後身たることを明にしたが、同三十三年四月縣立となり山形縣米澤中學校と稱し、昭和四年一月再び米澤興讓館中學校と改稱した。歴代校長中山山亮は在任十三年に及び各般の施設を整備した。

○鳥取變則中學 明治六年十月舊藩費尙徳館を以て校舎に充て第四大學區第十五番變則中學校を創立し、學科を分つて本科及豫科とした。同十年十一月鳥取中學校と改稱し、翌十一年松田晋齋を教諭兼監事とし、校則を改めて第一科(漢學本位)第二科(外國語本位)に區別した。明治十五年二月公立鳥取中學校と改稱し、同年十月校則を改正して初等高等の二中學科を置いた。明治十七年二月縣立中學校と改稱し、八月初等中學校卒業者一名を出した。

尙徳館は寶曆六年鳥取藩主池田重寛の創建に係り、家中士列以上の者十三歳に至るを俟つて入學せしめ、寛政八年に至り、俊才を選抜して館費を以て他藩に遊學せしむる途を開いた。文化九年七月祝融の災に遭ひ、學館は灰燼に歸し假の讀書所を設けたが、文政十二年再築の功成り舊觀に復した。尙徳館は創立以來長く祖徠の學風に倣つたが、安政元年以來講讀の經史を制限し、餘力を以て詩文に亘らしめた。明治二年以後皇學を主とし、漢學を従とし、忠孝を勵まし、國體名分を明にすることを努めたが、翌三年八月藩廳の令達に依つて閉鎖された。

明治四年鳥取の有志伊藤純一、田中景英等藩學の跡に英佛學の私塾を開いたが、同六年變則中學の開設に際し、私塾の英學生を中學に移した。この中には後年文相となつた奥田義人等が在つた。斯くて校運漸く盛にして、石見、但馬の近國を始め、遠く四國邊より來り學ぶ者もあつた。明治九年廢縣の厄に遭ひ鳥根縣に併合せられ、變則中學を鳥根に移さんとの議起り、尙徳館より引繼いだ多數の漢書は鳥根に運ばれたが、變則中學は有志の請願により移轉を免れた。

明治十九年八月鳥取中學を鳥取縣尋常中學校と改稱し、米子中學校(明治十五年創立)を廢止した。同二十二年九月學課中に獨乙語を加へたが、これは二十四年七月に至り廢止された。明治三十二年四月第二中學校(米子)開設に際し鳥取縣第一中學校と改稱した。生徒は明治十四年には百三十七名であつたが、昭和七年十月(創立第六十周年)には八百八十四名に

達した。歴代校長中在任久しきものは林重浩である。(鳥城創立第六十年記念號に據る)

○遷喬學校 明治六年九月岐阜米屋町舊名古屋藩支廳跡を校舍に充て授業を開始した。岐阜中學校の前身である。

「岐阜縣教育五十年史」に據れば、遷喬學校は明治七年五月の創設に係り、略「中學教則略」に據つて普通中學教則を設け、入塾生三十名通學生四十五名を限つて入學を許し、同年九月開校した。

明治十年五月岐阜縣第一中學校と改稱して新築校舍に移り、ついで教則を改正して本科豫科に分ち、本科を上下二等とし、修業年限を上等二ヶ年、下等三ヶ年、豫科半ヶ年乃至一ヶ年とした。明治十二年九月教科を上等・中等・下等の三科とし、上等中學校のうち、主として英語を以て教ふるを甲科とし、國語を以て授くるを乙科とした。

明治十三年七月分校を大垣町に設け、同年十月岐阜縣師範學校と第一中學校とを併合して華陽學校と稱し、同十五年三月規則を改めて高等中學(二年)初等中學(四年)の二科とした。明治十六年七月大垣分校を合併し、同十九年五月華陽學校の中學部を分離して岐阜縣中學校と改稱した。明治二十四年十月二十八日大震災起り、校舍の倒壊するもの五棟、所々に龜裂又は凸凹を生じ、運動場の此處彼處に噴水して細砂を吐出した。震動は午前六時半頃に始まり舎生は皆食堂に在つたが、幸に負傷者なく市中の負傷者の救護、火災の防衛に盡力した。(岐阜縣岐阜中學校一覽に據る)

明治十一年十月 明治天皇東山道御巡幸の際、岐阜西別院に行在あらせられ、師範學校、中學校に臨御、史學、畫學、數學、英學等の授業、生徒の化學實驗を御巡覽あらせられた。次いで校長井手今滋、教員鈴木重遠、生徒澤田吾一の祝詞を奉呈し、師範中學兩校優等生徒三十六人に御賞賜(金一圓づゝ)があつた。(岐阜縣御巡幸誌に據る)

尙前掲の中學校表のうち同縣下に在つた天臣學校は明治八年に、桃酒屋は明治八年及同十一年に廢止せられ、喬木學舎(羽栗郡笠松村)は明治十九年十二月調にては生徒數三十九名となつたが、明治三十年十二月調の私立學校表には其名が出てゐない。(岐阜縣教育五十年史に據る)

○岡山中學校 明治七年五月岡山に小學校教員養成の爲に溫知學校を公設され、中學生養成所を併置した、中學の名は之

より起つたのである。更に其の起原を繹ぬれば、藩主池田光政が藩士の子弟を教育する爲に、寛永十九年花畑別邸内に設けたる學習所に創まる。寛文九年岡山市内今の女子師範學校の地に學校を建築したが、講堂、教室、食堂等完備し、當時江戸の昌平費の他に比肩すべきものがなかつたと云ふ。主として讀書、習字、作法を授け、後年馬、槍、劍術を課し、次いで弓術、水泳をも課した。

明治五年廢藩と共に縣に移され、西毅一を督事に任じ大に教則を改め、一般士庶人の入學を許したが、當時漢數は輕視せられ、英佛學を主眼とした。同年七月學制頒布せられて岡山縣第一中學區教員養成所と改稱したが、翌六年十月督學局の令により廢止せられた。依つて小松原英太郎等相謀り其の校舍器具を利用して私立學校を起し、遺芳館と稱し、専ら英佛學を授けたが、同七年溫知學校開設せられて遺芳館生徒を收容した。

明治九年中學生養成所の規則を改めて變則中學科とし、英、漢、數、地、歴、畫を授けたが、同十二年二月岡山中學校と改稱し地方稅支辨の公立學校となつた。同十四年十一月修業年限を豫科一年本科四年に改め、同十六年六月更に教則を改め初等中學科四年、高等中學科二年とし、始めて體操を課した。同十八年三月師範學校と合併して岡山學校と改稱したが、翌十九年八月中學を分離して岡山縣尋常中學校と稱し、大正十二年四月第二岡山中學校の創設に際し岡山縣第一岡山中學校と改稱した。昭和九年十一月創立六十周年記念式を舉行したが、創立以來の卒業生總數三千八百五十二名に達し、此内學位を有するもの百十六名を算した。(創立六十周年記念會報に據る)

(明治十八年八月)六日曇。……縣廳ニ幸ス。……次テ始審裁判所ニ幸ス。……少頃宸憩。轉ジテ師範學校及ビ中學校ヲ覽給フ。時ニ八時三十五分。校舍結構甚ダ佳ナリ。寛文九年藩祖光政經營スル所、正門ヲ入ル數歩、池アリ石橋ヲ架ス。橋ヲ過グレバ即チ校門、講堂、塾舎、食堂等、數字連接、名ヅクルニ蘭菊橘梧桐ヲ以テス。六者文學ノ舎ナリ。松竹柳槐杉五者ハ練武ノ舎ナリ。歳ヲ經テ沿革一ナラスト雖モ規模ハ一ニ舊ヲ存スト云フ。校長岡田純夫祝詞及ビ學校沿革並略圖、師範科生總代植月寅吉ノ祝詞、中學校生徒總代津田弘仲祝詞等縣令ヲ經テ上ル。(西巡日乘)

明治八年 中學校數は公立に増減なく、私立に八十四校を増加して、總計百十六校となり、生徒は公立一千五十二人、私立四千五百六十六人、合計五千六百八十八人となり、前年に比し二千四百六十七人を増加した。教員數は公立七十八人、私立百八十七人となり、全數に於て九十一名を増したが、教員數の一校平均は公立七人、私立一・八人に過ぎなかつた。尙外國語學校は百三校(官立九、公立八、私立八六)教員數四百一十一人(外國人七十人を含む)、生徒數六千七百六十五人を算した。官立學校のうち東京、大阪、愛知に在る英語學校はそれぞれ六百三十、二百五十、三百餘の生徒を有し、私立學校に在りても、福澤諭吉の慶應義塾(四四八)、菊池九郎の東興義塾(三〇五)、近藤眞琴の攻玉塾(二二五)、中村正直の同人社(二〇四)等多數の子弟を教育した。

中學校は總數に於て漸増を示したが、又設立後久しからずして廢止せらるゝものもあつた。之を公立中學校に就て見るも、明治八年度に於て、埼玉縣浦和宿に中學校、石川縣大聖寺に大聖寺中學校、大分縣竹田に夜學校、福島縣平に平中學校の四校新設せられたるに拘らず、公立中學校は前年度と同數を示してゐる。

小學ヲ普及スルニ就テハ教員養成學校開設等費用多端ニシテ到底本校(開知中學)ヲ扶助シ永久ニ維持スルノ目途ナキヲ以テ已ムヲ得ス廢止セリ (和歌山縣年報)

假中學校設置以來今尙從前ノ教員ニ因リ從前ノ教則ヲ襲キ四書五經ノ素讀ヨリ蒙求小學外史左國史漢等ニ溯リ講習ニ從事ス然レトモ其世用ニ適切ナラサルヲ以テ自今之ヲ改メ傳習所トナシ學齡以內ハ之ヲ小學校ニ遣リ以上ハ教員ヲ欲スルト否ラサルヲ問ハズ各學校ニ其業ヲ脩メシメントス (相川縣年報)

斯くの如く廢止或は師範學校に變更等があつたにも拘らず、中學校の新設せられるもの愈多く、累年増加を示したのであるが、形式を整備し内容を充實せるものは甚だ稀であつた。次に督學局年報につき、數縣の狀況を摘録する。

置賜縣 學齡以上小學ニ從事スル能ハサル者ハ皆中學ニ入り講習スト雖モ教則多クハ從來ノ漢籍ニ因リ教員亦其人ヲ得ザルヲ以テ見ルニ足ルモノナシ

宮崎縣 (延岡藩下ノ中學ニテハ)守舊ノ學徒守舊ノ教則ヲ墨守シテ措カズ

鹿兒島縣 (變則中學ハ)大學ニ非ス中學ニ非ス和漢洋兵商雜駁一種ノ教則ニシテ兩人二人ヲ以テ英語教員トナシ其他ハ本邦教員ニシテ國書漢學ヲ教授ス

福岡縣 漢籍翻譯書ニ加フルニ英語ノ一部ヲ以テシ設立ノ間入學陸續相踵キ宏張ノ勢アリト雖漸次退校萎靡振ハス蕩然學ラサルノ狀アル者ハ教員其人ヲ得サルニ由ル歟懶惰ノ然ラシムル歟將タ學務吏員注意ノ至ラサル此ニ至ル歟皆其因ナキヲ免カレサルニ似タリ

佐賀縣 教則ハ物理學等翻譯書ヲ加フト雖モ浩漭高尚ノ漢籍ヲ本トナシ概スルニ時様ト背馳シ不平徒ノ趣向タルヲ免レス是縣官其煩ヲ避ケ一時之ヲ一校ニ集メ教則ノ當否授業ノ得失ヲ不問ニ付スル所以ナリ

而して中學設立に關し、文政當局の見所は次の如くであつた。

中學ハ稍高等ナル普通學科ヲ教授センカ爲ニ設立スルモノニシテ夫ノ小學ノ學齡兒童ニオケルカ如ク施政者ノ督勵ヲ勞シ勉テ就學セシムルノ主義ニアラス又必スシモ小學卒業ノ生徒ヲ率テ悉ク從事セシムルノ主義ニアラス畢竟篤志俊才ノ益進達ヲ期スルノ念慮ヲ鼓舞シ隨テ之ニ應スルノ準備ヲ完全ニシ以テ其入學ノ機會ト便利トヲ與フルヲ要スルニ在リ是

中學設立ノ本旨ナリトス (文部省第三年報)

明治八年度に於て、百名以上の生徒を收容せる私立中學校は、東京に於ては麻布に在る林鶴梁の端塾(一二五)、麴町に在る大久保敢齋の就正舎(一〇二)、下谷に在る島田重禮の雙桂塾(一五〇)、大沼厚の學舎(一〇五)及び高齋單山の牛込に在る學舎(一九二)等であつた。地方に於ては、堺醫學(一四七)、高知の靜檢學舎(二七〇)、備中の興讓館(四一一)、出雲の相長舎(一一六)、周防の鴻城學舎(一一〇)、長門の巴城學舎(二三〇)、熊本の温古堂(一五〇)、豊前の育徳校(一九五)、米澤の米澤中學校(一三二)、薩摩の十九番中學區中學(一〇三)等であつた。

文部省第三年報所載「中學校一覽表」のうちより公立に係るものを採録すれば左の十校である。

學校	所在地	創立	教員	生徒	主 長
中 學 校	浦 和 宿	明治八年	四	三〇
巽 中 學 校	金澤下石引町	七年	一七	一一五	岩 尾 福 男
長 町 中 學 校	同 下 長	七年	一五	一五五	八 島 木 爲 章
.....	同 大 手 町	三年	五	八一	馬 島 健 吉
大 聖 寺 中 學 校	大 聖 寺 馬 場	八年	六	五六	今 村 豐
遷 番 學 校	岐 阜 町	七年	五	六〇	飯 野 忠 一
變 則 中 學 校	因幡澤市場町	六年	一二	一三六	熊 谷 清 右 衛 門
夜 學 校	豐 後 竹 田	八年	一	三一	野 殿 彈 藏
若 松 學 校	岩代若松甲賀町	四	七七	鈴 木 金 次 郎
平 中 學 校	磐城北目村平	八年	二	四二

○埼玉縣中學校 明治五年學制頒布の後埼玉縣は忍町に中學校の設置を計つたが、同年八月文部省は小學の普及を先にし中學の開設は急を要せざることを達したのでこの企は中止せられた。しかるに同八年二月に至り文部省より中學設置の論達あり、縣は前年浦和宿に新築したる師範學校内に中學校を併置し、師範、中學及び醫學校を合せて埼玉縣立學校と總稱した。翌九年六月醫學校分離後、師範學科、英書科、國書科に三分し、幾もなく中學、英書の二科とし、何れも三箇年を以て卒業するものとし、英書科には特に半箇年の豫科を置き、中學教育を施すのほか兼て中學教員を養成する所とした。

明治十一年九月師範學校及中學校に分ち、翌十二年一月中學校を改めて埼玉縣立中學師範學校(後説)と稱し、中學教員を養成する所とし、別に副科として中學生徒の爲に英學、漢學の二部を置き、師範學科教授の餘力を以て教授することとした。是に於て中學教育は僅に副科として餘喘を保つに過ぎなかつたが、明治十三年に至り副科も終に廢絶した。

明治十五年浦和に北足立、新座二郡の經營による公立中學校設立せられたが、明和十九年「中學校令」の公布により廢止せられた。明治二十八年五月臨時縣會に於て浦和及熊谷に縣立尋常中學校設置の議決し、翌二十九年兩中學校の開校を見るに至つた。(埼玉縣史参照)

○東、奥、義塾 寛政八年六月弘前藩は學校を造營し、之を稽古館と名づけ、學官を置き藩士の子弟を教育した。明治三年に至り漢學英學の二寮を置き、漢英學を學ばしめたが、間もなく廢藩置縣の發令があり、弘前縣は從來の二學寮を併せて明治五年弘前漢英學校を創設した。然るに同年八月政府は學制を頒布し、次いで在來の府縣立學校の廢止を命じたので、縣の管理保護を離れ、生徒も亦退散して校運衰頹するに至つた。先是藩公の命を承け、鹿兒島に赴き英學及砲術を修めて歸郷せる菊池九郎は學校の廢滅せんとするを慨し、英學教師吉川泰次郎、漢學教師兼松成言等と謀り、私立學校創設の計畫を樹て、之を舊藩主津輕承昭に具申する所があつた。承昭は此舉を贊して五千金を與へ且つ從來の校舍を悉く交付した。茲に於て更に有志の寄附を併せ、明治五年十一月政府の認可を受けて東、奥、義塾を創設し、兼松成言幹事となり、教頭吉川泰次郎等教授、助教、寮監等三十六名を以て、漢英二學部の外に小學科を置き生徒四百人を收容した。英學には特に力を注ぎ、宣教師シー・エチ・ウォルフ夫妻等を教師とした。尙義塾の外國人教師中ジョン・インダはもと米國騎兵少佐であつたが、轉じて美以監督教會の宣教師となり、明治八年冬弘前に來任し、義塾に於て英、理、化、數、博、史を擔任し、生徒を薰化すること頗る深かつた。インダは又農業を獎勵し、米國より各種の蔬菜果樹の種子苗木等を將來し、特に始めて林檎を弘前に移入し、後年縣下隨一の産物たるの起原を作した。

明治九年七月 明治天皇東北を巡幸あらせられ、驛を青森に駐めらるゝや、菊池九郎、本多庸一、インダら上級生十名

を率ゐて青森に 鳳輦を奉迎し、後年侍從長となつた學生珍田拾巳等は、御前に於て英語を以て演説をなし、同佐藤愛鷹（後年特命全權公使となる）等は英語作文を奉呈して各金一封を拜受し、イングも亦拜謁の光榮に浴した。

明治十一年三月塾則を改定し、上等中學校（二年）、下等中學校（三年）、中學豫備科（二年）、を設けた。當時上等中學生九名、下等中學生二十一名、豫備課生四十七名、小學生男兒百十五名女兒九十二名であつた。明治十五年中小學科を廢して文學專門科を置き、明治二十年更に高等普通學科に改めた。同三十四年經營難に陥つて弘前市立となり、明治四十三年更に青森縣立となるなどの曲折を経て、大正二年終に廢校の悲運に遭遇した。蓋し弘前市に在る二中學校を縣費を以て經營するを不得策とし、義塾を廢して工業學校を創めたのである。

東奥義塾關係者は常に其再興を計つたが、大正十一年四月に至り、再び東奥義塾を開校し、大正十四年十一月文部大臣の指定を受けた。

明治九年 中學校は公立七校、私立七十八校を増して總數二百一校となり、生徒數は五千九百五十人を加へて一萬一千五百七十人に達した。之に反して外國語學校は十一校を減じて九十二校（官立九、公立六、私七七）となつた。これを前年に對比して、外國人教師と英語以外の外國語を教へる學舎の減少とは共に著しく、「内國人にして外國語教授の任に堪ふるもの漸次輩出するを徴すべく、後來我邦に何國語の尤流行するかを識るに足る」ものがあつた。

斯くの如く中學校は増加したが、公立に係るものは全數の一割に及ばなかつた。而して東京府下に在る公私立中學校は百十八校を數へ、其他の府縣に在るものは僅に八十三校に過ぎず、未だ中學校の開設せられざる地方は、一府十八縣に亘つた。東北は暫く措き、關東、近畿に於て猶ほ一中學校をも有せざる府縣があつたのである。

明治九年度に於て、生徒の數、一百名以上の公私立中學校は、既述の端塾、就正舎、雙桂舎、相長舎、鴻城學舎、巴城學舎、温古堂、育德中學、立志學舎のほか次の諸校であつた。

名稱	位置	公私	創立	教員	生徒總數	内女生	主長者
東京神田	東京神田	私	明治六	五	一二六	一三	福田理軒
東京本郷	東京本郷	私	五	一	二五〇	三	石田霞舟
齊藤學校	同小石川	私	六	三	一九二	六八	齊藤盛徳
久間學校	同牛込	私	五	二	一〇一	六七	久間楳翁
古今堂	同神田	私	六	一	一〇〇	四七	菊地貴一郎
沼津中學校	沼津城内	公	九	七	九九	四	江原素六
師範學校附屬	高知	公	九	...	一五八	四	松村如蘭
雲蒸學舎	岡山	私	七	一	一〇二	五	平松且海
眞風學舎	同	私	七	一	一六三	一六	岡野篤
涵養塾	同	私	七	一	一〇四	八	堀尾信徴
鳥取中學	鳥取	公	六	一四	二二六	...	森田幹
德播費	松江	私	七	一	一一〇	...	中村守丘
北豫變則中學校	松山	公	九	一三	一七七	...	草間時福
南豫變則中學校	宇和島	公	九	一一	一五三	...	細川瀏

變則中學校	佐賀	九	七	一五三
.....	鹿兒島	私	八	一〇三
.....

尙明治九年創立に係る公立中學校は左の如くである。

中學校	教員	生徒	主 長	中學校	教員	生徒	主 長
長崎、福江、唐津、佐賀、鹿島、郡山、芝村、平谷	一一二、四、八、一五、七、二、二、三	一一三、五、七、八〇、四、九、一〇、七、一、三、一	三輪凌雲、田中資、河村藤四郎、横尾義勇、山口竹一、奥山永隆、野淵龍潜、原田卯七郎	禁野、沼津、荊山、高松、松江、高松、南松、鹿兒島	二、八、六、八、六、一、〇、〇、九	一三、六一、四九、一二三、七五、一三五、一〇六、一〇一	件和謙、名呼我、吉原五郎、德永彦方、竹内政、中井恒介、左井氏、毛利廣居

備考 文部省第七年報(明治十二年)所載「中學校一覽表」による。

○長崎中學校 明治九年三月長崎縣は外浦町に長崎准中學校を開設し、縣官員五十餘名の寄附(月收の百分の一)、政府扶助金貸付利子及び授業料を合せて、經費に充て生徒二十名を收容し、教員五名(專任二名、英語學校よりの兼務教員三名)を以て授業を開始した。明治十一年一月以後第一中學區内人民の負擔により維持したが、同年三月文部省は長崎英語學校を廢止し、之を縣に交付したので、准中學校を之に移し、長崎中學校と稱した。(「明治維新以後の長崎」に據る)

明治十五年七月再び長崎中學校を長崎外國語學校と改め、英學、清學の二部を置いた。(第一編第一章「廣運館」第二編第

三章「明治十八年」参照)

○唐津中學校 明治九年十月舊唐津藩主の居城内に唐津准中學校を設け、英語科と普通科との二科に分ち、中學區共同學資と授業料とを以て維持した。明治十一年三月教則を革めて長崎縣唐津中學校と改稱し、同十七年五月に至り廢校の悲運に遭ひ、郡費に地方費の補助を加へて之を繼續したが、同二十年(中學校令の實施後)高等小學校に改め、更に農商學所を併置して尋常中學の課程を教授した。翌廿一年四月唐津大成學校と改め、内容も稍整頓したが、明治二十八年四月縣立東松浦郡實科中學、翌廿九年佐賀縣尋常中學唐津分校と改め、越えて明治三十二年四月獨立して佐賀縣立第三中學校と改め、次いで佐賀縣立唐津中學校と稱した。歴代校長中在任長き者は生田徳太郎である。

○佐賀變則中學校 明治九年一月佐賀變則中學校を弘道館跡に開き、修業年限を四箇年(八級)とし、地方税及授業料を以て之が費に充てた。明治十一年長崎縣立佐賀中學校と改稱し、邦文、英文の二部に分ち修業年限を各四年としたが、同十五年英文部を廢した。爾來舊藩主鍋島家は年額四千圓宛向十箇年間邦文部に寄附した。明治十六年七月佐賀縣を設置せられ、翌十七年七月縣下八中學校廢止となり、佐賀中學校に合併され、初等中等科(四年)、高等中學校(二年)を置かれた。明治十九年九月佐賀縣尋常中學校と改稱せられ、同二十九年四月唐津分校(三十二年四月獨立)、鹿島分校(三十一年四月獨立)を置かれた。大正四年十一月創立四十周年記念祝典を舉行した。歴代校長中在任永かりしものは下條幸次郎、垣内正輔、千住武次郎等である。

○鹿島中學校 明治四年藩を廢して鹿島縣を置かるゝや、藩校鑄造館(元々平中創始)は縣に移管せられたが、翌五年他の縣學と共に廢せられた。舊藩主鍋島直彬之を憾みとし校費を給し、又舊藩士の贖金を得て義塾を藩校跡に開き、漢學、洋算、英語を教授せしめた。明治九年變則中學と改稱したが、同十一年長崎縣鹿島中學校と改め、漸次教則を整頓した。明治十六年六月再び佐賀縣を置かれ、佐賀縣鹿島中學校と稱した。先是縣下一郡一校の制を建て八中學校を設置したが、同十七年六月佐賀の一校を存置して七校を廢止した。爾後鹿島中學校は郡費を以て之を維持し、公立鹿島中學校と稱し、

同十九年郡立尋常中學校に變更したが、翌二十年中學校令の實施により廢校の止むなきに至つた。茲に於て鍋島直彬及地方有志相謀り、校舎書器の無償拂下を受け鹿島英語學校を開設し、英漢數三科を正課とし副科として法律を教授した。明治二十四年四月復た鑄造館と稱し、鍋島直彬は其經費（月額約三百圓）を負擔した。同二十九年四月直彬は私立鑄造館の建物備品一切を縣に寄附し、其の敷地を貸與するや、縣は佐賀縣尋常中學校鹿島分校を開設し、同三十一年四月新築校舎に移り、獨立して佐賀縣第二尋常中學校と稱し、次いで佐賀縣立鹿島中學校と改稱した。明治三十三年第一回の卒業生を出し昭和十二年までの卒業生總數三千十名に達した。歴代校長中在任五年以上の者は秋田實、前波仲尾らである。

○郡山中學校 明治九年八月舊郡山藩官邸を假用して郡山豫備校を開き、小學教員志願者に教授法を講習した、之を郡山中學校の前身とする。同年十月堺縣師範學校分局となり、爾來幾多の變遷を経て、明治二十年十二月に至り奈良縣の設置せらるゝや、奈良縣郡山尋常中學校と改稱した。同二十六年の頃縣下には郡山の外吉野に尋常中學校の設あつたが、九月兩校を廢止し、十月郡山中學校址に奈良縣尋常中學校を設置した。明治廿九年四月畝傍（八木町）、五條の二分校を設けたが、兩分校は明治三十二年に至り獨立した。大正十三年一月校舎の大半を燒失し、同十五年三月新築校舎落成を告げた。昭和十一年三月までの卒業生三千八百十三名に達した。歴代校長中在任久しきものは百尾喬利、田中勝之丞、増戸鶴吉等である。

○沼津中學校 沼津兵學校（明治元年十二月創立）附屬小學校の殘留せる生徒と新たなる希望者とを糾合し、此に集、成、舎、が出來た、固より普通小學校とは其趣を異にし、上級に變則科を置きて特別の教育を施し、兵學校の面影を見せたのであつた。竿頭更に一步を進めて之を第二の兵學校に髣髴せしめ、大いに新式教育を行はんとし、率先力を盡したのは江原素六であつた。教師には兵學校廢止後尙ほ遺憾を抱きつゝ此地に留まれる學者も多く、自ら進んで其任に當らんとする人を得るに困難ならざりしも、更に庶幾せる如くに、兵學校の後身たるべき學校として之を壯嚴にすることは容易ならず、静岡縣廳より僅かに一千圓の下與を得、又は地方有力者の補助を求め、或は生徒の月謝を増徴するなど、之が經營には苦心の

尋常ならざるものあり、斯くて三四年を経過したる明治九年に及んで、發展して中學校となり茲に新生面を開くに至つたことである。

沼津中學校には、未だ級制の如きものは劃然とは存してゐなかつた。乃ち生徒各個の學力試験次第にて和、漢、洋、數學と隨意の各組に入るを得たることにして、例せば數學は最下級に屬すれども、漢學又は洋學は最上級に置かるるといふ如く學級の區別を強ひることなく、各個の長所と實力如何により自由に科目の選擇を許した。殊に洋學は新知識の欲求を満足せしめるため、又た元來沼津は洋學の流行地であつた爲め科外に英書研究さへあつた。……我國中學校の圖畫を教科とせらるは本校を魁とすると云ふ。（幕末西洋文化と沼津兵學校）

同校に關し、文部省第四年報（明治九年）所載の文部大書記官西村茂樹の巡視功程に、次の如く記されてゐる。

教員九人ニシテ内ニ外國人一名（亞米利加加拿太ノ人）アリ生徒九十九人ニシテ内男子九十五人女子四人ナリ此校費ハ一ヶ年二千八百八十圓ニシテ其内千二百八十圓ハ本縣雜稅ヨリ之ヲ給シ九百圓ハ中學區内ノ人民ヨリ出金スルコトト爲ス
○葦山中學校 明治六年三月足柄縣は小學校教員養成の爲に、葦山支廳下に假研習所を開設した。翌七年十一月葦山城址に校舎を建て葦山講習所對岳學校と名づけたが、明治九年四月足柄縣廢せられて静岡縣に屬するに及び、葦山師範分校と稱し、翌十年六月師範分校を改めて變則中學校と稱し、中學師範の兩學科を置いた。明治十一年葦山中學校と改稱したが、同十三年五月火災に罹り校舎烏有に歸し、龍山小學校の一部を借りて授業を繼續した。同十五年六月君澤・田方・賀茂・那賀の四郡費と地方有志の寄附により建築せる新校舎落成し、十一月町村立伊豆學校と改稱した。

明治十七年に至り縣立豆陽學校と改稱し、下田蓮臺寺に私立分教場を設けた。同十九年「中學校令」の公布に際し縣立豆陽學校を廢し、再び町村立伊豆學校を興し英・漢・數を教授した。翌二十年十一月各村の維持委員を設立者として私立に改めたが、明治二十八年三月四郡會の請願に依り、静岡縣尋常中學校葦山分校を町村組合立として設置され、私立伊豆學校の校舎職員生徒等を繼承し、文部省令に據り學科課程を更正した。翌二十九年四月獨立して静岡縣葦山尋常中學校と

稱したが、當時生徒二百十三名、職員は校長以下十二名、經費五千貳百圓であつた。明治三十年七月田方郡立となり、翌三十一年四月静岡縣立となつた。

明治四十二年一月江川坦庵公の追慕會を開催したが、四月 皇后陛下江川邸に行啓あらせられ、本校に金壹百圓を下賜せられ、學校は之を資として校旗を調製した。

明治三十一年第一回卒業生三名を出してより、昭和七年に至るまでの卒業生總數一千八百四十六名を算した。歴代校長中在職五年を超ゆるものは伊藤保三郎及び山本幸雄である。(「崑山中學の教育」に據る)

○松江中學校 明治九年三月島根縣教員傳習校内に變則中學校(修業年限三年)を設け内村友輔専ら教授の任に當つた。翌十年十一月中學校分離獨立して松江中學と稱し、明治十一年一科(英語を缺き修業年限を三年とす)、二科(修業年限四年)の兩科を置き、翌十二年三月始めて第一科卒業生三名を出し、同十五年八月始めて第二科卒業生三名を出した。明治十六年十二月教則を改めて初等・高等中學校の二とし、通じて六年の修業とし、翌十七年三月島根縣第一中學校と改稱し、同十九年八月更に島根縣尋常中學校と改稱し修業年限を五ヶ年とした。

校費は明治十年には一千九十圓(四學級)であつたが、同十九年には四千五百十四圓(六學級)となり、大正二年には二萬二千餘圓(十五學級)に上り、昭和七年には五萬三千四百餘圓(二十學級)に達した。大正十五年十月創立五十周年記念式を舉行したが、若槻首相の祝辭の中に曰く、

余嘗て本校に學び僅ニ二閱年ニシテ退クノ止ムナキニ至リシト雖モ母校ノ印象ハ牢トシテ拔クベカラズ今者祝賀式ノ舉アルヲ聞キ故國ノ江山ト舊師ノ恩容トヲ回想シ誠ニ今昔ノ感ニ境ヘザルモノアリ唯政務執掌親シク其席ニ臨ミ舊知ト相見テ當年ヲ談ズル能ハザルヲ恨ム

と。歴代校長中在任の長きは西村房太郎、田中一元である。尙舊職員中雇としてラフカチオ・ハーンの名がある。ハーンは明治二十三年十月より滿一年在職し、其舊宅は松江の一名蹟となつてゐる。(「紅陵創立五十年記念號」に據る)

○高松中學校 明治六年二月文部省に稟申して英國人ゼヒーモリスを高松中學校に雇聘し、同年三月高松第一小學校を中學校と改稱した。翌七年十月成章學校と改め、次いで師範學校となつた。(「香川縣史」高松市史に參照)

明治九年八月香川縣廢せられて愛媛縣に屬するや、縣は翌十年高松に變則中學校を設け、同十三年高松中學校と稱したが明治十七年に至り一旦諸中學校を廢し、改めて高松に愛媛縣第二中學校を設けた。しかるに明治十九年八月「中學校令」の實施により廢止せられた。(「愛媛縣誌稿」參照)

明治二十五年五月に至り、高松市に中學を、丸龜市に其の分校を設立する議香川縣會を通過し、直に工を起し翌廿六年四月開校し香川縣尋常中學校と稱した。明治三十一年四月丸龜分校の獨立に際し香川縣高松尋常中學校と改稱し、翌三十二年四月更に尋常の二字を削つた。明治三十三年四月大川分校を新設(同三十六年四月獨立)した。

昭和八年五月創立四十周年記念式を舉行した。明治廿九年第一回卒業生六名を出したが、爾來昭和十一年まで卒業生の總數四千二百六十四人(外に準卒業生百五十四人)に達した。歴代校長中在任五年を超ゆるものは久保清彦、御手洗學、青木勘等である。(高松中學校一覽參照)

明治十七年高松に設置された愛媛縣立第二中學校が同十九年に至り廢止せられるや、有志者は私立尋常中學校を興さんとしたが、資金の募集意の如くならずして實現しなかつた。明治二十二年に至り、縣は中學設置を縣會に附議したが、民費多端の故を以て否決され、同二十四年再び之を縣會に提案するや、東讃西讃其の位置を争つて議決しなかつた。同年十二月中學校令の改正により一府縣一校の制限を緩められたるを以て、縣は翌二十五年四月臨時縣會を開き、中學本校分校各一校の設置を提案したが、縣會は一校設立の豫算に改めて更に提議すべしと要望したるにより、五月再び臨時縣會を召集して一校設置の案を提出するや、再び位置に關し議論を生じ、遂に本校を高松に、分校を丸龜に設置することとなつた。

(「香川縣史」に據る)

○松山中學校 明治九年八月勝山學校内に變則中學校を設けられ、後縣の命名により北豫學校と稱した。同年宇和島に開

設されたる變則中學南豫學校に對したのである。明治十一年六月松山中學校と改稱し、規則を改め設備を整へたが、明治十七年六月愛媛縣は縣下の各中學校を廢止し、更めて松山、高松、丸穂の三校を開設した。同十九年八月高松、丸穂（宇和島）の二校を廢し翌二十年五月松山の一枚をも廢止した。茲に於て有志は伊豫教育義會を組織し、資金を集めて松山に私立伊豫尋常中學校を興し、明治二十一年八月官の認可を受け開校した。同二十五年四月に至り之を廢し、五月縣立愛媛尋常中學校を設けられ、舊私立中學校生徒は新設縣立中學校に編入された。（「愛媛縣誌稿」參照）

明治二十九年四月東豫（西條）、南豫（宇和島）の二分校を開き、同三十二年四月兩分校獨立するに及び、本校を愛媛縣立松山中學校と改稱した。昭和九年十二月火災に罹り校舎の大半を燒失したが、同十一年八月復興工事完成した。歴代校長中在任長きものは御手洗學と雨宮新七である。

○南豫變則中學校、宇和島中學校の前身である。舊藩學明倫館は廢藩の際閉鎖せられて、明誠館を興されたが、明治四年明誠館も廢せられて不棄學校を開かれた。明治九年之を擴張して變則中學南豫學校と稱し、同十二年縣立南豫中學校となり、同十七年六月縣立第三中學校と改稱した。明治十九年八月愛媛縣は高松に在る第二中學校と共に本校を廢止した。明治二十四年一月に至り宇和島教育義會により私立宇和島明倫館を設置せられたが、同二十九年三月縣立中學南豫分校の設立に際し明倫館は廢せられた。明治三十二年四月南豫分校獨立して愛媛縣立宇和島中學校と稱し、同三十四年四月大洲分校（三十七年一月獨立）を開設した。

大正十一年十一月 皇太子殿下本校に行啓あらせられた。昭和十二年まで卒業生を出すこと三十七回總數二千四百十六名に達した。歴代校長のうち在職長きものは松村傳と菊池紋平とである。

○鹿兒島中學、安永二年創建の藩學造士館は明治二年大に館制を革め漢學、國學、洋學の三局を設け、同四年之を本學校と稱したが、同九年之を廢して八月英語學校、師範學校及準中學の三校を興し、準中學に於ては和漢洋兵商等雜駁の學科を教授した。十年の變に際して六月校を閉ぢたが、校舎書器等兵火に罹り蕩盡した。明治十一年これを再興して鹿兒島中

學と稱し、正則は小學卒業生に普通科を授け在學期限を四年とし、變則は中學科小學科の一半を授け在學は二年を期限とした。明治十二年九月東京留學規則を制め十月樺山四郎、園田榮吉等を東京に留學せしめた。留學生には學資一月八圓を給して東京師範學校の中學師範學科を學ばしめ、卒業後一年間縣内中學校教員たるの義務を負はしめた。同十三年には、教員九名生徒八十五名あり、歳費凡そ三千一百圓は主として寄附金利子により支辨した。（明治十三年「鹿兒島縣年報」參照）

明治十七年に至り、造士館の再興に際し鹿兒島中學は鹿兒島學校と共に廢せられ、「中學校教則大綱」に基き鹿兒島縣立中學造士館を開設し、同十八年三月授業を開始した。明治二十年造士館は高等中學校の制に改められ、文部省の管理に屬し鹿兒島高等中學造士館と稱し、翌二十一年一月本科及豫科補充科の三科を置き舊中學造士館の生徒を收容して開校した。

（第二編「造士館」參照）

因に鹿兒島學校は明治十四年市内磯集成館の址に開かれ、椎原國幹を校長とし、鎌田榮吉を教頭として、漢英數を教授し、同十五年舊鹿兒島城の本丸に移轉した。

明治十年 本年に至り中學校は著しき増加を示した。即ち公立は十三校を増して三十一校となり、私立は一躍百七十五校を増して三百五十八校となり、總數三百八十九校に達した。教員數も之に伴つて公立に七十六人（外國人四人）を増し私立に四百十三人（外國人男七人、女一人）を加へて總數九百十人（外國人男十五人、女一人）となり、生徒數は公立に千二百三十六人（内女子百八十二人、外國人二人）を、私立に七千八百十六人の男子を増し、女子百人を減じて、總數二萬五百二十二人の多きに上り、略々前年度に倍加した。文部省第五年報に曰く

獨り私立中學女生徒ガ百名ノ減少ヲ來セルハ果シテ何等ノ理由ナルヤ未タ之ヲ詳ニスル能ハス

學校教員及男生徒ノ特ニ其數ヲ私立中學ニ増加セシ所以ハ他ナシ小學ノ課程ヲ卒ヘテ高等普通學科ニ入ラントコトヲ願フノ生徒頻々輩出スト雖公立中學ノ設備猶稀疎ナルト學齡以上ノ年少輩各其信スル所ノ師ニ就キテ適意ノ教育ヲ受ンコトヲ希望スル者ノ多キニ由レリ

と。公立中學校の學期は地方の便宜により五年、四年、三年若くは二年六箇月とし、學科は概ね習字・文法・作文・畫學・語學・地理・歴史・數學・物理・化學・星學・地質學・博物・生理・農業・商業・記簿・統計・心理・修身・經濟・法律體操等を課し、英語を授くるものは十五校であつた。私立中學校に在りては其教則等は各校の選定に任せ、其の認可を地方長官に委ねたから、彼此互に異るところが多かつた。

明治十年度に於て公立中學は總數三十一校に過ぎず、未だ各府縣に普及するに至らなかつた。文部省第五年報所載の學區巡視功程或は府縣年報によれば、

長野縣 中學校ト稱スヘキモノナシ生徒ノ上達セシ者ハ或ハ師範學校中ニ特科ヲ設ケ或ハ小學校中ニ變則科ヲ設ケテ教授セリ

千葉縣 地租改正未タ其業ヲ竣ヘス殊ニ民費節減ノ令アリ爲メニ經費支辨ノ方法ヲ得ス中學校ノ開設ヲ果サス
愛媛縣 中學校ハ特ニ俊秀有志ノ子弟ノミヲ教養スル目的ナルヲ以テ其設立ヲ勸督スルモ之ヲ小學校ニ比スレハ自ラ緩急ナキ能ハス然レトモ舊藩治所ノ跡ノ如キハ少年輩ノ較々高等ナル學科ニ從事センコトヲ希望スル者常ニ多シ故ニ此輩ヲ待タンカ爲メ巴ニ松山、高松、宇和島ニ各一個ノ公立中學校ヲ設ケタリ

中學校の増加に反し、外國語學校は激減して二十八校(官公二、公立五、私立二一)となつた。蓋し官立の語學校は西南騒亂に因る國費節減の爲に七校を廢止せられ、中學校が漸く整備したる結果、私立外國語學校生徒の之に轉入するもの

多く、又私立英學塾の内には、組織を變更して中學校となるものも少からず、慶應義塾、攻玉塾、同人社、英學所等も明治十年度には中學校に算入せられたのである。

明治十年の「中學校一覽表」のうち、生徒數百五十人以上を有するものは、既に擧げた東京神田の雙桂舎、高知の靜檢學舎、岡山の雲蒸、眞風の二學舎、鳥取の鳥取中學、松江の徳播養、松山の北豫變則中學、宇和島の南變豫則中學のほか左の諸校であつた。

名稱	所在	設立	教員	生徒總數	女生	主 長 者
混々社	東京柳町	明治七	三	二五〇		日下 歸一
獎化塾	同 櫻田本郷町	五	一	二三五	六	馬場 逸齋
英學所	同 露月町	四	八	一七一	五	森田 正熙
攻玉塾	同 新錢座	五	二二	二九二	三	近藤 眞琴
誘掖學舎	同 櫻川町	八	六	一六五	一	錦織 精之進
成 蔭 舎	同 芝公園	十	一	一五八	二	久保田 精一
益 海 舎	同 芝菜町	七	一	一七一	一	牧 恒三郎
慶應義塾	同 芝三田	六	四〇	四一四	一	福澤 諭吉
一而已精舎	同 神田	九	二	一六七	五	大 島 文
小野澤學校	同 北甲賀町	九	一	四五二	八	小野澤 敬之
成 立 學 校	同 今川小路	九	一	二四三	一	笹田 政治
田 村 學 校	同 一橋通	九	一	三二一	一	田村 直清
同 人 社	同 小石川	六	二五	三〇六	一	中村 正直
化 成 學 舎	同 淺草	六	八	一六〇	一〇	中山 克己

變則中學	高知	七	七	二四八	一	山口正惠
龍淵舎	岡山	七	一	一七一	三五	三宅貞久
梅軒舎	同	七	一	一五二	六	妹尾徳風
算正學校	宇和島	十	一	一八四	九	不川顯賢

前表のうち高知の變則中學を唯一の公立とし、他は悉く私立である。就中東京に在る慶應、攻玉、同人の三學舎は最も著聞し、夙に「東都三塾」の稱があつた。

明治十年開設の公立中學校(明治十一年調)は左の如くであつた。

學 校 名	所 在 地	教 員	生 徒	主 長 名
利根川學校	前橋曲輪	四	一九	中村剛
烏川學校	高崎宮本町	四	二八	原口村剛
栃木師範豫備學校	蘭部	二	二四	志賀雷山
愛知縣中學校	名古屋南外堀町	二	一三三	ゼー・エー・マクレラン
致遠中學校	富山總曲輪	八	四四	中島外成
第一番中學校	大坂常安町	八	一三七	牧島正篤
高知變則中學校	帶屋	一	一六〇	山口正惠
新發田中學校	本島	六	四八	山川輔三郎
中臺中學校	廣島下番町	七	一〇二	齋藤金平
仙臺中學校	東二番町	一〇	一一八	下斗米精二

鶴岡中學校

家中新町

四

九〇

阿部義之

(註) 栃木師範豫備學校に就いては第二編「明治十二年」の項参照。

○利根川學校、前橋中學校の前身である。明治十年九月前橋に變則公立中學校を開設せられ、第一大學區第十七番利根川中學校と稱した。縣は同時に高崎に第十八番烏川中學校を設置し、順次三四校を増設するの計畫を樹てたが、明治十二年六月に至り縣は二校を閉ぢ縣立中學校を創立し、翌十三年一月假に師範學校内を區劃して教場に充て開校した。然るに四月生徒解散し(理由不詳)休校數ヶ月の後、明治十四年二月應募生七十三名を入學せしめ、舊利根川中學校を校舎とし三月授業を開始した。十月更に増募生二十一名を入學せしめ、十二月内藤耻叟第一代専任校長となつた。先是校舎の狹隘と市租の喧鬧とは學習を阻害すること甚しとし、七月小暮村に當時稀に見る洋式校舎の新築を起工し、翌十五年四月竣工した。一説に當時の生徒には西南の役より歸郷せる青年多く、其年齢も十九歳より三十歳に及び粗暴の行爲少からず、爲に町外に敬遠せられたといふ。同年五月第一回卒業生六人を出し、九月以降文部省所頒の綱領に基いて改正せる學則を實施した。

明治十九年に至り英吉利人を雇聘し、校運漸く隆昌ならんとしたが、縣會は突如普通教育は小學校にて足り、縣費を以て中等教育を施すを尙早なりとし、次年度の經費を否決した。爲に生徒は四散し、百十二名の生徒は四十餘名に減少した。茲に於て石坂孫平、木暮秀太郎等の有志百方斡旋して縣下に寄資を勸説し、之を縣に提供し、授業料と相俟つて學校の存續維持を圖つた。縣も之を諒とし、翌二十年三月に至り授業料及寄附金を以て經費を支辨すべき旨を告示した。越えて明治二十四年群馬縣會は次年度よりの縣費支辨を議決し、學級數七、教員數十一人、豫算金六千五百四十七圓を決定した。

明治三十年三月群馬縣尋常中學校と改稱し、高崎、藤岡、富岡、安中、沼田、太田に六分校を設置し、同三十三年四月高崎、富岡、太田の各分校獨立するに及び、群馬縣前橋中學校と改稱した。昭和四年四月開校五十年紀念祝典を挙げ、同

九年十一月 聖上陛下の御臨幸を仰ぎ、圖書、英語の授業を 天覽に供した。同年までの卒業生三千二百五十六人である。歴代校長の中には澤柳政太郎（明治二十八年二月就任し同三十四年四月第二高等學校長に轉ず） 秋山恒太郎、福井彦次郎、櫻田廣利、松下雅雄等がある。

〔前橋中學校沿革の概要に據る〕

明治九年八月再び群馬縣を置かるゝや、縣は群馬縣學則を制定し、縣下を四中學區に分ち每區に一中學を設くることとし、中學教員は當分師範學校より派遣在勤せしめ、其の月俸、旅費を官給することとした。然るに中學校の維持方法は其學區内の協議を以て適宜の方法を設け、可否の裁決を官に請ひ許可を得べきことに定められたるため、四中學區のうち、前橋高崎の兩所に公立變則中學を開設せられたのである。（群馬縣史参照）

○烏川中學校、「高崎市史」に據れば、開設當初には「名稱のみに止まり小學教育に従事せんとするもの、養成所」であつた。明治十年變則中學校と稱し、中學程度の教育を施すこととし、師範學校准一等教師原口泰を校長に任じ、英數學教師各一名を聘し、玉田寺の一部を借用し生徒七名を收容して開校した。二年後生徒數四十餘名に達したが其の大部は舊藩士の子弟であつた。當時入學資格は小學全科卒業と定められたが、卒業生極めて少かつたから、假に小學上級生を試験して入學せしめ、隨時小學科目を補習して卒業試験に應ぜしめた。經費は全く公費により教科書全部を貸與した。明治十二年七月利根川、烏川の二校廢せられて翌十三年一月群馬縣中學校を前橋に設置せられた。明治三十年四月に至り、群馬縣尋常中學校群馬分校を高崎に設置せられ、長松寺を假校舎とし峰岸米造を分校主任とした。翌三十一年三月郡の寄附に係る新築校舎に移り、同三十三年四月獨立して群馬縣立高崎中學校と改稱した。明治三十五年五月 皇太子殿下には有栖川宮殿下と御同列にて行啓あらせられた。創立以來昭和十二年度までの卒業生總數三千百五十二名に達した。歴代校長中在任五年以上の者は高田芳一、伊藤允美、樋口安一郎等である。

○愛知縣中學校 明治七年九月文部省が名古屋に開設せる外國語學校は同年十二月愛知英語學校と改稱せられ、明治十年

二月英語學校廢止せらるゝや、縣は其校舎等一切の交付を受けて愛知縣中學校を設立した。明治十二年九月教則を改めて普通科英語科の二科を置いたが、翌年八月頒布の中學校教則大綱に遵つて二科を合一し、九月愛知縣尋常中學校と改稱した。明治二十三年七月獸醫牧畜科を設け、同二十九年三月に至り之を廢した。明治四十一年九月新築の校舎に移り、昭和二年二月改創五十周年に相當したが、翌三年十月其の記念式を舉行した。昭和十一年三月までの卒業生總數五千四百八十四人に達した。歴代校長のうち朝長武八、柴田初次郎、日比野寛等は在任長きものである。

明治十一年十月 天皇陛下御巡幸に際し 車駕親臨學業 觀覽の光榮に浴したる上、優等生に恩賜の 御沙汰を蒙り、明治四十三年十一月 皇太子殿下本市に行啓せられ、御臨校の上學業を贊はせられ、又森、榎本、井上、牧野、小松原、一木、岡田の七文相相次いで本校を巡視した。

○致遠中學校 明治六年富山の有志梅澤町大法寺に變則中學校を設け、漢・皇・洋・數學を教授したが、其の目的は小學教員の養成に在つた。先是餌指町宣教館跡に創設せられた共立義塾を併合して生徒數を増したが、其後幾くもなくして閉校した。明治九年四月新川縣は廢せられて石川縣に屬したが、翌十年三月石川縣は啓明學校の支校を富山の師範學校内に置いたしかるに同年七月之を廢止し、十一月師範學校内に致遠中學校を置いた。其の經營は屢困難に陥つたが、明治十六年五月石川縣を割いて再び富山縣（明治四年十一月富山縣を廢して新川縣を置いた）を置かれるや、富山縣は翌十七年致遠中學校（町村立）を廢し、同年六月富山縣中學校を設置した。（富山市史参照）

富山縣中學校は明治十八年一月初級生徒百二十八名を入學せしめて創校式を舉げ、翌月授業を開始したが、其の校地及校舎は有志者の寄附に依つた。爾後名稱を變更すること數次、明治三十四年十月富山縣立富山中學校と改め、創立以來昭和十年年度まで總數四千百餘名の卒業生を出した。歴代校長中在任の長かつた者は、秋山恒太郎、大浦肇、福井政一等である。

○大阪府第一番中學校 北野中學校の前身たる大阪府第一番中學校は、明治十年八月集成・進級の二學校を合一し、瀧誠

齊を監事として開校した。集成學校は明治六年四月東區難波御堂内に創立せられ、英語を以て普通學科を教授し、進級學校は明治七年九月東西兩區に各一校を設けられ圖書を以て普通學科を授けたが、翌八年九月東西進級學校は併合せられ、二年を経て集成、進級二校も亦合一せられたのである。第一番中學校は明治十四年七月大阪府師範學校内に移轉して大阪府中學校と改稱した。

明治十六年七月師範學校より獨立して大阪府大阪中學校と稱したが、北野中學校は是を創立の年とする。同十九年十月大阪尋常中學校と改稱し、其後大阪府第一尋常中學校(明治二十八年)大阪府第一中學校(明治三十二年)堂島中學校(明治三十四年)と改稱し、明治三十五年四月大阪府立北野中學校と改稱し同年五月北野の新築校舍に移轉した。明治十八年一月始めて卒業生七名を出し、爾來卒業生を出すこと約五十回總數四千九百二十名(昭和十一年十一月)に達し、其の内學位を有するもの五十餘名に及ぶ。歴代校長中勤續久しきものは矢部善藏、金田楢太郎、梶山延太郎、江崎誠等である。

(大阪府立北野中學校一覽表に據る)

○高知變則中學 高知城東中學校の濫觴である。明治七年二月藩學致道館の後身陶冶學舎に變則中學を附屬せしめたが、明治十一年一月高知師範學校附屬變則中學校と改稱し修業年限を二ケ年半(五級)とした。同年十一月變則中學校を廢して高知中學校を設置し、課程を高等尋常(各四ケ年修了)の二等とし、明治十四年六月始めて尋常中學校全科卒業生四名を出した。同十七年六月安藝、赤岡、佐川、中村に分校を設けたが、翌十八年六月各分校を閉じて本校に合併した。

明治十九年九月高知縣尋常中學校と改稱し、修業年限を五ケ年とし、初めて兵式體操を課した。同二十年八月女子部を設置した。女子部は同二十六年二月高知縣高等女學校の設立により廢止せられたが、先是明治廿四年七月第一回女子卒業生廿九名を出し、次いで同廿五年十八名、廿六年六名を卒業せしめた。同三十二年九月小高坂に中學校新設せられ之を高知縣第二中學校と稱し、本校を第一中學校と改めたが、明治四十五年四月第二中學校廢止せられ、その生徒約二百四十名を收容した。

大正十一年四月舊第二中學校の跡に高知城北中學校設立せられ、本校を高知城東中學校と改稱した。昭和三年十一月創立五十周年を記念したが、昭和十年度に至るまでの卒業生三千七百六十五名(外に準卒二百三十一名)に達した。創立以來校長の在任の長きものは善波功である。

○廣島中學校 明治七年六月文部省は廣島に外國語學校を開校し十二月廣島英語學校と改め、同九年七月下中町に校舍を新築したが、翌十年二月國費節減の爲廢校とした。同月縣は之を繼承して廣島英語學校を開き、同年十一月廣島縣中學校と改稱し、同十二年七月始めて中學全科卒業生六名を出した。明治十四年四月教則を改めて國文中學科及英文中學科の二科を置いたが、翌十五年十月中學綱領により更に教則を改定して初等高等の二科を置き、同二十年十月中學校令により廣島尋常中學校と改稱した。

明治廿一年以後經費は本校の収入金のみにより支辨することとなり、明治廿五年八月再び地方費支辨に復せらるゝまで寄附金經濟を繼續した。昭和二年創立五十周年に相當したが、諒闇中につき翌三年十一月記念式を舉行した。吉村寅太郎初代校長となつたが、歴代校長中在任の最も長きは九代の弘瀬時治であつた。(廣島縣立廣島第一中學校一覽に據る)

尙本校には明治十八年八月三日 明治天皇臨御あらせられ、校長水谷貢は祝詞及び中學校規則、生徒須知、沿革表、學級試驗表、活力表、生徒の描畫、生徒の作文等を奉呈した。(西巡日乘參照)

○仙臺中學校 明治七年四月文部省は仙臺に宮城外國語學校を設け、同年十二月宮城英語學校と改稱した。同十年二月に至り英語學校廢止さるゝや、宮城縣は之を引繼ぎ縣立仙臺中學校を開設し、教則を邦語・英語の二科とし、中學校令の公布せらるゝに及び宮城縣尋常中學校と改稱した。しかるに明治二十年第二高等中學校の開設に際し、其の校舍を供用し、且つ高等中學校に豫科及補充科を置くこととなり、尋常中學校は之を存置するを要せずとして、明治二十一年三月限廢止した。爾來中學に進まんとする者或は私塾に入り、或は宗教學校に投ずるに至り、當局者も以前の措置の非なりしを覺

り、明治二十四年尋常中學校再興を決し、翌二十五年四月其の設置を見るに至つた。是れ現在の仙臺第一中學校である。

(「仙臺市史」に據る)。

宮城縣尋常中學校は明治二十五年六月私立東華學校の校舎を假用して授業を開始し、同三十二年七月新築校舎に移り、次いで宮城縣第一中學校と改稱した。明治四十年一月校舎全焼し當直書記は御眞影を護つて焚死した。翌四十一年十一月新校舎に移轉し、大正八年宮城縣仙臺第一中學校と改稱した。明治二十八年より昭和十一年に至る卒業生總數五千五百名に達した。大槻文彦を初代の校長とし、歴代校長中在任久しき者は下條幸次郎、宗像逸郎、小平高明等である。

○鶴岡中學校 明治九年八月鶴岡縣は廢せられて山形縣に併合せられたが、三嶋通庸山形縣令に任ぜられるや、同十年十一月縣費を以て鶴岡變則中學を設置した。同十三年に至り改めて西田川郡立中學校と稱し、同十六年中學校教則大綱に基き校則を改正して諸科稍整備の域に進み、生徒も百餘名に達したが、同十九年中學校令の公布により廢校となつた。時の郡長及び有志者其の存續を計り、之を東田川郡に協議し資金二萬圓を募り、其の利子及授業料を以て歳費に充て、郡長を校長に推し、明治二十一年七月舊西田川郡立中學校跡に私立莊内中學校を開設した。同二十五年東西田川及飽海三郡協力して更に三萬圓を醸出し、縣より三萬圓の補助を得て知事に學校の管理を請願し、翌二十六年五月庄内尋常中學校と改稱した。同三十年三郡協力して更に三萬圓の資金を増し、設備の整頓を計つたが、同三十三年度より縣費支辨となり、從來の資金は之を三郡に返附して山形縣立莊内中學校と稱し、大正九年四月更に山形縣立鶴岡中學校と改稱した。

(「鶴岡市史」に據る)

大正十四年十月 皇太子殿下本校運動場に行啓遊ばされ、莊内中等學校生徒に御親閱を賜はり、昭和十一年十月 秩父宮同妃兩殿下本校運動場に御成遊ばされ、莊内中等學校生徒並各團體に御親閱を賜はつた。

東都三塾の創始者 福澤諭吉は天保五年(一八三五)十二月豊前中津に生れた。「獨立自營」の途を求めて先づ長崎に赴き蘭語を學んだが、安政二年(一八五五)大阪に移つて緒方洪庵の塾に入り、苦學を積むこと四年、安政五年(一八五八)中津藩

主奥平侯の聘に應じて江戸に上り、蘭學を教授した。翌年横濱を視察して悟る所あり、英學に轉じ、獨修して竟に英書を讀み得るに至つた。

萬延元年(一八六〇)幕府の外國奉行新見豐前守の一行が、日米條約批准交換の爲渡米するに際し、軍艦咸臨丸の從僕として其の行に隨ひ、又文久二年(一八六二)幕府が外國奉行竹内下野守等三十餘名を歐洲に修交使として派遣するに當り、箕作秋坪、寺島宗則等と共に翻譯方として隨行し、佛・英・蘭・普・露・葡の諸國を歴游した。翌年歲末に歸朝し、見聞せる所を綴り名著「西洋事情」を上梓し、世人の西歐に對する認識を深からしめた。

慶應義塾は福澤諭吉が安政五年の冬江戸鐵砲洲に在る奥平藩邸に開いた家塾に端を發する。慶應三年(一八六七)芝新錢座に移つて、慶應義塾と稱し、翌年更に三田に移り、爾來益々發展して慶應義塾大學となつた。

諭吉が畢生の事業は義塾に於て多數の青少年を教育し、許多の著作を通じて社會を指導するに在つたが、時事新報を創むるなど我國の文運に貢獻する事業も亦多かつた。明治三十三年 朝廷は彼の功績を 嘉賞あらせられ、特に左の 御沙汰書を賜はつた。

夙ニ泰西ノ學ヲ講シ校舎ヲ開キ才俊ヲ育シ新著ヲ頒チテ世益ニ資スル三十餘年其功績尠カラズ因テ 思召ヲ以テ金五萬圓ヲ賜フ

翌三十四年二月三日六十七歳を以て逝き、芝白金本願寺に葬られた。

○近藤眞琴は志州鳥羽の人、天保二年(一八三〇)江戸麹町の藩邸に生れた。夙に蘭學に志し、又大村益次郎の塾に兵學を修め、更に文久年間航海術を研究した。明治二年兵部省に徴され海軍操練所に出仕し、公暇を以て攻玉塾を興し、蘭學、數學及航海術を教授した。明治六年奥國に差遣せられ、同八年芝新錢座に航海測量習練所を設け、六百の海軍將校、七百の高等海員及技術者を養成した。當時築地に海軍兵學校があつて海軍將校を養成したが、其卒業生未だ多からず攻玉舎出身者の採用さるゝもの少くなかつた。又海員養成の機關としては、明治八年十一月に創められた三菱商船學校の一枚に止

まり、海員の多數は攻玉舎出身者の占むる所であつた。後商船費と改稱し、明治十四年には鳥羽に分費を設け、鳥羽商船學校の前驅をなした。航海教授術等海事に關し譯述する所少からず、斯界に寄與することも亦多かつたが、明治十九年五十六歳にして逝き、青山墓地に葬られた。

攻玉社出身者にして海軍將官に昇つたもの二百二人（大將一五、中將六九、少將一一八）の多きに達し、軍神廣瀨武夫中佐、沈勇潜水艇長佐久間勉大尉等も同舎出身であり、其他商船界、學界（博士二十六人）、官界、實業界に其の門下多士濟々、殊に高閣に列したるもの七人を出したといふ。

○中村正直は天保三年（一八三二）江戸に生れた。初め和漢の學を修め、次いで桂川甫周に就いて蘭書を研究し、更に英學に轉じた。安政二年（一八五五）幕府に仕へ學問所教授方となつた。慶應二年（一八六六）幕府の留學生監督として英國に赴き、明治元年（一八六八）歸朝後、徳川慶喜に隨つて静岡に退き英書の翻譯に従つた。其譯述せるルミ「自由の理」「西國立志編」「西洋品行論」等は廣く世に行はれ、其影響する所も多かつた。明治五年東京に入り、翌六年同人社を起すや全國の子弟の來り學ぶ者甚だ多かつた。明治八年同人社に女子部を創めて女子教育に盡す所あり、同年東京女子師範學校攝理を囑託せられ、明治十年東京大學教授となりて漢學を講じ、同十九年元老院議員に任ぜられ、同二十三年女子高等師範學校長に任じ、貴族院議員に勅選せられた。先是明治廿一年文學博士の學位を授けられ、同廿四年六月六十歳を以て長逝した。

明治十一年 中學校は總數五百七十九校に達し、前年に比し公立三十四校、私立百五十六校の増加を示した。教員は公立の三百八十二人、私立の九百十九人を併せて一千三百一人となり、前年より増加すること三百九十一人であつた。生徒は公立四千四百九十四人私立二萬四千五百二十四人其合計二萬九千九十八人となり、前年度に較ぶれば公立は一千二百二十三人、私立は七千二百七十三人、合計八千四百九十六人を増加した。

學制頒布以來既に六星箱を経て、小學全科を卒業するもの益々多きを加へ、進んで中學に入らんとする者も亦輩出して中學校の漸増は必至の事であつた。次に各府縣に於ける中學校設置の狀況を表示する。

府縣	公立	私立	府縣	公立	私立	府縣	公立	私立
東 京	一	二七三	埼 玉	一	〇	東 京	〇	〇
群 馬	二	一三	茨 城	〇	一	茨 城	〇	〇
栃 木	一	四	愛 知	一	一	愛 知	一	〇
靜 岡	四	二	岐 阜	一	〇	岐 阜	一	〇
三 重	〇	一	京 都	〇	〇	京 都	〇	〇
滋 賀	一	五	和 歌	〇	〇	和 歌	〇	〇
兵 庫	六	一	廣 島	一	〇	廣 島	一	〇
岡 山	二	三六	山 口	〇	〇	山 口	〇	〇
愛 媛	四	二	熊 本	〇	〇	熊 本	〇	〇
鹿 兒 島	二	三	福 岡	四	〇	福 岡	四	〇
新 潟	四	〇	山 形	一	〇	山 形	一	〇
宮 城	一	〇	秋 田	〇	〇	秋 田	〇	〇
青 森	〇	一	岩 手	〇	〇	岩 手	〇	〇

前表によれば京都府及び茨城・山梨・熊本・秋田・岩手の諸縣には未だ中學の設がなかつたのであるが、京都府は既に外國語學校（公立三校・私立二校）を開設して學齡以上の少年子女の進學の路拓かれ、熊本縣は熊本醫學校、廣取英語學校を設け、又茨城・山梨の二縣も師範學校の内に別に中學豫備科を置き、多少の生徒を教育してゐたのであるから、中學校の有無を以て、遽に地方に於ける教育進歩の遲速を判するを得なかつたのである。

中學校の修業期は、地方の便宜によつて長短相均しからず、最短を二年、最長を六年とし、或は三年、四年、五年なるものもあつた。其の學科は公立に於ては概ね具備してゐたが、私立に在りては、或は英學に偏し、或は漢學に傾き、或は

學科の數一二に過ぎざるものもあつて、高等普通教育を以て稱すべきものは少なかつた。

大阪府第一中學校は五年制を採り、教科を下等(二ケ年)、上等(三ケ年)とし、上等を更に甲乙に區分した。甲は和漢書を用ひて傍ら英書を學ばしめ、乙は英書を用ひて傍ら漢書を學ばしめ、甲乙の選擇を生徒の意に任せた。下等の科目を史學、地理、博物、物理、化學、修身、經濟、作文、畫學、數學、英學とし、上等の内甲號は下等の科目の外更に生理、記簿、代數、幾何、三角を加へ、乙號の科目は甲號に等しく、専ら英書を用ひ、甲號の英學に代ふるに漢學を以てした。

東京府第一中學は四年制と三年制を併せ採るものであつた。即ち正則は四ケ年を學期とし、専ら邦語によつて高尚なる普通學科を授け、變則は英語を以て普通學科の端緒を授け、傍ら國書を教へて、大學豫備門に入る階梯たらしめた。正則の學科目を、文學、地理、史學、博物、物理、化學、論理、心理、經濟、修身、國法並政學、重學、數學、畫學、記簿法と定め、上級學校に進むものゝ爲に特に英語を加へて、會話、綴字等を授け、變則には習字、綴字、讀方、數學、書取、譯讀、和漢學、會話、地理、畫學、綴文、文法を課した。

仙臺中學校は五ケ年制を本體とし、別に二年制の變則科を併置した。下等小學を卒業して年齢十四年以上二十八年以下のものに入學を許し、英書の外和漢書を兼修せしめて普通學科を教授した。

明治十一年度に於て、生徒の數二百名を超える中學校は、既述の慶應義塾(三五六)と同人社(三六〇)のほか、笹森清足の山海塾(三二八)、三島桂の二松學舎(二四八)、西田八郎の日進舎(二二二)、三上精一の攻究舎(一八九)、東胤城の勤學義塾(五〇〇)、山村一藏の獨逸學校(三〇五)、神原精二の共憤義塾(二八〇)、及び松山に在る松山中學(二〇五)の八校を數へたが、松山中學以外は何れも東京府下の私立中學校であつた。尙中學校のうち女子生徒の數比較的多かつたものに、跡見花蹊の跡見學校(一〇五)、芳野世經の逢原分校(五二)、河村重子の河村女校(四九)の三校があり、何れも東京に在つた。

明治十一年設立の公立中學校は左の如くである。

學校名	所在地	教員	生徒	校長
東京府第一中學	本郷元町	一〇	一三	村上珍
横濱中學	野毛山	六	四一	朝比奈忠興
千葉中學	下總千葉町	六	三七	山崎忠興
靜岡中學	追分町	四	一二	堀政太
遷習中學	大聖寺八間道	四	六二	野村隼彦
變則中學	近江今津	一	二七	藤田克己
共濟中學	美作津山	四	五七	田中克己
嚴原中學	伊豫大洲	六	七七	賀島謙次
船場中學	對馬嚴原	五	七一	大塚寬齋
華陽中學	大阪淡路町	二	六一	堀内正寬
千陽中學	同安道寺橋	三	七一	柴田直太
華陽中學	同新町南	二	四〇	堀戸百太
千陽中學	同堂島	四	四九	三戸藏郎
荒陵中學	同天王	一	二六	堀本魯藏
立花中學	同天	二	四〇	山本魯藏
會根中學	同會根	一	五三	田中義八
杭全中學	同平野	一	三六	堀池常義
刈田中學	同刈田	一	二五	堀池常義
池田中學	同池田	四	二六	堀池常義
神戶中學	同山手	四	二一	堀池常義

豐岡中學校	篠山中學校	姫路中學校	龍野中學校	洲本中學校	福岡師範附屬中學	久留米師範附屬中學	柳川師範附屬中學	片端中學校	飲肥中學校	種子島中學校	十八番中學校	酒田中學校	高知中學校	徳島中學校
本郷	北新	景福	播磨	淡路	大瀬	篠山	本郷	豊前	日向	西之	信濃	羽後	土佐	富田
三	五	六	八	四	三	三	四	四	二	四	六	二	三	二
一	一	八	四	一	一	一	一	三	四	九	四	七	一	七
兼子	井上	伊村	久保	鹿島	田村	大久保	矢野	前田	齋藤	千葉	弘田	渡邊	眞一	郎
兩	榮	則	常	秀	利	三	三	己	藏	順	平	郎	郎	郎

○東京府第一中學校 明治十一年九月を以て創立せられ、水道橋外(本郷元町一丁目)の舊高松藩邸の一隅に、藩侯の舊城の名に因む玉藻小學校が當時廢校となつてゐたものを一時借用して開校した。神奈川縣出身の村上珍休を校長に任じ、十名の教職員を以て應募者約四百名のうちより選拔せる百二十名に入學を許し、授業を開始した。當時の生徒のうちには岡田良平、澤柳政太郎、上田萬年の諸氏が在つたと云ふ。同年十一月校舍狹隘を感じるに至り、一橋外の脚氣病院跡に移轉したが、此地は元高田藩邸の在つた所で假山の跡池塘の名残を止め、所々松檜の喬木が生ひ茂つてゐた。生徒は放課時間など三々五々この庭園を徜徉し樹間に嬉戯したといふ。

その頃生徒の年齢及學力は甚しく不同であり、服制の定がなく靴を穿くもの、草履をはくもの、甚しきは跣足なるも交つてゐた。而してその中には刻苦精勵夜を日に繼ぐもの、學資に乏しくして夜間腕車を挽くものもあつた。又後年天下に文名を轟した尾崎紅葉もその中に在つたといふ。

明治十二年十一月麹町區内幸町府廳構内に第二中學校を開設せられ、兩校は授業料(月額六十錢)を徴收し、府内共有學資金及地方税を以て其の經費を支辨した。しかるに府會は兩校經費の地方税支出を否決し、且つ共有學資金も漸く乏しきを告げたので、明治十四年七月兩校を併合して東京府中學校と改めた。次いで府會は更に共有學資金を校費に充つることも停めたから十五年度には經營難に陥り、東京市内に設置すべき四箇中學校の敷地として政府より下賜せられたる土地を賣却して一時を支へた。爾來明治十七年に至るまで校長給なく、校長は東京府屬之を兼務した。

明治十七年五月内山下町の新校舍成り、校費も地方税支辨に復し、同二十年一月東京府尋常中學校と改稱した。同年三月校舍を假に有樂町に移し、六月更に京橋區築地三丁目の新校舍に移轉した。爾來生徒數年々増加し校舍狹隘を告ぐるに至り、明治三十二年三月日比谷の新築校舍(建築費七萬二千圓)に移り、同三十三年二月東京府第一中學校と改稱し、築地の舊校舍を分校とした。明治三十五年四月獨逸語を外國語とする學級を新設したが、希望者漸減し大正九年度入學生より全部英語を課することとした。

大正十二年九月大震災に際し、本校は難を免れたが、罹災者の收容所となり月餘に亘り休業した。

昭和四年五月永田町の新築校舍落成して移轉した。日比谷の舊校舍敷地は中央官廳集中の必要上大藏省の買収するところとなつたのである。創立以來昭和十一年度までの卒業生總數六千六百十七名に達し、此間校長として在任五年以上なのは丸山淑人(明治一七)、勝浦柄雄(明治二三)、川田正澄(明治四二)、西村房太郎(昭和七)である。

○横濱中學校 明治十一年十二月横濱師範學校内に中學開設を布達された。翌十二年二月の神奈川縣令達に曰く入學之者僅少ニテ未開業ニ不至右ハ素ヨリ志願ニ任セ候儀ニハ候へ共各校上等小學卒業之者ハ勿論其他ノ者ト雖モ小學

年齡外之者ハ容易ナル試験ヲ以入學差許且書籍之儀ハ當分該校備付之内ヲ以貸與シ殊ニ追テハ外國語學ヲモ開設大學入學之豫備修學致候筈云々

と、先是一月、師範學校長心得朝夷六郎等に中學校を兼掌せしめ、三月より開業すべきことを達した。しかるに明治十三年七月に至り、同年限廢止の旨を布達された。(神奈川縣師範學校創立六十年記念誌に據る)

○千葉中學校 明治十一年八月千葉師範學校構内を區畫して千葉中學校を創立せられ、同十九年八月師範學校元女子部跡に移り、十月中學校令に基き千葉縣尋常中學校と改稱した。明治三十三年一月木更津分校(翌年獨立)を、翌三十四年四月松戸分校(三十九年三月廢止)を設置し、同四十一年七月實業科を加へたる補習科(大正二年八月廢止)を設けた。

明治四十四年五月 皇太子殿下行啓あらせられ、昭和三年十一月創立五十年記念式を舉行した。昭和十一年三月第五十回卒業式を擧げ、卒業生の累計三千七百七十七名に達した。

○静岡中學校 明治十一年八月静岡師範學校内に中學校を設けられたが、翌十二年六月中學校を静岡中學と稱した。明治十九年七月濱松、沼津の二縣立中學校を合併して縣立静岡中學校と稱し、舊濱松中學校長杉原正市を新に學校長に任じ、舊三校の職員中より教員十五名書記二名を採り、新に教員四名書記一名外國人教師一名を任用した。「中學校令」に據り五學年を設け、各學年を甲乙二組に分ち、別に試驗生(豫科)を設け、本科生二百二十五名試驗生二十四名を收容した。

明治二十年六月静岡縣尋常中學校と改稱し、同廿二年米國人教師一名を増聘し専ら英語教授に力を用ひた。明治二十七年四月濱松分校(翌年獨立)明治二十八年四月葦山分校(翌年獨立)を設置した。明治三十三年三月新築校舍(現校舍)に移り昭和三年十一月創立滿五十年記念祝典を舉行した。明治二十三年三月(第一回卒業生四名)より昭和十一年度に至る卒業生の總數四千五百十四名に達した。

歴代校長のうち明治十九年七月以前は師範學校長の兼任する所であつたが、專任校長を置いてより、在任五年以上に及ぶものは杉原正市、中村安太郎、川田正激、江崎誠等である。

○松本中學校 明治九年七月、筑摩縣は、南深志町開智學校(明治六年五月縣學を改めて開校したるもの)の上級生徒二組を假に中學生徒とし別棟の校舍に移した。此變則中學を本縣中學校の濫觴とする。同年八月筑摩縣廢止せられて、信濃一圓長野縣の管轄となり、翌十年七月長野縣師範學校松本支校が新築せられるや中學を同校内に移し、階下の一部を教室に充て教則を改正して更に專修科を置き英・漢・數を課した。(專修科には明治十二年頃湯本武比古、横田秀雄等が在學した)。

明治十年八月第十八番中學校と改稱し、十二月に至り正則の中學校に改め、四ヶ年の修業とした。明治十三年一月松本中學校と改稱したが、同年六月 鳳駕松本に御巡幸あり、本校に 臨御あらせられた。明治十五年教則に改正を加へ、郡名を冠して東筑摩中學校と改稱し、翌年四月初めて學科に國語を加へた。

明治十七年七月長野縣は松本、長野、上田、飯田に在る各郡立中學校を縣立とし、長野を本校とし他の三校を支校とした。茲に於て同月東筑摩中學校を廢し、九月長野縣中學校松本支校を設け、理學士小林有也校長に就任した。明治十九年九月長野、上田、飯田の三校を廢止し、悉く松本支校に合併して之を長野縣尋常中學校と改稱し、小林有也校長に、村田鈔三郎等十五人出仕を命ぜられた。同二十六年四月に至り再び長野、上田、飯田に支校を開設したが、此等は逐次獨立した。昭和十年十一月創立五十周年記念新校舍落成祝賀式を擧げ、卒業生を出すこと四千四百餘に達した。

歴代校長中在任久しきを小林有也、羽石重雄、秋田實とする。就中小林校長は大正三年六月卒去するに至るまで在職三十年生徒の教養に盡瘁した。明治四十一年創立二十五周年を記念するに當り、その頌徳の爲に文庫を造り、又銅像を建立した。(松本中學校創立五十周年記念誌に據る)

明治十三年六月 明治天皇師範松本支校に 臨御あらせられ、師範優等生二十一名、中學優等生七名の肄業をみそなはせられ、後日宮内省より兩校優等生に書籍料(中學優等生には壹圓づゝ)を下賜せられた。(信濃御巡幸録參照)

尚松本町には明治四年筑摩縣(筑摩・安曇・諏訪・伊那の四郡と飛騨全國)を置かれ、翌五年五月廳下全久院の廢跡に縣學を興して、士民の子弟に英・佛・漢・數學等を教授したが、八月學制頒布の後廢せられた。(信濃教育會五十年史)

○篠山(鳳鳴)中學校 明治九年十一月舊篠山藩士族安藤直紀等十餘名相謀り、舊藩主青山忠誠の意思に基き、篠山春日神社境内に私立篠山中年學舎を設け、中年以上の子弟三十名に漢數二科の教授を開始した、之を本校の權輿とする。忠誠は英語物化の二教師を簡派し、又五千金を寄與して其の規模を擴張せしめた。明治十一年中年學舎を多紀郡立に移して公立篠山中學校と改稱したが、明治十六年十二月校舍全焼して、圖書器械等も烏有に歸し、民家を購入して校舍に充てた。翌十七年中學校設備規則公布せられて、本校も亦廢止の已むなきに至るや、舊藩主は年々千八百圓を支出し、之に郡有志の募集せる基本金の利子を加へて經常費とし、中學の課程に準じ私立鳳鳴義塾を興し、明治十八年八月授業を開始した。

明治二十年十二月塾宇百物又復燒失の不幸に遭ひ、民家に於て授業を繼續し、一方塾舎築營に着手した。既にして他郡市他府縣の子弟にして勤儉尙武の塾風を慕つて來り學ぶ者多く、寄宿舎二棟を營造し、教室を増築するに至つた。斯くして教員の組織、諸般の設備も漸く具つたので、明治三十一年十二月學科課程を改めて尋常中學校に組織を變更し、次いで徵兵令第十三條に依り認定せられ、爾來私立中學鳳鳴義塾と稱し、年々兵庫縣より經費の補助を得るに至つた。

大正九年四月兵庫縣に移管せられて鳳鳴中學校と改稱し、昭和十年五月創立六十周年を記念した。卒業生は私立鳳鳴義塾時代のもの四十九人、私立中學鳳鳴義塾時代のもの六百三十四人、之に縣立移管後のものを加ふれば總數約一千六百に達する。

歴代塾長又は校長の不在任五年以上に及ぶものは市瀬禎太郎、安藤直紀、園田定太郎、阿部定次、賀須井千等である。就中市瀬禎太郎は篠山に生れ、舊藩主の養育生として東京に留學し支那古文學を攻めて歸郷し、竹翠雨香塾を開いて青少年を指導したが、年僅に二十三歳にして推されて公立篠山中學校長となり、躬行實踐自ら範を垂れて學生を率ゐた。明治廿一年四月一度塾を去り、次いで滋賀縣第一中學校長となつたが、同三十五年九月再び塾長となり、同四十一年三月卒去するに至るまで施設經營に當り、勤儉尙武、質實剛健の校風を作興した。(「鳳鳴中學校創立六十周年記念誌」に據る)

○姫路中學校 明治十一年六月飾磨外五郡聯合町村會の議決に依り、姫路景福寺坊舎を假用して開校せるを起原とする。

明治十六年六郡町村費を以て國府寺町に校舍を新築し同年九月移轉した。翌十七年播磨十四郡の聯合中學校に變更し、同二十年四月中學校令に基き從來の組織を改め、縣立となり兵庫縣尋常中學校と稱し、同三十二年兵庫縣立姫路中學校と改稱し、同四十二年現校舍の新築落成して移轉した。縣立以降昭和八年度までの卒業生總數三千八百五十二人、準卒業生三百五十六人に達した。

歴代校長のうち在任五年以上のものは、小森慶助、永井道明、平澤金之助、横田宗直等である。

尙「姫路紀要」に據れば、明治六年十二月本徳寺坊舎を假用して第三大學區第二十九中學區勸開中學校創設されたが、翌七年八月廢止となり、其跡に小學校教員傳習所設置され、中學校上級生は試験の上悉く小學教員に採用せられ、其他も多く同傳習所に收容せられた。

○徳島中學校 明治八年十一月徳島師範學校に附屬し變則中學校及洋學校を舊西城内に創設せられ、同十年二月「高知縣徳島師範學校附屬變則中學校規則」を定められた。同十一年十二月附屬變則中學校を廢して徳島中學校を開設し、尋常高等中學校教則を定められ、同十二年二月岡本斯文校長心得に任ぜられ、次いで職員に任命あり、師範學校より分離し、高知縣地租改正保徳島出張所跡に移つた。

明治十三年三月新に徳島縣を置かれたが、本校の入學者漸く増加し校舍狹隘を告ぐるに至り、富田浦町女子師範學校跡に移り、同年六月高等中學校教則を廢し、尋常中學校規則を實施し正則變則の二種を置いた。正則は専ら和漢書を用ひ、變則は過半英書を用ひ共に修業年限を三年とした。同十五年八月教則を革めて、初等中學校三年、高等中學校二年の課程とした。爾來生徒をして悉く英語を兼修せしめ、力を此に用うるに多く、他の諸學科は舊教則に比して稍低下したといふ。明治十八年四月縣下の脇町、富岡、川島の三中學廢せられて本校に合併し、同年九月師範學校と同敷地内の新築校舍に移つた。職員は兩校を兼務するもの多く書器を共用した。

明治十九年中學校令公布の後職員に兼任を解き、同二十年六月始めて端艇を備へて操艇を獎勵し、學級擔當教員を設け

教室主任を置く等生徒訓練上に意を用ひ、又豫備科(修業年限二年)を置いたが、同二十一年三月之を廢した。同二十四年十一月從來の農業科に商業科を併置し、生徒の志望により其の一を課したが、同二十五年農業科は佛語及獨逸語と共に之を廢した。

明治二十六年四月德島縣尋常中學校と改稱し、同二十九年四月臨町及富岡に分校を開設(同三十二年四月兩分校は獨立)し、德島縣德島中學校と改稱した。同三十五年七月生徒の校外に於ける監督のために、市内を五區に分ち其の區在住の教員をして校外取締に當らしめた。

明治四十一年四月 皇太子殿下本校に行啓あらせられた。明治十四年始めて卒業生二名を出してより昭和十一年までの卒業生總數四千五百七十名に達した。歴代校長中在職長かりし者は三根圓次郎、木村猪久治等である。

中學校累年比較

明治年度	學		校計	教員			生徒		合計
	公立	私立		男子	女子	外人	男子	女子	
六年	三	七	一〇	二〇	三	二	一、七四	二〇	一、七六
七年	二	三	五	三	三	二	一、七四	三	一、七七
八年	二	一〇	一二	二〇	三	二	一、七五	一八	一、九三
九年	一	一八	一九	四〇	三	四	一、四〇	一〇	一、五〇
十年	三	三六	三九	八七	三	六	一、四〇	一、二二	二、六二
十一年	五	五四	五九	一、七三	六	一	一、七〇	一、六八	三、三八
十二年	七	六七	七四	一、六九	五	一	一、七三	二、七六	四、〇〇元

*印は外國人生徒を示す。

第五章 中學教員の養成

中學教員の養成 「學制」の頒布に先だち文部省は明治五年五月東京師範學校を創設し、次いで六七年の交大阪・宮城・愛知・廣島・長崎・新潟に官立師範學校を増設したが、各地に於ける教員の需要を充たすに足らず、各府縣は、小學校教員傳習所、小學講習所、養成校等を設けて、小學校教員の速成に努力した。これら教員養成所は、教科區々に岐れ、修業年限も多くは五六箇月に過ぎず、固より不完全なるを免れなかつたが、明治八九年に至つて漸次其の設備を整へ、修業年限を延長し、内容の充實を圖つた。

斯くして小學校の發達著しく、小學の課程を終り、或は既に學齡を過ぎたる者にして、中學教育を受けんことを欲する者益々多く、隨て各地方に中學校の設立を見るに至り、茲に中學及び師範學校教員の養成は喫緊事となり、明治八年八月文部省は東京師範學校に中學師範學科を設置することを布達した。

明治八年八月八日田中文部大輔(不二麻呂)の命により、東京師範學校攝理箕作秋坪、校長補小澤圭次郎中學師範學科の教則教科を立案起草し、九月二日に至つて略脱稿したので、田中文部大輔は五日午後二時を以て福澤諭吉、西周、津田眞道、箕作秋坪、中村正直の五人を茗溪昌平館に招請し、中學規則を示して之を討論せしめた。大輔親ら文部官員九鬼隆一、辻新次、秋山恒太郎三人を率ゐて列席し、慶應義塾教員藤野善藏亦來會した。甲評乙議甚に繼ぐに燭を以てし之を討論して未だ決定するに至らなかつたが、學界及び教育界の巨頭會同し、代表的私塾の粹をも集めて、我が中學師範學科開設の第一歩を歩み出したことは、日本教育史上注目さるべき現象である。(東京文理科大學「創立六十年」)同年十二月下旬「中學師範學科入學心得書」を定めて布達した。

第一條 生徒ハ行狀正シク漢英兩學ヲ學ヒ得且算術ヲ學ヒ得タル者ヲ學クルナリ其科目ヲ示スコト凡ソ左ノ如シ

- 一 漢文ノ歴史等ヲ講シ其義ヲ解シ且普通假名ノ作文ヲナシ得ルモノ
- 一 英書ノ文法ヲ了解シ地理書歴史等二三部ヲ讀了リタルモノ
- 一 算術ハ和算ノ内比例マデ學ビ得タルモノ
- 一 筆跡ハ楷行草ノ三體ヲ書シ得ルモノ

(註) 文部省第五年報(明治十年)所載東京師範學校年報に曰く、漢文ハ國史略、皇朝史略ノ内十八史略、通鑑要ノ内ヲ讀了シタルモノ、英文ハ(コルネル・ハイスケール又ハミツツチエル・ハイスケールノ内)地理書、(カツケンボス又ハグロドリツチノ内)大米國史、(グロドリツチ又ハスチエーデントノ内)英國史、(グロドリツチ又ハスチエーデントノ内)佛國史、ヲ讀了シタル者ニ非レハ入學ヲ許サス」と

- 第二條 生徒ノ年齢ハ大約十八歳以上二十五歳以下タルヘシ但學力特抜ノモノハ此限ニ非ス
- 第三條 生徒ハ體質健康ニシテ種痘或ハ天然痘爲セシ者ニ非レハ入學ヲ許サス
- 第四條 生徒ノ在學期限ヲ三ヶ年ト定ムト雖モ各生徒ノ所得ニ隨ヒ長短アルヘシ半途ニシテ退學スルヲ許サス
- 第六條 生徒ハ即今漢英兩學ヲ兼ルヲ要ス故ニ入學ノ後從來漢學ニ長スルモノハ英學ヲ專ニシ英學ニ長スルモノハ漢學ヲ專修スヘシ

第十條 生徒ノ學資ハ該校ヨリ支給スヘシ其金額ハ一ヶ月一人ニ付金八圓以下トス

明治九年三月志願者凡そ二百八十名につき、二次の試験を行ひ、六十名に入學を許可したが、その三分の二は慶應義塾の卒業生又は學生之を占め、其他は中村敬宇の同人社、尺振八の共立學舎等より轉じたる者と地方出身者であつた。而して教員は、漢學の岡松麴谷、三島中洲、増田岳陽、英學の藤野善藏、須田辰二郎、數學物理の後藤牧太、天文地質の平岩愷保等を以て組織したが、この内藤野、須田、後藤の外教頭小幡篤次郎、生徒監名古屋六都、伊藤詮一郎等は何れも慶應義塾より來任せるものであつた。尙中學師範學科創設當時の狀況は、その第一回卒業生たる町田則文の「明治國民教

育史」に詳かである。

當時の實況たるや邦文翻譯として科學に關する高等なるものは宇田川準一氏の「物理全誌」具氏の「博物學初學須知」位に過ぎず、其他には適當なる邦文翻譯書が無いので、勢ひ原本を讀了して歐米諸國の知識を吸收せねばならぬ。故に當時の生徒は英書を讀了し得るの素養が無くては到底泰西諸國の知識を採取することが出来ぬ次第であつたから、中學師範科創設の當時にあつて殊に生徒募集の學力程度は英語讀書力に置いたやうである。又入學の後にあつても教師が口授を以て教授し生徒は之を筆記する等のことは全く之れ無く、何れの學科目を問はず英文の書籍を一枚毎に教室で輪講したのである。

入學を許されたる六十名のうち、修學の央にして歿し、或は事故により退學したる者を除き、卒業者は四十名であつた。即ち明治十一年七月町田則文、毛利廣居等十二名先づ卒業し、翌十二年に至り、二月に茨城正收等八名、五月に小西信八等十名、七月に山縣梯三郎等十名相踵いで卒業した。

明治八年中學師範學科創設の際には、其の教科を地學、史學、物理學、算術、英語、文章、畫學、體操、化學、博物、生理、修身、經濟とし、修業年限を二箇年としたが、同十年に至り、修業年限を延長して三箇年半とし、學科に地質、天文、心理、數學、習字、記簿法、授業法を加へた。同十二年に至り、更に教科を改めて豫科(二年)、高等豫科(二年)、本科(二年)とし、其科目を大別して格物學、史學、哲學、數學、藝術とし、本科に於ては心理學、教育學、學校管理法を課し、又各科の教授術及實地授業を練習せしめた。

中學校假教則 明治九年四月中學師範學科開設後同科に於ては、假に全國の中學校教則を左の如く定めた。これは實施を見るに至らなかつたが、地方に於て教則を編成するに際し好資料となつた。

(町田則文「明治國民教育史」に據る)

學科	四級	三級	二級	一級
地誌略	輿地誌略	ミツチル地理書	十八史略	具氏英國史
史略	續皇朝史略	十八史略	續十八史略	同佛國史
西史綱記	西史綱記	西史綱記	ウキルソン萬國史 カッケンボス米國史	
物理全史	ガノー究理書 ロスコー化學書	幾何	幾何	
開平法・開立法・ 級數・代數	代數	幾何	幾何	
ウキルソン スベルリン 級數・代數	文章軌範	同上	同上	
文章軌範	文章軌範	同上	同上	
ピネヲ文典	具氏博物書 弗氏生理書	同上	同上	英氏修身書 同經濟書
物理學				
化學				
算術				
英語				
文學				
博物學				
生理學				
修身論				
經濟學				
體操				

變則中學校教則 變則中學には滿十四年以上の者を小學科卒業の有無を問はず入學せしめるものも多く、修業年限も長短區々であつた。次に鶴岡變則中學校の教則（在學三ヶ年）を掲げる。（文部省第五年報）

級	讀	物	作文	數學
第六級	國史略、兵要、日本地理小誌、日本外史、輿地誌略、物理階梯	普通往來文 紀事文	開方、級數 雜題、對數用法	代數四則
第五級	（洋書）リードル第一、第二、小文典	漢文和譯 和文漢譯	代數四則	一元一次方程式
第四級	日本政記、十八史略、同續篇、文章軌範、物理全誌、西史綱要	論說紀事 論文	多元及二次方程式、不定數	
第三級	（洋書）リードル第三、地理書			
第二級	皇朝史略、同續、綱鑑、易知錄、萬國公法、化學書、博物書			
第一級	（洋書）格物究理、萬國史			

地方に於ける中等教員養成 東京師範學校に中學師範學科を創設せられて後、地方に於ても中等教員養成の施設を爲すものがあつた。即ち石川縣の啓明學校、新潟縣の新潟學校、埼玉縣及長崎縣の中學師範學校等であつた。

○啓明學校は金澤に在り、藩學を起原とした。専ら他日師範學校中學校ノ教員タルヘキ者或ハ本縣文物ノ爲メニ洋書ヲ譯シ又ハ多少外國人ノ通辨ヲ爲スヘキモノヲ養成シ以テ管下一般ノ智識ヲ啓明センコトヲ目的（校則第一條）

とし、教科を上下二等に分ち、各二年の修業とし、在學四ヶ年を以て全科を卒業するものとした。下等の教科は、修身學 代數學 幾何學 英語學 史學 地理學 物理學 化學 博物學 生理學 記簿法 政體學 作文 畫學

とし、下等の地理學、記簿法、畫學を除き、更に經濟學、統計學、農學を加へたるものを上等の教科とした。野村彦四郎を校長に任じ、英國人ラムベルトを教長とし、外に教諭八名助教五名を置き、明治九年一月生徒百二十餘名を收容して開校した。

明治十年七月石川縣中學師範學校と改稱し、翌年八月米國人ホイットニーを聘して教長とし、大に理化學を擴充した。當初諸學科を涉獵せしむることを務めたが、授業の精確を缺くの弊を生じ、明治十二年に至り「腦漿ヲ其志ス所ニ專注セシムルニ如カズ」として、教則を改めた。しかるに縣下未だ中學の増設少く、教員の需要も少かつたから、明治十四年七月組織を革めて石川縣專門學校と稱し、文・理・法の三科を鼎立せしめたが、明治二十一年に至り廢止せられた。

○新潟學校は、明治十年二月官立新潟英語學校の廢止後創立せられ、師範學校を併合して百工化學、英語學、師範學等の教場を設けたが、別に講習科を置き、其の學期を三ヶ年(六級)とし、和漢英書を以て普通學を教授した。此科の要旨とする所は、中學の教員たらんとするもの、或は英書翻譯等に通達せんと欲するもの、及び諸專門學科に入らんとするものを教養するに在つた。(規則第二條)

○埼玉縣中學師範學校(浦和)は明治十二年一月に創められた。始め縣立中學校に於て、明治八年以來中學教師たるべきものを養成し、六名の卒業者を出したが、明治十二年中學師範學科の學則を定め、學期を四箇年とし、別に年限を定めざる副科(漢學、英學)を置き、木原元禮、中村鼎吉、長谷川方文、山田義方等を聘し、史學、文學、數學、地學、畫學、物理化學、植物、生理、動物、金石學、經濟、地質、心理、英書、教育法、授業法等を教授せしめた。明治十四年埼玉縣を巡視せる文部少書記官久保田讓の申報に曰く

中學師範科ノ備設ヲ充備スルハ一縣ノ資力輒ク辨スル所ニ非ラス且其需用モ亦甚緊切ナラサレハ寧ロ組織ヲ一變シテ中學校ト爲スノ益アルニ若カサル可シ

と、乃ち中學師範學校は久しからずして廢止せられた。縣内に中學校の開設せらるゝも少く、其教員を要すること亦急

ならざるに因つたのである。

○長崎縣師範學校は、明治十三年三月中學師範學科を置き、凡二ヶ年の課程を設け、中學科中最要の課業を研究せしめ、以て中學教員に充てんことを圖り、二十餘名を入學せしめた。明治十五年師範學校を小學師範科と中學師範最要科の二科に分ち、前者に百十二名、後者に三十七名の生徒があつた。明治十六年の同縣年報によれば、中學師範速成科を卒業せるもの十八名、在學する生徒二十三名を算した。該科は需要の急ならざるを以て、漸次縮少の方針を定め、翌十七年卒業生九名を出して廢止した。

體操傳習所の設置 明治十一年十月文部省は東京神田一橋に體操傳習所を設け、東京師範學校長伊澤修二をその主幹に兼任した。文部省第六年報(明治十一年)處務概旨に曰く

從來本邦教育ノ目途ハ智育ノ一方ニ偏シテ體育上ニ薄ク心身兩全ノ道ニ於テ未タ盡サマル所アルヲ以テ體育専門ノ外國教師ヲ招聘シテ本邦ノ生徒ニ體操術ヲ傳習セシメ以テ將來體操教員ノ地位ニ立ツヘキモノヲ養成センカ爲ナリ

と。先是、文部大輔田中不二麻呂は、官命を帯びて海外の教育施設を視察し、特に米國に行はるゝ體操教授の體育上有効なるを視て歸朝し、之を我國の生徒兒童に課し、以て體育の向上に資すべきことを力説する所あり、遂に傳習所の創設を見るに至つたのである。仍ち北米合衆國アマスト大學長と商議し同大學附屬體操學校出身の米人ドクトル・ヂョーヂ・リランドを招請し、坪井玄道と共に實施すべき體操術を調査せしめた。同年十一月に至り女子體操術の調査略完了して、之を東京女子師範學校に於て實施した。これを我國に於ける普通體操實施の嚆矢とする。翌年傳習生廿五名を募集し、男子體操術、女子體操術、幼兒體操術、美容術、調聲操法等の技術及び解剖生理學、健全學、物理學、英學、和漢學等の學科を授け、明治十四年七月小關忠太郎等二十一名を卒業せしめた。翌十五年七月石田彌三郎等廿八名、明治十七年六月阿部忠亮等十七名、翌十八年三月相原榮太郎等十八名、別科傳習員秋虎太郎等二十名、同年七月横地捨次郎等廿七名、別科に秋野太郎等二十二名を出した。

明治十八年十一月文部省達を以て、體操傳習所に於て「體育ノ改良就中兵式體操實施方準備ノ爲兵式體操及輕體操ノ教員タルベキモノ」を招募し、凡そ四箇月を期として學術及教授法を傳習し、主として府縣立學校の教員を養成した。當時應募者の資格を

- 一、陸軍歩兵下士ニシテ常備現役ヲ離レ一箇年以内ノ者
- 一、品行端正ニシテ精神氣力ノ體操教員タルニ適スル者
- 一、體格正整身體強健ニシテ身長五尺二寸以上ノ者
- 一、年齢三十五歳以下ノ者

とし、在學中月額十圓を給し、卒業後は學業の優劣に應じ月俸十五圓以上二十五圓を給することとした。

明治十八年十二月傳習所は東京師範學校に附屬せられ、翌十九年四月「概ね當初設立の目的を達し得たるを以て」廢止せられたが、開設以來大約二百八十名の傳習員又は修業員を中等教育界に送り、體操の普及發達に貢獻する所頗る多かつた。體操傳習所に米國人リーランドを招聘するに際し、當時仙臺英語學校に在職せる坪井玄道を招き、同所の教師とし、リーランドの通譯に當らしめたが、十四年七月リーランド歸國後は、玄道と卒業生四名を擧げ體操術の指導に任せしめた。同十五年六月玄道はリーランドが體操傳習所を始め、男女師範學校の生徒に教授せる實際と所説とを編述して「新撰體操書」を公にし、次いで十七年には「小學普通體操法」「戶外遊戯法」等を著して體操教授に資益した。

當時我國に行はれた運動法は、その目的専ら攻防、娛樂其の他に在り、隨つて幼弱者には不適當なる點があつたが、玄道は専ら體育的見地に立つて運動を指導した。又夙くより體操を學校の正科たらしむべしと主張し、男女師範學校に於ては體操の授業法を研究せしむべきことを力説した。玄道が圓滿なる人格を以て孜々として後進を誘掖し、體操科の甚だしく輕視されし時代に在つて、默々として全生活を體操の指導に捧げた一事は、誠に偉とすべきである。

(東京文理科大学編「創立六十年」に據る)

明治十年前後の體操 其頃は體操が置かれたばかりで私もお一ツ二を教はつたがダムベルも球竿もなく、徒手體操ばかりで生徒も興味が乗らず教師も重きを置かなかつた。體操などは怠けても先生にも父兄にも決して叱られないで、マジメに體操などをしてゐると先生からも父兄からも却て笑はれ戒められたりしたものだ。

工科大学の前身たる工部大學校は其頃教師が全部外國人であつた爲めであらう、帝國大學の前身の東京大學が全く體育を度外視したに反して運動を正科目の中に加へてゐた。處で工部大學では毎年の卒業式の日には在學の優等成績者に賞品を授與するに定めになつてゐて、學術優等者には書籍を與へ、別けて専門部へ入る二年目に一等成績者にブリタニカを賞賜し、後の帝大の銀時計と等しい名譽となつてゐたが、運動の成績者に限つては書籍の代りに蝙蝠傘だとか置時計だとか物品を賜與された。當時受賞者は何れも來賓其他列席者から拍手を以て送られたが、運動受賞者に對して送る拍手は笑聲騒音を交へて冷笑を帯びたので、學術受賞者が悠揚として誇り顔なるに反して運動受賞者は拍手を送られるとソッコと逃げ出して隠れて了つたものだ。今の運動選手が凱旋將軍の如く傲然として肩を聳かすのと比較して時勢の變遷は驚くべきである。―内田魯庵―(太陽增刊明治大正の文化)

餘 録

(一) 大木喬任 天保二年三月佐賀藩に生れた。維新後徵士として朝廷に仕へ參與外國事務局判事となり、京都府判事、東京府知事、民部大輔等を歴任して明治四年七月我國最初の文部卿となり、學制の制定に參與した。後參議兼司法卿、元老院議長、樞密院議長、司法大臣等に任せられ、明治二十四年六月文部大臣に任じ、翌年八月再び樞密院議長となり、同三十二年六月逝去した。享年六十九歳、先是明治十七年華族に列し伯爵を授けられた。

(二) 田中不二麻呂 弘化二年六月名古屋市に生れた。十六歳にして東上して聖堂に入り、歸國後明倫堂の教授となつたが、維新後朝廷に徵され、尾州藩を代表して參與となり、更に徵士となり辨事に任せられた。明治四年十月文部大丞となり更に文部理事官となり、右大臣岩倉具視に隨つて歐米に差遣せられ、同六年二月歸朝して理事功程を撰述した。明治七年

九月文部大輔に進み、同九年三月北米費府博覽會に教育事務取調の爲差遣され翌十年一月歸朝した。明治十二年九月教育令の制定に盡す所あつたが、翌十三年三月司法卿に任ぜられ、參事院副議長となり、明治十七年五月特命全權公使として伊國に駐節を命ぜられ、明治二十年六月佛國駐節となり同二十三年六月歸朝した。同二十四年六月松方内閣の改造に際し司法大臣に任ぜられた、翌年辭職後樞密顧問官、議定官、高等捕獲審檢所長官等を歴任し、明治四十二年二月薨じた。先是明治二十年特旨を以て華族に列せられ子爵を授けられ、次いで勳一等に叙せられたが、生前の功に依り正二位に叙せられ、幣帛を賜はつた。

(三) 伊澤修二 嘉永四年六月信濃國高遠に生れた。八歳のとき進徳館(藩學)に入り、十五歳にして其寮長となつた。明治三年歳廿にして高遠藩の貢進生に擧げられ南校に學び、同七年愛知師範學校長に任ぜられた。翌八年高嶺秀夫、神津專三郎等と共に師範學科取調の爲米國に派遣せられ、マサチューセツ州のブリッヂウオートル師範學校に入學した。十年同校を卒業し、更にハーバード大學に學び、翌十一年歸朝した。

歸朝後東京師範學校長補に任じ、體育傳習所主幹を兼任し、翌十年東京師範學校長となり、音樂取調掛を兼務した。明治十九年文部省編輯局長に任じ、同二十三年文部省參事官に任じ、東京音樂學校長、東京盲啞學校長を兼務し、國家教育社を創立して其社長に選ばれ、東京市會議員に選出せられた。翌廿四年非職を命ぜられ、廿八年臺灣總督府學務部長となり三年にして去り、三十年貴族院議員に勅選せられた。明治三十二年東京高等師範學校長に任ぜられたが、大患に罹り翌年之を辭した。明治三十六年樂石社を創立して、吃音矯正事業に盡瘁し、大正元年に至り矯正者三千名に達した。大正六年五月三日六十七歳を以て卒去し、雜司ヶ谷墓地に葬られた。曩に勳二等に陞叙し瑞寶章を授けられたが、病革まるに及んで、旭日重光章を賜はり、特旨を以て從四位に陞叙された。

伊澤修二は明治五年齡二十二にして第一番中學幹事に任ぜられた。

政府では斷然大學南校を廢して第一番中學を創立することになり、そして南校中の出來のいゝ者だけを、此新設の學校

に入學させた。時に南校の幹事であつた九鬼隆一は文部省に轉任したので、先生は擢でられて、第一番中學幹事に任ぜられた。是に於て先生大いに得意の形であつたが、茲に突然一事件が持ち上つた。それは此中學の生徒等が、九段坂上で雪投げをしたより起つたことで、往來妨害と云ふので巡查が來て生徒を拘引し、剩へ罰金を課した。然るに生徒の方では、往來でやつたのではないから道路の妨害にもならず、罰金を取りしは不當なりと云ふ抗議であつた。そこで先生は幹事として警察署長に交渉し、例の議論辯で大いに辯じ、とうとう罰金を返させるといふこと迄に漕ぎつけた……司法省では文部省の官吏にやりこめられたとあつては、其面目に關するので、遂に高壓手段に出た。そして司法大輔江藤新平より大木文部卿に直接交渉し來つて、伊澤が成法を誹謗するは怪しからぬ、殊に新律綱領を實施し初めた際に、其威嚴にも關すると云ふので、遂に不應爲の罪に問ふと云ふことになつた。文部卿は此方に理窟のあると云ふことを認めて居つたが、新法律の實施の際とて其威嚴を重んじ遂に先生を慰諭することとなり、議論は議論法律は法律と云ふので先生は遂に幹事を辭せざるを得ざるに至つた。(「樂石伊澤修二先生」)

(四) 教育と宗教 明治六年三月(二七號達)には

神官僧侶ニ於テモ有志ノ輩ハ其社寺内ニ中小學校相開候儀不苦候條此段相達候也

とあり、同月(三〇號達)の學制二編のうち「神官僧侶學校の事」として

第五十四章 神官僧侶大中小學科免狀ヲ得其神社寺院ニ於テ學校ヲ開キ一般ノ生徒ヲ教育スルコトアルトキハ都テ學制ニ準シ教則ニ從ヒ學科ノ順序ヲ蹈マシムルハ言フ不待而シテ其教旨ハ便宜ヲ以テ講説ストイヘトモ之カ爲學科時間ヲ減スルコト一周四日二時ノ外アルヘカラス宗教ノ爲ニノミ設ル學校ハ此限リニアラズ

但教旨ヲ講説スル爲メ學科時間ノ外便宜ニヨリ更ニ幾時ヲ増スハ妨ケナシトス
と規定したが、五月には之を次の如く修正した。

其教旨ヲ講説スルハ學科時間ノ外タルヘシ但宗教ノ爲メノミニ設ケタル學校ニ從事シ尋常ノ小學教科ヲ授クル公私學校

ニ出席セサル兒童ハ不就學ト見做スヘシ

又第五十七條の「他ノ學校ニ於テモ神官僧侶ヲ請求シ教旨ヲ聽問スルコトアルヘシ」を次の如く變改した。

神官僧侶ニテ學校ヲ開カント欲スル者ハ第四十三章ノ通地方官ヲ經テ願出ツヘシ

尙第五十八章の「神社寺院ニ於テ開ク學校ハ私宅ニアラサルヲ以テ總テ學校ト稱スルヲ得ヘシ」は次の如く改められた。

宗教ノ爲メノミニ設ケタル學校ニハ官ノ扶助金ヲ配當スヘカラス

同六年六月(八七號)の達には「外國教師雇入ニ付心得ノ箇條」のうちに「西、教、傳、教、士、ヲ、學、校、教、師、ト、シ、テ、雇、入、ル、ヘ、カ、ラ、ス」の一項を追加し、八月(一一五號)には「學校教師ヲ教導職ヨリ兼勤セシメ候儀不相成」ことを布達し、九月(一二二號)には

學制第五十四章ヨリ第五十八章ニ至ル神官僧侶學校云々ノ條ハ相除キ候

と布達されて、前掲の規定は全く消滅した。

尙明治五年八月に定められた「外國教師ニテ教授スル上下二等ノ中學教則」は、翌六年一月訂正せられたが、凡例の末尾に左の一項を加へた。

一此中學ノ教則ニ於テハ修身學ノ一科ハ教授スヘカラス

斯くして削られた時限を、下等中學に於ては會話、暗誦、讀方に、上等中學に於ては地學及史學の時間に加へた。

(五) 在學證書 明治五年十月文部省第三十七號布達を以て

諸規則堅ク可相守ハ勿論本學ノ教科順序卒業ニ至ル迄ハ半途退學或ハ轉學等決シテ仕間敷

との證書を取立つべきことを達した。従前は生徒の半途退學或は轉學等其の意に任せたのであるが、

自今教科卒業ヲ期シ猥リニ退學轉學等不致方向確定致シ候者ニ限り入學ヲ差許

すことに改めしめたのである。

(六) 教育事務議會 明治五年十一月文部省内に標記の會を開き左の如く達した。

各地方滯京ノ令參事ヲ始諸吏員ニ至ルマテ時々出頭ノ上或ハ疑事ヲ質問シ或ハ不審ヲ討論シ存意充分陳述可有之候

(七) 校地無償下附 明治七年九月太政官より左の如く達した。(明治十三年太政官達六號にて消滅)

學制中ニ掲載ノ中小學區學校設立ノ數ヲ限り學校地所トシテ中學ハ千坪小學ハ五百坪以内ノ地ヲ無代價ニテ可下渡候條

無稅官有地ニ於テ便宜ノ場所ヲ撰ミ内務省ヘ可申出此旨相達候事

(八) 語記と語誦 松江中學の創立(明治九年)當時語記として輿地史略や兵要日本地理小誌やの書物が行はれて居たが、

先生は語記よりも語誦の方に比較的好い點を與へられる所から、自然教場では語誦のみが行はれる成行になつて居た。

其の處へ文部省から中督學野村素介といふ人が視察にやつて來て我々の教場に臨まれた、時恰も例の歴史語記の時間で、

時代は足利氏であつたが先生は生徒を指し手には日本外史を抜きつゝ、ソレ山名持豐の續きと命ぜらるゝや、生徒は起

つて聲朗かに外史の本文を語誦し始めた、野村督學は暫しと止めて先生に向ひ、是れは語誦である、語記ではない、語

記とは例之ば保元平治の亂ならば、其の原因は如何、結果は如何といふ様に其事實を明かに陳述せしめるのであると注

意せられた、すると先生はハイ承知しましたと云つて生徒に向ひ然らば保元平治の亂の始末は如何と云ひ終らるゝや否

や、督學は勵聲一番、それはいかぬ、保元は保元、平治は平治でないかと、直に踵を旋らして靴音あらゝしく隣室に

影を没して仕舞つた、其の跡には先生も生徒も皆目をパチクリさせるのみであつた。(「紅陵第五十年記念號」所載)

(九) 日曜日休暇 明治九年三月十二日太政官達第廿七號を以て左の如く達せられた。

従前一六日休暇ノ處來ル四月ヨリ日曜日ヲ以テ休暇ト被定候條此旨相達候事 (院省使府縣宛)

(一〇) 花柳界に一時移轉 松江中學校は校舍新築の爲、明治十一年假に和多見善導寺に移轉した。當時善導寺附近は花柳

の中心點であつたので、朝夕娼妓が遊びに來たりして、爲に墮落した生徒もあつた様に覺えてゐる。今の時代から顧れ

ば殆ど想像も及ばぬ椿事であらう。(「紅陵創立五十年記念號」)

昭和	大正
六四三二	一〇九八七
四〇〇	二四〇 二七〇
四〇〇	二〇〇 二五〇 三〇〇
	三三〇 三〇〇
四〇〇	二五〇 三〇〇
四三〇 四〇〇	二二〇 二五〇
	三〇〇
三八〇	二二〇 三〇〇 三五〇

第二編 教育令時代

第一章 教育令の發布

教育令時代概観 明治年間の前半は舊習打破、歐米心酔の二期に區分せられる。維新以後の十年間には舊來の陋習を改むること頗る多く、其主なるものを擧ぐるも、墮胎の嚴禁(元年十二月)、平民の苗字許可、墨刑の廢止(三年九月)、平民の乘馬許可(四年四月)、散髮脫刀の許可、華族平民の相婚許可、差別的名稱の廢止(四年八月)、僧侶の肉食妻帯許可(五年四月)、人身賣買の禁止(五年十月)、太陰曆の廢止及太陽曆の頒布(五年十一月)、復讐の禁止(六年二月)、拷問の禁止(七年八月)等があつた。舊習の打破に續いたものは西洋文化の輸入であつて、特に我が國民を驚歎せしめ、渴仰せしめたものは其の物質文明であつた。尋いで英米の功利實益主義と佛國の自由民權思想とは紹介せられ、鼓吹せられ、謳歌せられて、古來の徳教は輕んぜられるに至つた。

幼學綱要の欽定 明治天皇には明治十一年東山、北陸、東海の諸地方を御巡幸あらせられたが、御還幸の後國民教育に關する御感想を侍講元田永孚をして筆記せしめられた。是れ即ち「教學大旨」であつて、其の中に

教學ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ知識才藝ヲ究メ以テ人道ヲ盡スハ我祖訓國典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ
然ルニ輓近專ラ知識才藝ノミヲ尙トヒ文明開化ノ末ニ馳セ品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者少カラス然ル所以ノ者ハ維新ノ始首トシテ陋習ヲ破リ知識ヲ世界ニ廣ムルノ卓見ヲ以テ一時西洋ノ所長ヲ取り日新ノ効ヲ奏スト雖モ其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ徒ニ洋風是競フニ於テハ將來ノ恐ル、所終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ルヘカラス是我邦教學ノ本意ニ非サル也

と仰せられてゐる。

明治天皇はこの流弊を救正せられんとの大御心より明治十四年侍講元田永孚に命じて「幼學綱要」を編纂せしめられ、道徳の根基、教育の大本を明かにし、以て國民の嚮ふべき所を昭示し給うたのである。「幼學綱要」は七卷より成り、孝行、忠節、和順、友愛、信義、勤學、立志、誠實、仁慈、禮讓、儉素、忍耐、貞操、廉潔、敏智、剛勇、公平、度量、識斷、勉職等二十の徳目を定め格言と例話を擧げて之を説かれたものである。翌十五年十二月之を頒賜せらるゝに當り、左の勅諭を下し賜はつた。

彝倫道徳ハ教育ノ主本我朝支那ノ専ラ崇尙スル所歐米各國亦修身ノ學アリト雖モ之ヲ本邦ニ採用スル未タ其ノ要ヲ得ス方今學科多端本末ヲ誤ル者亦鮮カラス年少就學最モ當ニ忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスヘシ因テ儒臣ニ命シテ此ノ書ヲ編纂シ群下ニ頒賜シ明倫修徳ノ要茲ニ在ルコトヲ知ラシム

聖慮宏遠洵に恐懼感激に堪へざるところであつた。而して「幼學綱要」を謹撰せる侍講元田永孚が、明治十九年十一月に謹記せる「聖諭記」のうちに曰く

抑々教育ノ重大ナル夙ニ陛下ノ深ク慮ル所「幼學綱要」ノ欽定アリシヨリ漸クニシテ米國教育ノ流弊ヲ救正シ世上再タビ忠君ノ主義ニ赴キ仁義道徳ヲ唱フル者アルニ至リシモ、去々年ヨリ又復洋風ニ傾キ、昨今ニ至テハ専ラ洋學ト變ジ和漢ノ學ハ將ニ廢絶ニ至ラントスルノ勢有志ノ士皆大ニ憂慮スル所ナリ。

と。斯くして國民は再び新文化に眩惑して自己を注視することを忘れたが、有識者の間には國民文化宣揚の運動は漸く旺となり、歐化思想と國粹主義と相對峙するに至つた。

教育令の發布「學制」頒布以來七閱年、明治十二年九月二十九日太政官布告を以て「教育令」を發布し、「學制」を廢止した。「學制」は既に述べた如く典章を完備し、規模を宏大にして、全國に劃一の制を布き、中央集權主義を採つたが理想に過ぎて當時の國情民度に適應せざる嫌があり、その劃一主義は弘く歡迎せられなかつた。殊に「學制」の實施には多額の經費を必要としたが、中央及び地方の財政はその負擔に堪へなかつたのである。廢藩置縣の後文部省創設せらるゝ

に及び、從前幕府及び各藩が教育の爲に支出せる經費を調査して、概算二百萬圓なることを知り、此金額を以て教育事業一切の費額と算定し、明治五年九月之を一年の定額金としたのであるが、同六年一月一百三十萬圓に減じ、同八年一月二百萬圓に復し、七月又一百七十萬圓に減じ、同九年七月より十年六月までを一百七十萬四千八百圓と定められ、同十年七月更に一百二十萬圓に減額されたのである。

是に於て文部省は屢々單行の布令を以て「學制」の條款を加除訂正したが、明治十年に至り、改正委員を設け、翌十一年五月「日本教育令」を草して、之を上奏した。文部大輔田中不二麻呂の奏文に曰く、

學制頒布以降茲ニ五閱年教育ノ途漸ク開ケ奎文ノ景象ヲ社會ニ現シ、ハ固ヨリ氣運ノ然ラシムル所ト雖畢竟其功ヲ學制ニ歸セザルヲ得ズ。願フニ世ノ開明ニ赴クヤ百般ノ事徒ニ株守ヲ用キズ措置時ニ隨フハ施政上缺ク可ラザルノ緊務タリ。今學制ノ條款ニ就キ反覆審査シテ之ヲ目下ノ情況ニ照シ之ヲ將來ノ進度ニ測レバ往々加除訂正ヲ要スベキモノナリ。於是乎巨等ノ嘗テ實驗セシ所ヲ參シ更ニ教育方法ノ要領七八項ヲ掲出シ且ツ名稱ノ妥當ナランコトヲ欲シ改メテ日本教育令ト題ス、因リテ草案一冊ヲ上奏シ謹ンテ進止ヲ取ル。

と、教育令草案は其の目次を文部卿、地方官、學區、學區委員、學校、學齡、學資、小學校補助金、學校廢置、學事巡視學事申報、公立師範學校、教員、生徒、巡回授業、教育議會、幼稚園、書籍館、雜則の十九目とし、七十八章より成つた。政府は之を四十九條に省約して元老院の議に附したが、元老院は更に二條を削つて四十七條として上奏に及び、御裁可を得たのである。

「教育令」は「學制」の二百十餘章より成れるに比し、僅々四十七條より成り、各般の規定を簡潔にし、大綱を示すに止めた。即ち從來の大中小の學區制を廢し、學區取締に代ふるに町村の學務委員を以てし、小學校の教科目も「學制」に於ては綴字、習字、單語、讀方、單語書取、會話讀方、會話書取、書讀、文法等其の課業を細分したが、「教育令」に於ては讀書、習字、算術、地理、歴史、修身等の包括的名稱に改め、學齡を八ヶ年とすることは從前の如くであるが、其内

四ヶ年間毎年四ヶ月以上を義務教育年限とし、學校に入らざるものと雖、別に普通教育を受くる途あるものは之を就學と看做し、學校を設くる資力に乏しき地方には巡回教授の方法を認めた。毎町村若くは數ヶ町村は共同して公立小學校を設置するを原則としたが、町村人民の公益たるべき私立小學校の設あるときは之を以て代用することを允し、學校の設置、管理經營を府縣若くは町村の自治に委ねた。「學制」の劃一的にして督責嚴しかりしに對する反動と見るべく、又翻譯模倣の時代よりの脱出を意圖するものとも解せられる。

中學校、大學校、專門學校等につきては、細目を掲げず、單に之を定義するに止め、何れも私人の設置を許し、公立師範學校は各府縣が便宜に隨つて之を設置すべきものと規定した。

教育令の改正 教育令の發布後一年有餘にして、文部省は之を再び改正して學政の刷新を圖るに至つた。蓋し教育令は前述の如く學校の設立を地方の便宜に隨はしむるなど、政府が干渉を避くるの度を過し、爲に世間は政府が教育振興の方策を變更したるかの印象を受け、教育を重視せざるの風自ら生じ、教育は頹勢を示すに至つたのである。茲に於て識者の間に教育令改正の議頻りに起り「教育令」の起草者たる文部大輔田中不二麻呂は司法卿に轉じて文部省を去り、河野敏鎌文部卿に任ぜられた。而して書記官島田三郎、久保田讓等之を輔けて明治十三年十二月改正教育令の成案を得て之を上奏した。文部卿の奏上文に曰く

蓋し此改正(教育令)ニ當リ舊法ノ老雜ヲ變リ過度ノ制限ヲ除クニ急ニシテ其勢ノ及ブ所往々放任ス可カラザルモノヲ放任スルニ至レリ其然ル所以ノ故ヲ考フルニ亦偶然ニアラザルナリ學制ノ頒布ニ當リ執事者意ヲ成功ニ銳クシ校舍ヲ壯大ニシ外觀ヲ裝飾スルノ事往々ニシテ免レズ是ニ於テカ學問ノ益未ダ顯レズシテ人心之ヲ厭フノ念先ヅ生ズ議者其弊ノ因ル所ヲ深究セズ徒ラニ罪ヲ學事ノ干渉ニ歸シテ之ヲ尤ム而シテ教育令此際ニ成レルヲ以テ爲メニ其精神ヲ謬ラザルモノ蓋シ寡シトセズ臣ヲ以テ之ヲ觀ルニ前日ノ弊タル學制ノ主義ニアラズシテ施行ノ宜シキヲ失フニアリ干渉ノ溫度ニアラズシテ干渉ノ其途ヲ過ツニヨレリ何トナレバ前日ノ干渉スル所ハ唯學校ノ設立費用ノ募集等專ラ外部ノ事ニ止マリ授業

ノ得失ヲ考ヘ費途ノ緩急ヲ察スルカ如キ中實ノ事ニ至ツテハ意ヲ經ル蓋シ寡ケレバナリ而シテ議者一切之干渉制度ノ尤ニ歸シ反動ノ勢夫ノ普通教育モ亦干渉ス可カラズト云フニ至ル過テリト云フベシ醫師ノ治ヲ過ツ醫師ノ責ニアラズ之ヲ以テ醫ヲ廢セントス豈理ナランヤ蓋シ普通教育ハ國民ノ品位ヲ上下スルノ力アリ苟モ國ヲシテ開明ニ民ヲシテ良慧ナラシメントスルハ教育ノ普及スルニアラザレバ不可ナリ而シテ政府之ヲ督勵セズシテ其普及ヲ望ム猶ホ河清ヲ俟ツ可カラザルガ如シ……蓋シ其政體ノ如何ニ關セズ苟モ文明ヲ以テ稱セラルル國ニシテ普通教育ノ干渉ヲ以テ政府ノ務トセザルナシ是レ豈其國運ニ關スル大ナルガ故ニアラズヤ、我國ノ如キ教政ヲ施シテヨリ纒カニ數年未ダ其成績ヲ見ザル深ク怪ムニ足ラズ其施行ノ間ニ當リ僅々ノ弊ヲ見ルガ爲メニ其精神ヲ挫シ又皮相論者ノ說ニ謬ラレテ此主義ヲ揉メバ何レノ日ニカ此民ト共ニ文明ノ域ニ進ムコトヲ得ンヤ是レ臣ガ今日ニ當リ教育ノ主義ヲ定メンヲ希圖シテ已マズ教育令ノ改正案ヲ進奏スル所以ナリ云々

と、改正「教育令」は公私立學校の設置廢止を取締り、義務教育年限を最小限三ヶ年とし、小學校教則は文部卿の頒布する綱領に基き、地方長官之を編制して文部卿の認可を経べきものとし、師範學校の設置を府縣に強制し、又財政上の變革に因り、公立師範學校及び小學校に對する國庫補助金を廢止した。

中學校に關しては、改正「教育令」は、各府縣は土地の情況に隨ひ之を設置すべしと規定せるに止まつたから、修業年限、教科目等區々に岐れて一定せず、之が統一を圖るの必要を生じ、明治十四年七月「中學校教則大綱」を制定した。又同月「學校教員品行檢定規則」を定めて教員の選任を慎重ならしめた。先是四月河野文部卿は農商務卿に轉じ、議官福岡孝弟文部卿に任ぜられた。

教育令 (明治十二年九月廿九日)

(太政官第四十號布告)

第一條 全國ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統攝ス故ニ學校幼稚園圖書館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ
第二條 學校ハ小學校中學校大學校師範學校專門學校其他各種ノ學校トス

(明治十三年十二月太政官布告を以て教育令を改正し、専門學校の次に「農學校、商業學校、職工學校」を挿入した。以下△印を附したるものは、明治十三年の改正を示す)

第三條 小學校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其學科ヲ讀書習字算術地理歴史修身等ノ初歩トス土地ノ情況ニ隨

ヒテ器畫唱歌體操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ爲ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

△但已ムヲ得サル場合ニ於テハ修身讀書習字算術地理歴史ノ中地理歴史ヲ減スルコトヲ得
を追加し、本文の「修身」を「讀書」の上にして順序を正した。

第四條 中學校ハ高等ナル普通ノ學科ヲ授クル所トス

第五條 大學校ハ法學理學醫學文學等ノ専門諸科ヲ授クル所トス

第六條 師範學校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七條 専門學校ハ専門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八條 以上掲クル所何ノ學校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルヲ得ヘシ

△第八條 農學校ハ農耕ノ學業ヲ授クル所トス

商業學校ハ商賣ノ學業ヲ授クル所トス

職工學校ハ百工ノ職業ヲ授クル所トス

以上數條掲クル所何ノ學校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ

第十三條 凡兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

第十四條 凡兒童學齡間少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ

第十五條 學齡兒童ヲ就學セシムルハ父母及後見人等ノ責任タルヘシ

△第十五條を第十四條とし、第十五條を次の如く定めた。

父母後見人等ハ其學齡兒童ノ小學科三箇年ノ課程ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎年十六週日以上就學セシメサルヘカラス又小學科三箇年ノ課程ヲ卒リタル後ト雖モ相當ノ理由アルニアラサレハ毎年就學セシメサルヘカラス

但就學督責ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第十九條 學校ニ公立私立ノ別アリ地方稅若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノハ公立學校トシ一人若クハ數人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立學校トス

第二十條 公立學校ヲ設置或ハ廢止スルモノハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

△第二十條 公立學校幼稚園書籍館等ノ設置廢止其府縣立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ經ヘク其町村立ニ係ルモノハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第二十一條 私立學校ヲ設置或ハ廢止セント欲スルモノハ府知事縣令ニ開申スヘシ

△第二十一條 私立學校幼稚園書籍館等ノ設置ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘク其廢止ハ府知事縣令ニ開申スヘシ
但公立小學校ニ代用スル私立小學校ノ廢止ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第二十二條 公立學校ノ教則ハ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第二十三條 私立學校ノ教則ハ府知事縣令ニ開申スヘシ

△以上二條消滅

第二十六條 公立學校ノ土地ハ免稅タルヘシ

△「土地」を「敷地」と改む。

第二十八條 公立小學校ヲ補助センカ爲ニ文部卿ヨリ毎年補助金ヲ各府縣ニ配布スヘシ

△削除

第三十三條 各府縣ハ便宜ニ隨ヒテ公立師範學校ヲ設置スヘシ

△各府縣ハ小學教員ヲ養成センカ爲師範學校ヲ設置スヘシ

第三十七條 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ

△(追加) 但品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス

第三十九條 文部卿ハ時々吏員ヲ府縣ニ發遣シ學事ノ實況ヲ巡視セシムヘシ

第四十二條 凡學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス 但小學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

第四十三條 凡學校ニ於テ授業料ヲ收ムルト收メサルトハ其便宜ニ任スヘシ

第四十四條 凡兒童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タルモノニ非サレハ入學スルコトヲ得ス

第四十五條 傳染病ニ罹ルモノハ學校ニ出入スルコトヲ得ス

第四十六條 凡學校ニ於テハ生徒ニ體罰(嚴チ或ハ縛スルノ類)ヲ加フヘカラス

第四十七條 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其學校ニ來觀スルコトヲ得ヘシ

最初の教育令は四十七條を以て終つてゐたが、改正の際には更に三條を追加して五十條とした。

第五十條 各府縣ハ土地ノ情況ニ隨ヒ中學校ヲ設置シ又専門學校農學校商業學校職工學校等ヲ設置スヘシ

教育令の改定 明治十八年八月第二十三號布告を以て再び教育令を改正した。改正教育令は三十一條より成り、全國の

教育事務は文部卿之を統攝することを規定する第一條は最初の教育令以來變更なく、第二條の學校の種別は明治十二年の教育令に復し、公私立學校等の設置、變更及廢止につきては、略第一次改正教育令の規定に同じく、以前の第二十六・四十二・四十七條は、それぞれ第二十二・二十七・二十八條として保存し、授業料、種痘、傳染病、體罰に關する四條は削除せられ、第十九條の第二項に

中學校其他ノ學校ノ教則ハ文部卿其綱領ヲ頒布スルコトアルヘシ

と規定し、第二十五條に教員の資格を

教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上ニシテ品行端正相當ノ學力アリ府知事縣令ノ免許狀ヲ得タルモノタルヘシ

と規定し、從來の第三十九條を、第二十六條とし、

文部卿ハ吏員ヲ府縣ニ發遣シテ學事ヲ巡視セシムルコトアルヘシ

と修正し、舊第五十條を修正して第三十一條とした。

各府縣ハ土地ノ情況ニ隨ヒ中學校ヲ設置シ又農學校商業學校職工學校其他ノ専門學校ヲ設置スヘシ

尙授業料に關しては、同月左の如く布達せられた。

自今府縣立(町村立)學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スヘキモノトス其額及徵收ノ方法等ハ當省ヘ伺出ヘシ

明治十五年の交、經濟界不況に陥り、民間に困憊の色あり、學資荷擔の重きに困み、學校教育は衰頹の徵を現はし、殊に小學校は影響を被むること甚しく、明治十七年度には校數九百二十三、兒童約四千三百人を減じ、翌十八年度には校數九百五十、兒童十三萬六千人を減ずるに至つた。茲に於て地方教育費の節減を圖らんが爲に、再び教育令を改正し、小學校を設置するの資力乏しき場合には、小學教場を認め、又土地の情況に依り午前若くは午後の半日又は夜間に授業することを得しめたのである。しかるに、學費の節約を期圖して改正せられた教育令は實施せらるゝに至らずして、翌年四月諸學校令相次いで公布せられた。

尙福岡文部卿は明治十六年十二月參事院長に轉任し、參議大木喬任文部卿を兼任し、同十七年五月參事院議官森有禮文部省御用掛を兼動した。

第二章 中學法規の整備

「中學校教則大綱」の制定 明治十四年七月文部省は「中學校教則大綱」を達し、中學校の目的を明かにし、學科及程度を定め、毎週教授時數の基準を示した。これにより中學校の輪廓は一層明瞭となつた。

中學校教則大綱 (明治十四年七月廿九日) (第二十八號 達)

第一條 中學校ハ高等ノ普通學科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカ爲メ又ハ高等ノ學校ニ入ルカ爲メニ必須ノ學科ヲ授クルモノトス

第二條 中學校ヲ分テ初等高等ノ二等トス

第三條 初等中學校ハ修身、和漢文、英語、算術、代數、幾何、地理、歴史、生理、動物、植物、物理、化學、經濟、記簿、習字、圖畫及唱歌、體操トス

但唱歌ハ教授法等ノ整フヲ待テ之ヲ設クヘシ

* 此但書は明治十五年三月第二號達を以て次の如く改正せられた。

但英語ハ之ヲ缺キ又ハ佛語若クハ獨語ヲ以テ之ニ換フルコトヲ得且唱歌ハ教授法等ノ整フヲ待テ之ヲ設クヘシ

第四條 高等中學校ハ初等中學校ノ修身、和漢文、英語、記簿、圖畫及唱歌、體操ノ續ニ三角法、金石、本邦法令ヲ加

ヘ又更ニ物理、化學ヲ授クルモノトス

第五條 中學校ニ於テハ土地ノ情況ニ因リ高等中學校ノ外若クハ高等中學校ヲ置カス普通文科、普通理科ヲ置キ又農業、

工業、商業等ノ專修科ヲ置クコトヲ得

* 明治十七年十一月第十一號達を以て「土地ノ情況ニ因リ」の次に「某學科ヲ加除シ或ハ」の九字を加へた。

第六條 普通文科ハ高等中學校中ノ三角法、金石、物理、化學、圖畫ヲ除キ或ハ其程度ヲ減シ修身、和漢文、英語、本邦法令等某科ノ程度ヲ増シ又歴史、經濟、論理、心理等ノ某科ヲ加フルモノトス

第七條 普通理科ハ高等中學校中ノ和漢文、英語、本邦法令等ノ某科ヲ除キ或ハ其程度ヲ減シ金石、物理、化學、圖畫等某科ノ程度ヲ増シ又代數、幾何、測量、地質、重學、天文等ノ某科ヲ加フルモノトス

第八條 初等中學校卒業ノ者ハ高等中學校ハ勿論普通文科、普通理科其他師範學科、諸専門ノ學科等ヲ修ムルヲ得ヘシ

第九條 高等中學校卒業ノ者ハ大學科、高等専門學科等ヲ修ムルヲ得ヘシ

但大學科ヲ修メント欲スル者ハ當分ノ内尙必須ノ外國語學ヲ修メントヲ要ス

第十條 初等中學校ヲ修メントスル生徒ハ小學中等科卒業以上ノ學力アル者タルヘシ

* 明治十四年五月頒布の小學校教則綱領に據れば、小學科は初等(三年)、中等(三年)、高等(二年)の三科とし通じて八箇年の學期と定められた。

第十一條 中學校ノ修業年限ハ初等科ヲ四箇年トシ高等科ヲ二箇年トシ通シテ六箇年トス

但此修業年限ヲ伸縮スルコトヲ得ヘシト雖モ一箇年ヲ過クヘカラス

* 明治十七年七月第六號達を以て「通シテ六箇年トス」を削除して「高等科ヲ二箇年トス」とした。此改正によりて初等中學校のみの存立を許したのである。

第十二條 中學校ニ於テハ一年三十二週以上授業スルモノトス

第十三條 中學校授業ノ時間ハ初等科ハ一週二十八時高等科ハ一週二十六時ヲ以テ度トス

但此時間ハ伸縮スルコトヲ得ヘシト雖モ一週二十二時ヲ下ルヘカラス三十時ヲ過クヘカラス

右掲クル所ノ中學校毎週授業時間ハ一例ヲ示スコト左表ノ如シ

初等中學校													
學科	修身	和漢文	英語	算術	代數	幾何	地理	歷史	生理	動物	植物	物理	化學
第一	二	七	六	五				二					
第二	二	六	六	二	二		二	二		二			
第三	二	六	六		二	二	二	二			二	二	
第四	二	六	六			二		二	二				二

體操ハ適宜之ヲ課スヘシ

合計	體操	圖畫	習字	記簿	經濟
二八		二	二		
二八		二	二		
二八		二	二		
二八		二	二		
二八		二			
二八		二			
二八		二			二
二八		二		二	二

高等中學校

學科	修身	和漢文	英語	三角法	金石	物理	第一年		第二年	
							前期	後期	前期	後期
第一	二	七	七	二			二			
第二	三	七	七				二			
第三	三	七	七							三

化	學				二		三
記	簿	二					
本	邦法令				二		
圖	畫	二			三		三
體	操	適	同	同	同	同	上
合	計	二六	二六	二六	二六	二六	二六

明治五年の學制に於ては、「中學は小學を経たる生徒に普通の學科を教ふる所」と規定し、次いで明治十二年の教育令には「高等なる普通の學科を授くる所」と規定したが、之を地方の實狀に徴するに、明治十一年一月青森縣が同縣師範學校内に設けたる中學科につきては

本校ハ普通學ノ高尚完全ナルモノヲ教ユル所ニシテ有志ヲシテ入學セシメントスルナリ（入學心得書第一條）
と定め、明治十二年五月改定の京都中學校教則には

該校ハ諸科専門學ニ入ラント欲スル者ニ普通ノ學科ヲ教授スルヲ旨趣トス（第一條）

と定められた。而して當時に在りては東京府第一中學を始め宮城、岡山、松山、徳島、松江の各中學校の如く、邦語と英語との二教則を置くものがあり、又大阪府第一中學校、岐阜縣第一中學校等の如く高學年を國漢書を主とするもの、英書を主とするもの、二課程に分つものがあり、随つて其の修業年限も區々に岐れたことは既述せるところである。

尙公立中學校の内には師範學校の一科として創められ、或は師範學校に附置せられるものもあつて、其の名稱、目的、内容等に於て師範と中學とを別ち難きものも少くなかつた。蓋し小學全科を卒業する者逐年累加して中學創設は切要とな

つたが、地方の財力其の他に困難の事情があり、教員の兼務、書器の共用等の便宜を有する師範學校に附屬し、或は併置して中學を開設したのである。例之、茨城縣中學校は初め師範學校内に豫備學科として設けられ

其ノ名豫備門ニ外ナラスト雖其ノ實中學科ヲ修メントスル者ニ幾分ノ満足ヲ與ヘシメントスルノ意ニシテ固ヨリ一時ノ急ニ應スルモノ（茨城縣年報）

であつた。又明治八年濱松縣に於て師範生養成の爲に設けたる瞬養學校は、同九年静岡縣に合併後師範支校となり、同十二年三月更に縣立濱松中學校と改稱したが、

従前ノ沿習ニヨリ専ラ師範生徒ヲ養成シ眞ノ中學生ノ如キハ僅々數名ノミ（静岡縣年報）

に過ぎず、師範生徒悉く卒業して始めて名實共に中學となつたのである。又明善校、傳習館（福岡縣）、福山（廣島縣）、濱田（島根縣）の各中學校の如く、地方師範學校の廢止の後を承けて、中學校を開設したるものも少くなかつた。

又高等女學校は中學校の一種と看做されたのである。即ち京都の女學校、栃木の第一女子中學校、岐阜の普通女學校（岐阜師範學校附屬）等は「公立中學校表」に掲げられ、其他大阪府立中學校、福井明新中學校等は女生徒をも收容した。明治十二年調によれば、公立中學校（前記京都・栃木・岐阜の三校を除く）の女生徒は七十名を算し、私立中學校には女子のみを生徒とする中學校と、男女の生徒を併せ有するものもあつて、女生徒の總數は二千四百四十名に達した。

因に栃木の女子中學校は在學年限を三年（一週三十時）とし、地學、史學、文學、修身、數學、物理、博物、畫學、化學、生理、經濟、記簿、教育、習字、手藝、唱歌等を課した。

しかるに中學校教則大綱を達せられるに及び、中學校は其の形式内容の基準定まり、中學教育はこゝに新紀元を劃するに至つた。而して教則大綱が中學校の目的を普通教育と豫備教育とを兼ねるものと明示したことは、中學教育史上注目すべき規定である。この二重目的は爾後教育界に於て反覆論議せられ、殊に豫備教育に偏傾するの風顯著となるに至つて、之が匡救を圖るが爲に屢々法規の改廢が行はれたことは後に説くとほりである。中學校を初等高等の二等に分つことは學

制の上等下等の區別を踏襲したのであるが、その修業年限は上等下等各三年であつたのを、初等科四年高等科二年に分ち通じて六箇年を修業年限とし、一箇年以内之に伸縮することを得るものとしてゐる。中學校と高等學校との連絡に關し注意すべき規定と云ふべきである。第九條に高等中學校卒業者にして大學科を修めんとするときは、當分の内尙必須の外國語學を學修することを必要とするを規定せられ、中學と大學との連絡が圓滑ならざりしことを示してゐる。

學科目について見るに、修身は學制時代の教則に於ては順位を後にし、下等科第三學年及上等各學年に之を課することとしたのを教則大綱に於ては學科の首位に置き、又初等中學校(每週二時)高等中學校(二時乃至三時)の全學年に課することに改め、和漢文は初等高等を通じ每週六時又は七時を課することとした。學制時代には下等第一年に國語を、以後三年國語古言を課することに定められたのである。

尙教則大綱制定以前府縣に於て規定し又は實施したる課程の學科目は、之を文部省年報所載の府縣年報に徴するに、學科名が未だ統一されなかつた爲もあつて、其數は甚だ多く範圍も極めて廣かつたのである。而して各府縣の課程表に反覆せられた學科目は

史學、地(理)學、數學(算・代・幾)、物理、化學、博物、生理、修身、經濟、記簿、外國語、圖畫

等であつて、國漢文、法律學、體操、習字、作文、三角法等が之に次ぎ、農商工等の實業科目を置くものは極めて稀であつた。これは當時一般の要求を反映するものであり、教則大綱を定むるに當つて之を參酌したところも多かつたであらうが、修身、和漢文等については、時代の風潮を矯むるの用意も加へられたと見るべきであらう。

尙從前の教則は、各科の程度及時數について基準を示さなかつたのであるが、教則大綱に於ては左の如く時數の外程度及範圍を示してゐる。

○算術

第一年前期 加減乗除 分數 小數 (五) 同後期 諸比例 百分算 開平 (五)

○代數

第二年前期 開立 級數 求積 (一)

第二年前期 整數四術 (一) 同後期 分數四術 (一)

第三年 方程式 (一)

第四年前期 順列 錯列 級數 (一)

○幾何

第二年後期 平面幾何 (一)

第三年 平面幾何 (一)

第四年 立體幾何 常用曲線 (一)

○地理

第一年 總論 日本地誌 萬國地誌 (一)

第二年 萬國地誌 地文 (一)

第三年前期 地文 (一)

○歴史

第一年 日本史 (一)

第二年前期 日本史 (一) 同後期 支那史 (一)

第三年前期 支那史 (一) 同後期 萬國史 (一)

第四年 萬國史 (一)

○生理

○動物 第四年前期 總論 骨、筋肉、皮膚及消化、循血、呼吸等ノ諸器並ニ其効用養生法 (一)
同 後期 感覺器及神經等 (二)

○植物 第二年 總論 分科法 構造 發育 殊性 慣性 効用等 (一)

○物理 第三年 總論 分科法 構造 發育 殊性 効用等 (一)

○化學 第三年 大意 (一)

○經濟 第四年 無機化學大意 (一)

○簿記 第四年前期 總論 生財 配財 (一) 同後期 交易 貨幣附銀行 租稅 (二)

○習字 第四年後期 單式 (一)

○圖畫 第一年 楷書 (一)

第二年前期 行書 (一) 同後期 草書 (一)

○圖畫 第一・二年 自在畫法 (一) 第三・四年 用器畫法 (一)

高等、中學校の學科目については

○三角法

第一年前期 八線變化 對數用法 (一) 同後期 對數用法 三角實算 (一)

○金石

第一年前期 金石總論 分科法 硬性、形狀、其他ノ性質及効用產地等 (一)

○物理

第一年前期 總論 重學 (一) 同後期 重學、熱學 (一)

第二年前期 聽學 視學 (一) 同後期 電氣 磁氣 氣象大意 (一)

○化學

第一年後期 總論 非金屬 (一)

第二年前期 非金屬 金屬 (一) 同後期 金屬 有機化學大意 (一)

○記簿

第一年前期 複式 (一)

○本邦法令

第二年前期 現行ノ法令 (一)

○圖畫

第一年 自在若クハ用器畫法 (一)

第二年 同 (一)

と定められた。而して修身、和漢文、英語の程度及時數は左の如くであつた。

○修身

初等科各學年 嘉言善行 (一)

高等科第一年 人倫ノ大道 (二) 同第二年 同(三)

○和漢文

初等第一年 讀書 日本文法 近易ノ漢文 作文 假名交リ文書讀文 (七)

同 第二年 讀書 和文 漢文 作文 假名交リ文書讀文 (六)

同 第三年 讀書 漢文 作文 假名交リ文若クハ漢文 (六)

同 第四年 讀書 漢文 作文 漢文 (六)

高等第一年 讀書 漢文 作文 漢文 (七)

同 第二年 讀書 和文 漢文 作文 詩歌文 (六)

○英語

初等第一年 綴字 附書取 讀方 譯讀 習字 (六)

同 第二年 文法 讀書附書取 作文 (六)

同 第三年前期 同 (六) 讀書附書取 作文 (六)

同 第四年 讀書 作文 (六)

高等第一年 修辭 讀書 作文 (七)

同 第二年 讀書 名家詩文 作文 (七)

斯くの如く「中學校教則大綱」の頒布により中學校の體制は定まり、各府縣はその旨趣に遵つて教則の改正に着手した。各地方所在ノ中學校ハ從來ノ面目ヲ改更スルモノ多ク乃チ彼ノ教科不完全ニシテ漢籍又ハ英書等ノ講讀ニ偏倚シ中學校

育ノ目的ニ全ク背戾スルカ如キモノハ幾ント希ナルニ至レリ (文部省第九年報)

併しながら、劃一に急にして地方化實際化を閑却するの弊も見はれたのである。愛媛縣の學事を巡視したる文部大書記官西村茂樹の申報のうちに此を指摘してゐる。

縣下中學校ノ數ハ八箇アリ學科ノ高低學期ノ長短甚不同ナルヲ以テ縣廳ニ於テ其教則ヲ改正シテ一定ノ規則ニ從ハシメントス其意ハ美ナレトモ其功ヲ奏スルハ難カルヘシ蓋シ中學校ノ在ル所ハ皆舊時藩治ノ在リシ所ニシテ其地勢風俗生業等皆各同シカラス然ルヲ今悉ク此等ノ土地ニ適應スル所ノ教則ヲ定メントスルコトハ決シテ容易ノ事ニアラス其人民ノ職業ト學校ノ教育ト相背馳スルハ目下全國ノ通患ニシテ若シ此等ノ中學校ニ於テ其教育ノ宜キヲ失フトキハ社會上無用ノ人ヲ造リ出スノ恐ナキコト能ハス(文部省第十年報)

「中學校通則」明治十七年一月大木文部卿(喬任)は「中學校通則」を定めて、曩に達したる「中學校教則大綱」の實施の完成を圖つた。該通則は辟頭に中學校の目的を掲げ、殊に忠孝彝倫の道を基本とすべきことを明示した。當時一般に歐米に追隨して日本精神を没却し、古來の徳教を輕視するの傾向を現したので、中學教育が其の弊に陥らんことを慮つたものと察せられる。第三條以下は校長の資格、教員組織、設備、經費に關する規定であつて、中學校の内容は爾來整備の域に向つたのである。

中學校通則 (明治十七年一月廿六日 文部省達 第二號)

第一條 中學校ハ此通則ニ遵ヒテ之ヲ設置シ中人以上ノ業務ニ就ク者若クハ高等ノ學校ニ入ル者ノ爲メニ忠孝彝倫ノ道ヲ本トシテ高等ノ普通學科ヲ授クヘキモノトス

第二條 中學校ノ教則ハ文部省明治十四年七月第二十八號達中學校教則大綱ニ據ルヘキモノトス

第三條 中學校長ハ品行端正ニシテ學校管理ノ任ニ堪フヘキ學力材幹アル者ヲ以テ之ニ充ツヘキモノトス

第四條 中學校教員中少クトモ三人ハ中學校師範學科ノ卒業證書又ハ大學科ノ卒業證書ヲ有スル者ヲ以テ之ニ充ツヘキモ

ノトス

但本文ノ證書ヲ有セスト雖モ府知事縣令ニ於テ相當ノ資格アリト認ムル者ハ文部卿ノ許可ヲ經テ之ニ代フルコトヲ得且高等中學校ヲ置カスシテ農業工業商業等ノ専修科ヲ置キ又ハ初等中學校ノミヲ置クモノハ文部卿ノ許可ヲ經テ本文ノ制限ヲ斟酌スルコトヲ得

第五條 中學校ハ修身其他諸科ノ教授上必須ノ圖書及博物、物理、化學等ノ器械標本類ヲ備フヘキモノトス

第六條 中學校ハ生徒ヲ教授スルニ足ルヘキ教場、物理化學ノ試驗室、體操場及生徒ノ控所、職員ノ詰所ヲ設ヘキモノトス

但生徒ヲ寄宿セシムルモノハ寄宿舎ヲ設クヘキモノトス

第七條 中學校ノ經費トシテ供給スヘキ金額ハ前條々ノ準備ヲ辨スルニ足ルヘキモノトス

第八條 中學校設置廢止ノ手續其府縣立ニ係ルモノハ文部省明治十四年一月第四號達府縣立學校等設置廢止規則ニ據ルヘク其町村立私立ニ係ルモノハ該府縣ノ町村立私立學校設置廢止規則ニ據ルヘキモノトス

第三章 中學教育の發達

明治十二年 中學校は公立四十二校、私立百六十三校を増して總數七百八十四校の多きに達し、教員は公立に百七十九名、私立に二百六十三名を増して總數一千七百四十三名(内女子五十二名)となつた。生徒の増加殊に著しく、公立に三千二百九十二名(内女子二百五十一名)、私立に七千七百十九名(内女子七百二十九名)を増し、總數實に四萬二千九十九名を算した。而して前年度まで中學校未設置の京都府(公立二)、茨城(公立一)、熊本(公立二、私立三)、秋田(私立一)の諸府縣にも一校乃至五校の開設を見るに至つた。

斯くの如く中學校の増加著しきを觀れば、以て小學教育の進展を察知すべきであるが、十二年度の統計には、從來外國語學校に屬したるものにして、其の教科の程度に依り、中學校に算入せられたものもあつて、學校數は一層増加を示したのである。當時國民の間に初等教育普及し、將來立身出世の途は教育學問に在りとの風潮漸く著しく、小學を卒へたるものにして中學に進まんとする者多く、隨つて中學教育の勃興を促し、遂には濫設の傾向を生じ、其の設備整はず、内容具はらざるものも多かつた。文部省第七年報(明治十二年)に曰く

中學ニ公立ト私立トノ二種アリテ其公立ニ係ルモノハ府縣直接ノ管理ニ屬スルヲ以テ其教科隨ヒテ完備ナルモノ多シト雖モ其程度ノ如キハ稍々高低ナキト能ハス特ニ私立ニ屬スルモノニ至リテハ全國ヲ通シテ數箇ノ學校ヲ除クノ外其程度ニ甚タ甲乙アリ其科目モ亦一樣ナラスシテ或ハ僅ニ漢學數學等ノ一二科ヲ以テ編制セル學校ナキニ非ス是レ私立學校ノ教則ハ人民各自ノ撰定ニ任セシニ因ル所ナリ而シテ公立中學校ト雖モ其教規ニ至リテハ地方ノ各便宜ニ由リテ斟酌編制セルヲ以テ其學期ノ定限ノ如キモ亦各々均シカラスシテ其最モ長キモノハ六年ト爲シ其最モ短キモノハ二年ト爲ス斯クノ如ク各地各學期ノ長短アル所以ノモノハ他ナシ此等ノ中學ハ必スシモ大學ニ登ルノ階梯タルニ非スシテ各自其

目的トスル所ノ趣意ヲ殊ニスレハナリ

と。同年報所載の「中學校一覽表」中公立中學校は左の如くであつた。(數字は生徒數、氏名は學校の主長、○印は現存)

○東京府	第一	一五二	平	阪	閔	劉	田	一〇	稻垣	專五郎
第二	八九	中	里	亮	池田	三三	八木	正厚		
○京都府	二	今	立	吐	○神奈川縣	二	朝比奈	六郎		
中學校	一五三	市	川	雄	橫濱	一三	成田	剛藏		
女學校	一一七	今	立	吐	小田原	四一	朝比奈	六郎		
○大阪府	一一	市	川	雄	○兵庫縣	五	成田	剛藏		
府立	一〇八	牧	正	篤	篠山	六一	大石	貞質		
中船場	二四	大	塚	完	豐岡	四九	兼子	兩平		
華陽(南區)	七五	堀	田	正	姫路	六九	伊村	則久		
千秋(西區)	二五	柴	直	太	龍野	一三一	矢野	則久		
澁北(北區)	九三	三	戸	八	○長崎縣	六	玉井	柵藏		
荒陵(天王寺)	一八	堀	魯	一	長崎	一一三	三輪	凌雲		
會根崎	二四	田	中	義	嚴原	五四	篠	輪		
稗島	二五	大	内	乘	福江	五七	田	中		
難波	二七	西	村	彌	唐津	八〇	河村	藤四郎		
杭全	一八	山	口	八	鹿島	一〇七	山口	竹一郎		

○新潟縣	一四九	横	尾	義	勇	中學校(堺)	四一	土	屋	弘
新潟	九七	ラ	ン	バ	ルト	奈良	三五	陶	山	郁二郎
長岡	四五	城	泉	太	郎	羽山	三一	奥	山	永隆
新發田	一三五	肥	田	野	嘉平治	芝村	一三	野	洲	龍潜
高田	一一三	吉	見	經	綸	平谷	三八	原	田	卯七郎
村上	八三	高	橋	敬	十郎	禁野	一一	伴		
○埼玉縣	〇					三重縣	〇			
○群馬縣	二	中	村	剛		○愛知縣	一	田	中	克己
利根川(前橋)	四一	原	口	泰		靜岡縣	一一九	田	中	克己
鳥川(高崎)	二八					靜岡	七〇	織	田	顯次郎
○千葉縣	一	山	崎	忠	興	沼津	六一	名	和	謙次
中學校(千葉)	四八					葦山	四九	吉	原	呼我
茨城縣	一	江	口	高	達	濱松	六三	杉	原	正市
土浦	五四					○山梨縣	〇			
○栃木縣	二					滋賀縣	〇			
第一女子	一〇一	師	岡	伸		○岐阜縣	二	井	手	今
第一	七二	松	尾	貞二	郎	普通女(岐阜)	二〇	井	手	今
○堺縣	六					第一(岐阜)	六四	井	手	今

○長野縣	一	水	井	周	芳
○宮城縣	四五	水	井	周	芳
○宮城(仙臺)	一				
○福島縣	一四六				
第一(福島)	五				
第二(若松)	一一	大	塚	基	德
第三(三春)	一一六	山	崎	尙	三郎
第四(北目)	三一	熊	田	嘉	膳
成年(石川)	二九	眞	木	光	學
○青森縣	二五	田	代	信	學
仰高(木造)	六				
弘前	一六〇	馬	場	忠	信
南津輕(黒石)	一六				
北津輕(五所川原)	三三	小	林	朝	五郎
下北郡(田名部)	二二	工	藤	民	一郎
三戸郡(鳥谷部)	二五	小	山	内	彦一
○山形縣	三二	渡	邊	村	男
鶴岡	二				
阿	一〇四	部	義	之	

酒田	七二	千	葉	恒	平
○秋田縣	〇				
○石川縣	三				
致遠(富山)	二八	中	島	外	成
遷明(大聖寺)	一四	深	町	景	知
明新(福井)	三二九	富	田	厚	積
○島根縣	二				
鳥取	一〇七	松	田	晉	齋
松江	一一三	清	水	彦	五郎
○岡山縣	二				
岡山	六三	能	勢	克	榮
津山	八一	藤	田	克	己
○廣島縣	四				
廣島	八六	齋	藤	金	平
安藝(船越)	二九	可	兒	幾	太郎
佐伯(佐方)	二五	三	上	主	一
福山	四一	利	根	川	浩
山口縣	二				
小郡	六六	松	岡	忠	治

協興	三九	三	戸	需	介
○和歌山縣	一				
和歌山	一五四	松	尾	亮	
○愛媛縣	四				
高松	七五	竹	内	政	方
松山	一三五	中	井	恒	介
共濟(大洲)	六〇	渡	邊	唯	一
南豫(宇和島)	一六六	左	氏	種	
○高知縣	七				
高知	一六五	弘	田	正	郎
中村	三三	上	田	圓	増
須崎	二二	茨	木	定	興
安藝	二六	西	村	佃	
徳島	七二	渡	邊	眞	一郎
脇町	三六	宮	本	久	太郎
富岡	二八	原	本	久	太郎
○福岡縣	四	原	玄	吉	
福岡	二二四	原	口	元	照

久留米	一一一	廣	瀬	時	次郎
柳川	一二六	安	東	多	紀
豐津	一六二	島	田	省	一
○大分縣	一				
片端	三八	大	久	保	逕三
○熊本縣	二				
中學校(熊本)	八一	三	友	鼎	
人吉	三〇	羽	田	野	文藏
○鹿兒島縣	五				
鹿兒島	一〇一	毛	利	廣	居
共立(中名)	四三	和	田	貫	一郎
種子島	七二	前	田	讓	藏
都城	一八	中	村	裳	吉
飯肥	九	矢	野	克	己
○沖繩縣	二				
首里	二七七	眞	榮	田	通親
明倫(久米)	一四九	高	嶺	里	親

次に各府縣の私立中學校の學校、教員、生徒の數は左表の如くであつた。

四名に達した。

○**栃木縣第一中學校** 明治十二年二月栃木縣師範學校附屬豫備校を分離して師範學校内に栃木中學校を併置した。當時學校は栃木町に在つた。同年十月栃木第一中學校と改稱し別に簡易科(三年)を設け、翌十三年六月第一女子中學校を合併して之を第一女子部(在學期三ヶ年)と稱した。明治十八年四月校舍を宇都宮町に移し、十月栃木縣中學校と改稱し、翌十九年九月中學校令に依り栃木縣尋常中學校と改稱し、十月二里山の新築校舍に移轉し始めて師範學校より分離獨立した。明治二十六年四月女子部を分離して高等女學校となし、同時に農業專修科を置いた。翌廿七年七月鶴田の現在校地に新築移轉し、明治三十一年四月栃木縣立第一中學校と改稱し、同時に栃木分校(前年開校)を獨立せしめ、之を栃木縣立第二中學校と稱した。同三十四年五月更に栃木縣立宇都宮中學校と改稱した。

○**明新中學校** 福井中學校の前身である。安政二年松平春嶽は文武の振興を策して明道館を創設し、明治二年之を明新館と改め、英米人四人を聘して北陸の地に新文化を建設せんとしたが、同四年廢藩置縣後萎靡して振はず、同九年廢校となり同十二年明新中學校として甦生した。明治十四年八月福井縣に移管せられ、翌十五年一月福井縣立福井中學校と改稱し、生徒の定員を百名として授業を開始し、同時に小濱中學校(定員六十名)を開設した。

明治十九年四月中學校令公布後小濱中學校は廢せられ、大野中學校(明治十六年開校)を閉鎖したので、縣内唯一の中學校となつた。明治二十二年二月女子部(修業年限四箇年)を設置し、四月六十名を入學せしめ、同二十五年四月之を分離して高等女學校とした。之れ福井高等女學校の濫觴である。明治二十三年一月第二外國語として獨逸語を教則中に加へ四・五學年生に隨意學習せしめ、明治廿七年四月小濱分校(同三十年四月獨立)を設けた。

明治十七年九月始めて岡田啓介等五名を卒業せしめたが、爾來創立五十周年記念式(昭和六年)を舉ぐるまで卒業生總數三千五百四十一名に達した。歴代校長中著聞する者は久田督、尾原亮太郎、秋山恒太郎、隈本繁吉、大島英助等である。

○**和歌山中學校** 明治十二年三月和歌山縣師範學校内に創立せられ、爾後校名を更むること四次、明治三十四年和歌山縣

立和歌山中學校と改稱した。大正三年縣立德義中學校(明治十六年創立)の廢せらるゝに及び其の生徒を併せた。歴代校長中在任久しき者は松山亮(第一代及第四代の二代を通じ十四年)である。

○**福山中學校** 安政元年正月初めて開講したる藩學誠之館は、和・漢・洋學及武技を授けたが、明治四年廢藩のことあり翌五年十月廢せられて館名も滅びた。同六年八月舊福山藩士連署して本館拂下を申請し、小田縣廳の允許を得て福山共立士族小學校を開き門八年七月に及んだ。同年八月其跡に小田縣師範學校を置かれ(十二月小田縣廢せられて岡山縣師範學校と改稱)たが、同九年三月岡山縣はこれを廢して岡上に師範學校を置いた。既にして福山は廣島縣に移管せられたが、深津郡長石井英太郎は義倉社、資學社、福山社會等にはかり、年額八百圓の寄附金を得て師範學校を繼續し、兼て變則中學となさんことを縣に請願して認可を受け、廣島縣公立師範分校を開き、明治十二年六月まで之を繼續した。

當時小學教員の供給過剰となり、しかも小學を卒業して上級學校に進まんとする者漸く増加したので、同年七月師範分校を廢して縣立中學校を設置せらるゝこととなり、九月授業を開始した。同十六年八月生徒二名を東京に在る山林學校及職工學校に縣費を以て入學せしめ、同十七年八月生徒三名文部省より學力優等品行方正の賞を受けた。明治十九年「中學校令」公布後廣島縣は廣島に尋常中學校を置き、本校は同二十年三月限り之を廢止することを達した。先是舊藩主阿部正桓首唱者となり、地方の有力者と謀つて福山教育義會を組織し、七萬圓の資金を募り、其の利子と授業料とにより本校を繼續管理せられんことを廣島縣知事に請願して允許を得、同年四月尋常中學校福山誠之館と改稱した。當時の職員は館長心得若井遜のほか教諭三名、教師三名、助教三名(内一名英國人)、書記二名であつた。

明治二十六年四月に至り、從來の寄附金經濟を廢して地方税支辨に復し、福山尋常中學校と改稱したが、同三十年三月更に廣島縣第二尋常中學校と改稱し、同三十二年四月尋常の二字を削り、同三十四年六月廣島縣立福山中學校と改稱し、昭和二年八月廣島縣立福山誠之館中學校と改稱した。

歴代校長中在任長かつたものは青木儀太郎、田村喜作、末久喜十郎等である。尙教諭門田重長は明治四十一年三月文部省

より多年教育に勤勞せるの故を以て金百圓を賞賜された。

○**脇町中學校** 明治十二年一月に設置された。經費少くして設備は不十分なるを免れなかつた。明治十七年中學校通則を達せられた。當時縣下には徳島、富岡、川島に中學校があり、縣の經濟事情は四中學校の完備を期し難かつたが、明治十八年二月徳島師範學校は火災に罹り校舍全く烏有に歸したので、師範學校と中學校とを同敷地に連接建築し、他の三中學校を廢止するの議縣會を通過し、同年四月富岡、川島の二校と共に廢止せられた。(「徳島縣教育沿革史」參照)

○日清戰後中學校教育勃興し、明治二十九年四月脇町に徳島縣尋常中學校第一分校を開設せられ、同三十二年四月獨立して徳島縣脇町中學校と稱した。

○**富岡中學校** 明治十二年一月脇町中學校と共に設置せられ、同十八年四月同校と共に廢止せられた。此間卒業生を出すこと三回十五名を算した。

明治二十九年四月に至り富岡町字小山に徳島尋常中學校第二分校を設置せられ、同三十二年四月獨立して徳島縣富岡中學校と稱し、分校設置以來首席教諭として在職せる藤山左市學校長に任せられた。大正二年十月本校獨立十五年を期し卒業生及地方有志は藤山校長の彰徳式を行ひ、同四年五月創立二十年を記念した。

○**福岡中學校** 明治十一年二月福岡師範學校(明治九年創設)に上下等正則小學及變則中學を附置せられたが、翌十二年二月福岡縣は附屬變則中學を廢して、福岡中學を設置し、其主管は師範學校長の兼務とし、別に福岡中學校主管副を置いた。明治二十二年に至り福岡尋常中學校は縣會の決議により廢止され、其生徒四百名の内百四十餘名は四月縣立尋常中學修猷館に編入學し、福岡尋常中學校の地所建物及び書籍器械等悉く修猷館に交付せられた。(「福岡師範學校六十周年記念誌」及「修猷館再興錄」參照)

因に第二次福岡中學校は大正六年四月に開設された。

○**中學明善校** 天明五年二月久留米藩主有馬頼貴は講席を城外兩替町に置き、漢學を教授せしめた、之を本校の濫觴とす

る。寛政八年十二月追手門内の新築校舍に移り之を明善堂と稱した。明治四年廢藩の際三瀨縣の管理に屬し、洋學校を併置して英語を授けたが、同五年十一月洋學校を宮本村に移し、柳河洋學校と合併して宮本中學校と稱し、本校内に其の支校咸熙洋學を置き英語を教授した。明治八年八月小學校教員傳習學校となり、翌九年六月久留米師範學校と改稱したが、八月三瀨縣廢され、福岡縣に屬した。

明治十年三月西南の役に際し一時本校は御本營に充てられ、次いで校内に軍團病院を置かれた。同十二年六月久留米師範學校を廢止して、九月久留米中學校を設置され、翌十三年六月之を縣立とし、山内、田主丸の二分校を屬せしめた。中學校令公布の結果、明治二十年四月私立に變じ、假設久留米尋常中學校と稱し、翌廿一年六月私立久留米中學校と改めたが、同廿二年三月再び縣營に復して、久留米尋常中學明善校と稱し、明治三十二年四月中學明善校と改稱した。

明治四十四年十一月肥筑平野の特別大演習に際し、本校を大本營に充てさせられ、昭和八年十一月其の趾は史蹟として指定せられた。創立以來昭和十一年三月までの卒業生總數四千六百三十人に達した。歴代校長のうち在任五年以上のものは、大島英助、金澤來藏、高宮乾一、川口孫治郎、檜崎廣之助等である。

○**中學傳習館** 文政七年柳河藩主立花鑑賢藩學を興して傳習館と名づけ、後之を擴張して皇漢洋數の四學科を設けた。明治四年三瀨縣を置かれるや、其の管理に歸し傳習小學校と改稱した。同八年十月縣は之を小學教師傳習學校とし、翌九年之を柳河師範學校と稱した。明治十二年中學豫備科を附屬せしめ、同年師範學校廢止後中學豫備科を中學とし柳河中學校と稱した。

明治十八年七月福岡縣會の決議により管内の各中學校廢止せられるや、山門郡内の町村聯合して公立中學校を設け、之を傳習館と稱した。同廿四年四月に至り再び縣内公立中學校全廢せられたが、地方の有志相謀り舊藩主立花伯爵家の補助を受け、五月私立尋常中學橋蔭學館を開き、翌年十一月私立尋常中學傳習館と改稱した。

明治二十七年一月縣營に移り、改稱三次の後大正十四年四月福岡縣中學傳習館と稱した。先は大正八年三月創立二十五

年卒業生千五百人祝賀會を舉行したが、昭和十一年三月までの卒業生總數三千九百四十六人に達した。歴代校長中在任久しきものは加藤常次郎、濱田俊三郎等である。

○熊本中學校 明治九年中學校を千葉城趾に設けたが、翌十年西南の事變に際し校を閉じた。事平ぎて後校地は陸軍の所轄に歸したので、明治十二年六月師範學校内に土木を興し、九月中學校を再開した。明治十四年に至り大學豫備門の規則に準據して大學豫備學校に改めんことを計り、之を文部省に稟請して許されなかつたので、翌十五年三月縣會は熊本中學校の廢止を議決した。其理由とする所は (一) 中學を卒業するも大學に入ることを得ず (二) 熊本中學校によりて、利益を享くるものは熊本區に限られ、他郡を利すること少く (三) 寧ろ各郡に設置するに如かずと云ふに在つた。縣當局は内務・文部兩卿に上申して廢止の議決を承認せず、之を存続せしめたが、越えて明治二十一年度通常縣會は再び校費を否決し、同年三月限廢止された。五年を経て明治二十六年十一月熊本縣尋常中學濟々費の開設を見るに至つた。(第三編濟々費の項参照)

○人吉中學校 明治十二年三月求麻郡は人吉町に人吉變則中學校を開設し、學齡外の中年生に二級(各六ヶ月)の教育を施し、其中に當時緊要の小學授業生を養成し、且つ生徒中より拔擢したるものを縣師範學校に入學せしめた。漸次中學校に改めんことを目的としたが、明治十五年六月に至り維持困難に陥り廢止された。(以上二項熊本縣教育史に據る)

尙大正十三年四月に至り再び人吉中學校開校した。

餘 錄

(一) 中學教則 明治十二年四月改定の京都府中學教則は、左記十章より成るものであつた。

第一章 該校は諸科専門學校に入らんと欲する者に普通の學科を教授するを旨趣とす。

第二章 階級を八級に分ち一日正課を五時間とす。

第三章 一週年を二期に分ち第一期は二月十六日より七月三十一日に至り第二期は九月一日より翌年二月十五日に至る

第四章 兩期の終りに試験を設け各級生徒學業の進否を判決し其等級を定め卒業の者には書式第一號の證書を附與す。之を定期試験とす。

但教師の見込を以て臨時に小試験を行ひ各級生徒を黜陟することもあるべし。

第五章 定期試験の節は試業表を作り平常及び定期試験に得る所の總評點平均數を以て順席を定め等級を黜陟し之を揭示すべし。

但諸學科總評點平均數若し一百(最上)の半(五十)に充たざる者は猶現級に留めて復習せしむ。

第六章 毎日各級生徒の優劣を點記し一ヶ月の點數を通計し以て級中の順序を定む。

但評點は十を最上とし零を最下とす。

第七章 正課時間の報告は鳴鐸を用ふ。

第八章 全科卒業検査及定期試験に臨席する者は當府長官及學務官吏とす。

第九章 全科卒業の者は書式第二號の證書を附與し更に専門學科を修むるを得しむ。

第十章 證書書式(略)

(二) 劍道科の創始

古の武辨教育の時代に於ては、三育の權衡宜しきを得ざりしといへども、文武並行はれて己を守り敵を攻むる術は頓て自己の體操法たりしが、維新の後各種の學校樹立せられしも、智育に專にして體育の如きは殆顧られず、中學の如きは教則に體操科なき程なれば、生徒は次第に柔弱に流れ不規律となる傾向ありしかば、當時の職員關藤成緒、駒野政和氏等の人々相謀りて擊劍を以てこれを匡正せむと欲し、十二年二月紀元節を卜して幕臣中野相友氏を聘してこれが指導をなさしめられたり。面籠手等の道具立合十組を備へ、放課後隔日に行はしめられたり。氏は流派に拘せず、公務の餘道場に立ちて竹刀の持方打方受方を手を執りて懇に授けられたれば、全生徒の三四分一のみ之を行ひたれども、

中々盛大にして丁々相撃つ聲は場外にも響き、道行く人も立とまりつる程なり。

當時擊劍を行へるは全國中只警視廳のみなりしかば、時の新聞皆筆鋒を揃へてこれを攻撃せり。或るものはこれを置く旨趣を疑ひ、あるものはこれを以て野蠻となし、あるものは歐米の文明を入れるに當り障碍となるものとさへ絶叫せり。されど我が校に於ては其の目的體育を主とし、兼ねて器械的に精神を發揮し不規律を矯正せむとにあれば、毫も意となさず、況して時の府知事楠本正隆氏は擊劍を好まれたれば、中止せらるゝに至らず、かくて一二年の後大學に於てもこれを試むることとなり、之と同時に陸軍に於て課せしより、後明治二十年の頃に至りては、全國の警察署はいふまでもなく各學校に置かるゝに至れり。(東京府立第一中學校沿革誌)

(三) 隨時入學 明治十二年頃鳥取中學では「入學募集があるでもなく、入學試験があるでもなく、隨時随意に入學し得た生徒は大抵貧乏士族の子弟で、偶には郡部の篤學者か、又は醫者の子弟があり、町家の子弟に至りては皆無と云ふても差支なき程であつた。何分町家は打算的で學問の收穫果して幾何かある、寧ろ貨殖するの愈れるに如かずとの量見でもあつたらう」。(鳥城創立六拾年記念號)

(四) 試験勉強 同じ頃佐賀中學の生徒は大方は試験前に差掛ると、俄に二三日間徹夜して勉強し、尙ほ覺束ない箇所は腕や脚や掌等に眞黒くなるまで書きつけて登場する。それを互に知らせ合せて答案を作る。酷いになると前夜教師室に忍び込んで、受持教師の机を開き、問題を盗み寫したのもあつたが、之には教師も生徒も流石に呆れ果てた。此の者は嚴罰に處せられたが、誰も同情しなかつた。(佐賀縣教育五十年史)

明治十三年 中學校數は頗に減少した。即ち公立は三十校の増設を見たが、私立は實に六百二十七校を減じて僅に五十校を残し、公私相合して百八十七校となり、前年度の四分の一を越ゆるに過ぎざるものとなつた。殊に東京府下三百十七校の私立中學校は僅に學習院一校を残すのみとなつた。教員數は公立に百七十七名(内女子七)を増し、私立に九百九十六名(内女子四〇)を減じて、總數九百二十四名となり、生徒數は公立に一千二百二十四名を増し、私立に二萬八千八百九十六名(内女子二、三五三)を減じて、總數一萬二千二百五十六名(内女子三八九)となり、略明治九年度のそれに近似する數字を示すに至つた。

斯の顯著なる減少は、前年に公布せられた「教育令第四條」に於て中學校の資格を確定したるに因るものである。從來に於ては教授科目等の整はざるものも、其程度の稍高きものは之を中學に計入したが、十三年度よりは中學の正格に合はざるものを除外して、各種學校に屬せしめたのである。即ち大約六百三十校の私立中學が本年度に於て、全く絶滅に歸したのではなく、隨つて此の顯著なる減少も、決して中等教育の衰頹を表すものとは云ふべからず、むしろ教規漸く具備して、堅實なる發達を示すものと見るべきであつた。

公立中學校は百三十七校に達したが、この内には、大阪府の池田中學(生徒數八)及杭全中學(一九)、奈良縣の奈良(一二)、芝村(一五)、禁野(九)、の各分校、青森縣の致道中學(一九)、福井縣の明新中學(一七)、石川縣の遷明中學(一七)、富山縣の致遠中學(一九)、廣島縣の佐伯中學(一八)、宮崎縣の飢肥(一四)及都城(一七)の二中學、兵庫縣の神戸模範校(一五)及武庫校(一五)、静岡縣の掛川中學(一六)等の如く、生徒數二十名に達せざる小規模のものもあつた。生徒數二百名を越ゆるものは、公立に、東京府第一中學(二二五)、京都中學校(二六六)、高知中學校(二二二)、福岡中學(二〇四)の四校、私立に弘前の東興義塾(二〇四)、鹿兒島の共立學舎(三五八)の二校を數ふるに過ぎなかつた。因に二十名以上の女生徒を有したものは、東京神田の學習院(男生徒百五十八人女生徒五十四人)、京都の女學校(一四七)、栃木第一女子中學校(七九)、徳島中學校附屬女學校(四五)、鹿兒島の研明舎(男生徒一〇一、女生徒二二)の五校で、この内學習院と研明舎とは私立であつた。

是等中學校の修業年限は二年(七校)を最長とし、八年(一校)を最長とした。四年制(九十三校)最も多く、三年制(四十校)、五年制(十七校)之に次ぎ、其他六年制(九校)、三年半、四年半、五年半制等があつた。明治十三年設立の公立中學校は左の諸校であつた。

兵庫縣 神戸模範校(一五) 武庫(西宮)(一七) 小野(三六)
 長崎縣 諫早(六〇) 武雄(二八) 大村(八六) 島原(五三)
 三重縣 中學校(津)(四五) 靜岡縣 掛川(一六)
 山梨縣 中學校(五七) 滋賀縣 彦根(四二) 小濱(一〇二)
 茨城縣 茨城(水戸)(五七) 岩手縣 岩手(盛岡)(五二)
 青森縣 東津輕郡(大野)(四七) 上北郡(七戸)(三九)
 山形縣 清川(三二) 南置賜(米澤)(七五) 島根縣 濱田(三〇)
 岡山縣 勝北(加茂西)(三四) 磐梨(澤原)(三九)
 山口縣 岩國(三四) 徳山(四〇) 山口(三五) 豊浦(長府)(五七) 萩(四一)
 徳島縣 川島(三二) 愛媛縣 龜山(三八) 西條(六八)
 福岡縣 函崎(三二) 甘木(一〇八) 思川(三〇) 飯塚(六二) 蘆屋() 直方(五五) 宗像(五三) 田主丸(二
 三) 山内(三六) 江上(四〇) 橋(七五) 香春(四一) 八屋(四一) 小倉(二八) (以上のうち甘木中學校の
 外何れも福岡・甘木・久留米・柳河・豊津中學校の分校として開校した)
 宮崎縣 日新(大井手)(三一) (括弧内数字は生徒数を示す)
 ○神戸模範中學校 明治十三年七月神戸(御影)師範學校内に神戸模範中學校を開設し、神戸區の費用を以て維持した。翌
 十四年七月神戸中學校と改稱したが、明治十六年五月に至り經費支辨の途を失ひ遂に廢止せられた。爾後十三年を経て、
 明治二十九年四月縣立神戸尋常中學校(第一神戸中學校)が設立された。(「神戸市史」参照)
 神戸模範中學校は、「漸次各中學校をして範を此に取らしめん」ことを期し、生徒も全管より募集したが、經費十分な
 らず、當初より既に「維持困難の情勢」があつた。(文部省第八年報所載兵庫縣年報参照)

第一、神戸中學校は明治二十九年四月兵庫縣尋常中學校と稱して開校し、同三十二年四月兵庫縣神戸中學校、同四十年四
 月兵庫縣立第一神戸中學校と改稱し、大正二年六月改築落成式を挙げ、昭和十一年十月更に新校舍地鎮祭を挙げた。創立
 以來昭和十二年までの卒業生總數三千九百五十六名に達した。初代の校長鶴崎久米一は勤続二十數年に亘り、二代校長池
 田多助は大正十三年二月就任し在職十數年に及んでゐる。

○三重縣(津)中學校 明治十二年五月中學設立案縣會を通過し、翌十三年一月生徒二十五名の入學を許して開校した。同
 年七月 聖駕御巡幸あり、本校に臨御あらせられ生徒の講義を 叙聞に達し褒賞として金圓を拜受した。初め四ヶ年の修
 業としたが、明治十五年八月「中學校教則大綱」に據り、修業年限を六ヶ年とし、十一月始めて高等中學校卒業生六名を
 出した。明治十九年十月山田、名張、上野の三郡立中學校廢止せられるや、三校の生徒七十餘名を轉入せしめ在籍生約三
 百名に達した。

明治二十年三月三重縣尋常中學校と改稱し、翌年五月農工商の副科を新設し、第四學年以上の志望者に其の科目を選
 修せしめた。明治三十二年四月三重縣第一中學校と改稱したが、同年度末生徒數五百六十五名職員三十二名であつた。昭
 和五年一月創立五十周年を記念したが、創立以來昭和十年に至る卒業生四千四十四名に達した。歴代校長中在任久しきも
 のは、弘田正郎、山本安之助、有堀市三郎等である。

○山梨(甲府)中學校 寛政年間徳川幕府は甲府城南の地をトして徳典館を設置した。其後幾變遷を経て、明治九年校舎を
 新築して師範學校と改稱し、翌十年七月師範學校内に中學豫備學科を設けた。明治十三年十月縣は中學校則を創定し、同
 月開校の式典を挙げたが、翌十四年八月師範中學の兩校を併せて山梨學校と稱し、明治二十年十二月舊師範學校女教場を
 尋常中學校舎に宛て、同二十三年三月第一回卒業生一名を出した。昭和四年十月創立五十周年記念式を舉行したが、明治
 廿三年以降昭和十一年に至る卒業生通計三千八百六十七名に達した。

○彦根中學校 明治九年六月舊藩主井伊直憲伯以下有志の贖金により彦根學校を開き、各區内下等小學の優等生を教育し

たのを起原とする。翌十年七月縣の管理に移り彦根傳習學校と改稱し、明治十二年二月更に彦根初等師範學校と改稱したが、翌年之を廢し、地方税を以て四月より彦根中學校を開設した。同年十月縣より還附を受け町立彦根中學校を開設したが、明治二十年四月再び縣の管理に歸し滋賀縣尋常中學校と稱した。爾來校名を改むること三次、明治四十一年四月滋賀縣立彦根中學校と稱した。明治廿二年第一回卒業生十名を出し、昭和十二年五月創立五十周年を記念したが、卒業生の總數三千五十名に達した。

彦根中學校は、前述の如く、明治十三年四月縣會の議決により、地方税の支辨により開設せられたが、舊藩士及町有志は縣立たることを喜ばず、之が町立移管の運動を起し、遂に同年九月一旦公立彦根中學校を廢し、十月改めて町立彦根中學校を開設した。縣立を排して町營を欲するが如きは、殆ど其の例を見ざる所であるが、彦根中學校はもと舊藩主の首唱に創まり、校地校舍は町民の血汗より成るものであり、此處に舊藩校弘道館の精神を傳へて有爲の士を養成せんことを期し、又彦根人傳統の「淡海第一」の氣魄を以て縣の制肘を免れ、縣下第一の中學校を自治的に經營せんことを欲したのである。(彦中五十年史)

○水戸中學校 明治十一年十月師範學校内に豫備科を設け、生徒二十四名に中學程度の學科を教授した、之を本校の濫觴とする。同十三年七月豫備科を廢し經費を獨立して茨城中學校を開設し、明治十六年八月茨城第一中學校と改稱した。同年土浦に第二中學校、下妻に第三中學校が創設されたが、同十九年七月土浦、下妻の兩校廢止せられ、兩校生徒を編入して茨城尋常中學校と改稱し、同二十九年九月水戸舊城内の新築校舍に移轉した。翌三十年三月土浦町及下妻町に分校を設置したが、明治三十三年三月兩分校獨立し、本校を茨城縣水戸中學校と改稱し、同年四月更に太田町に分校を設置(同三十五年四月獨立)した。明治十五年第一回卒業生三名を出してより、昭和十二年三月までの卒業生總數四千七百五十七名に達した。歴代校長中在職の久しかりし者は、菊池謙二郎、塚原末吉等である。

○岩手(盛岡)中學校 明治十三年五月に創立せられ、始め岩手中學と稱し、同十九年六月岩手尋常中學校、同三十年四月

岩手縣立盛岡尋常中學校、同三十二年四月岩手縣盛岡中學校と改稱した。歴代校長中在任の永きものは多田綱宏、春日重泰、寛舜亮等である。

「盛岡の中學校の露臺の欄干に最一度我を倚らしめ」——石川啄木——

○濱田中學校 明治十三年六月濱田師範學校廢止せられ、七月其の校舍書器を襲用して濱田中學校を設置せられ、修業年限を三年とし和漢書及譯書により稍高等なる普通學を授けた。是を石見國に於ける中學教育の濫觴とする。明治十六年九月初等師範學科(在學年限一年)の教規に據り、本校内に再び濱田師範學校を置かれたが、翌十七年四月濱田師範學校は松江師範學校に併合し、本校を島根縣第二中學校と改稱した。同十八年教則を初等中學科(修業年限四年)としたが、翌十九年五月中學校令に依り廢止せられた。

明治二十年八月に至り、那賀郡各町村聯合して中學校の敷地校舍を購入して聯合濱田高等小學校を設立し、校内に中學豫備科を設け、他日中學校設立の基礎とした。同廿四年四月地方税補助を受け石見學校を設立し、略中等教育に準ずる學科を授け、聯合高等小學校及附設中學豫備科を廢止した。翌二十五年臨時縣會に於て濱田に尋常中學校を設置する案可決せられるに及び、石見學校を廢し、其の敷地校舍圖書等は悉く之を新設中學校に寄附した。

斯くして明治二十六年四月島根縣第二尋常中學校を開設せられ、同三十二年四月校名より尋常の二字を削つた。同四十年六月 皇太子殿下行啓あらせられ、生徒成績品、擊劍柔道を台觀あらせられ又校庭に松樹を御手植あらせられた。明治二十八年第一回卒業生四名を出してより昭和九年に至る卒業生總數二千三百十名に達した。歴代校長中在任久しきは、石原初太郎と杉本榮一郎とであつた。

○山口中學校 明治二十八年四月山口縣尋常中學校開設せられたが、其源を溯れば文化十年上田鳳陽の開いた家塾(講堂と稱す)を濫觴とする。講堂は天保四年講習堂と改稱し、萬延元年秋明倫館の直轄となつたが、元治元年藩主が治を山口に移して後、鴻城明倫館と改め秋明倫館と相對した。

明治四年廢藩の後、明倫館は兩つながら廢せられて中學校となつたが、同六年五月變則小學に變じ、翌年八月廢止せられた。同年十二月兩校を上等小學とし、萩に在るものを巴城學舎、山口に在るものを鴻城學舎と稱したが、明治十一年五月鴻城學舎を山口中學と改稱し、巴城學舎を萩分校とした。明治十三年五月豊浦、徳山、岩國に中學を設けられたが、これ等三校は明治十七年二月山口中學の分校となつた。

明治十九年十一月に至り防長教育會の請願により、山口中學校は山口高等中學校に昇格するや、翌廿年一月別に一校を山口に設け、萩、豊浦、徳山、岩國の四校と共に高等中學別科と稱した。然るに明治廿七年七月高等學校令の公布により九月山口高等中學校を山口高等學校と改稱せられるに及び、翌二十八年四月其豫科二年以下（二百一名）及び防長教育會設立の私立山口學校生徒第四年以下（三百四十九名）と其の校舎を引繼ぎ山口中學校を開校し、山口高等學校長岡田良平本校長を囑託された。

明治三十年九月防長教育會所屬の萩、豊浦、徳山、岩國の四中學校を本校の分校としたが、萩、豊浦の二校は明治三十二年九月、徳山、岩國の二校は翌三十三年四月獨立した。

大正十四年十一月創立三十周年を記念したが、昭和十一年までの卒業生總數四千七百七十名（外に準卒二百六名）に達した。歴代校長中在任長き者は、桑原護一、杉田平四郎、黒金泰信等である。

（明治十八年七月）三十日 炎熱殊ニ甚シ。……山口縣廳ニ臨ミ……廳内各課ヲ巡覽シ給ヒ、少時宸憩ノ後中學校ニ臨御御通覽ト稱ス。特ニ幸ヲ賜フ者ト別ツナリ 本校ハ舊ト山口藩明倫館文學寮タリ。後、鴻城學舎ト稱シ、毛利氏ノ私費トス。明治十三年改メテ縣立トナス。校長河内信朝祝辭ヲ上ル。中學校年報及び一覽表、生徒著作漢文英文及習字圖畫ヲ呈ス。（西巡日乘）

○西條中學校 明治六年八月西條の有志者洋學會社を設置するや、生徒百數十人に達した。縣は其の篤志を賞して第一中學區變則中學校と稱せしめ、生徒の入學を奨励した。明治十三年に至り認可を得て西條中學校と稱したが、同十七年六月愛媛縣下諸中學校と共に廢止された。明治二十九年四月に至り、西條町に縣立尋常中學校東豫分校を置かれ、同三十二年

四月獨立した。（愛媛縣誌稿に據る）（第四編第二章參照）

○嘉穂（飯塚）中學校 明治十年飯塚町向町變則校を設けられ、和漢文、算術、物理等を教授したが、同十二年に至り變則校を廢し、飯の山に在る舊藩時代の本茶屋を假校舎として甘木中學校飯塚分校を設置せられ、嘉麻郡及穂波郡の生徒を教授した。翌十三年公立飯塚中學校と改稱したが、三年を経て廢止となり、次いで嘉穂學館を設立せられた。同十九年十二月其の組織を改めて嘉麻穂波二郡全町村組合の飯塚高等小學校とし、明治二十四五年頃より二年制の附設科又は補習科を設けた。當時筑前に在る中學は修猷館の一枝に過ぎず、中學増設の要望漸く盛となつたが、明治三十年十一月縣會に於て増設案は可決せられ、翌年五月遠賀郡洞南村に東筑尋常中學校を設置せらるゝこととなつた。然るに其の假校舎は洞南村を距ること七里の地に在る飯塚町に設けられ、前記飯塚高等小學校の補習科生徒は概ね之に轉じた。明治三十五年三月に至り、東筑中學校は洞南村大字折尾の新校舎に移つたが、同年四月嘉穂郡は郡立嘉穂中學校を開設した。同四十一年四月縣立となり、大正十四年四月福岡縣嘉穂中學校と改稱し、昭和十一年十月創立三十五週年を記念した。昭和十二年までの卒業生總數三千六百四十五名に達した。歴代校長のうち在職五年に及ぶものは、芹澤政衛、窪田秀藏、高巢庄太郎、有吉半祐等である。

○小倉中學校 明治十三年豊津中學校小倉分校を設けられ、十一月杉山貞を分校幹事兼教授に任じ、渡邊縣令臨場して西蓮寺に開校式を舉行した。明治十五年八月小倉分校は獨立して縣立小倉中學校となり、幹事杉山貞を校長兼一等助教諭に任じ、同十六年二月米町の新築校舎に移つたが、六月に至り廢校となつた。七月公立小倉中學校開設せられたが、同十八年六月再び廢止の厄に逢ひ、次いで開かれた公立小倉學校も翌十九年三月廢止せられ、其跡に郡立高等小學校を設けられた。

（小倉市誌參照）

第二次小倉中學校は明治四十一年四月より開校し、大正十二年三月創立十五周年並に卒業生千人祝賀會を、擧げ同年十月財團法人小倉中學校獎學會を設立した。昭和十二年までの卒業生三千四百四十五名に達した。歴代校長伊東尾四郎、井

上庄次、波多野俊夫等何れも五年以上在任し、就中波多野校長は在職十數年に及んでゐる。

○川島中學校 明治十三年二月麻植郡川島町に設置せられ、同十八年四月臨町富岡の二中學校と共に廢止せられた。(臨町中學校参照) 此の間卒業生を出すこと二回二十名を算した。尙川島町には大正十三年に至り麻植中學校を設置された。

○首里中學校 享和元年創立の首里學校を起原とする。明治十三年十二月國學の校舍を使用して首里中學校を設立し、同十九年十二月中學校令に據り沖繩縣尋常中學校と改稱し、同廿一年三月第一回卒業生三名を出した。生徒定員は廿三年二月百五十名となり、漸増して昭和四年九百名となり、校名も變更を重ねて明治四十四年四月沖繩縣立第一中學校となつた。同校沿革抄によれば、明治廿七年五月初めて京阪地方に修學旅行をなし、同三十八年一月唐手を體操科に加ひ、同四十三年十二月閑院宮同妃兩殿下台臨あらせられ、昭和五年十二月創立五十周年並校舍落成式を舉行した。歴代校長のうち、大久保周八、本莊光敬は在任長き者である。

明治十三年度沖繩縣年報に據れば、七月苟も首里の子弟十七歳より二十二歳に至る者は悉く就學すべきを諭し一時名簿に登録する者二百數十名に達した。十二月「教員を招聘し書器を購求し規則を改良し」たる結果、舊生徒を試験して合格者三十八名を得て授業を始め「中學の教科を敷くを得」るに至つたといふ。

餘 録

(一) 學費 明治十三年一月の長岡中學校事務局の受取證に依れば、

- 一金貳拾五錢 月 謝
- 一金六錢 洋書洋籍の貸料
- 一金七錢 英和對譯辭書貸料
- 一金壹圓五拾錢 月俸(食費のこと)
- 一金參錢厘 浴湯料

計金壹圓九拾壹錢貳厘

である。當時理髮は參錢位であつたといふ。(和同會雜誌)

(二) ビードロ障子の校舍 縣立大村中學校(明治十三年立)は大村灣及市街を瞰下し、窓にはビードロ障子と稱する透明の板を嵌め込みあり、實に堂々たるものであつた。現今より見ればバラツク建の假舎に過ぎなかつたが、恐らく大村に於ける硝子窓を有する建築物の嚆矢とも稱すべきであつたらう。(玖城)

明治十四年 中學校は前年に比し更に十四校を減じて總數百七十三校となつた。官立に一校、公立に二十一校を増したが、私立に三十六校を減じたる結果である。學校數を設立別にすれば、官立一、府縣立八十八、町村立七十、私立十四であつた。教員數は官立に十三名、公立に百十七名を増し、私立に百二十名を減じて總數九百三十四名となり、生徒數は官立に七十名、公立に二千三百四名を増し、私立に一千三百十五名を減じて總數一萬二千三百十五名となつた。

官立の一校は文部省所轄の大坂中學校であつて、元大坂専門學校と稱し、設置の初、理醫の二科を設け、尋いで理科を廢して専ら醫學を教授したが、更に中學に組織を改められたのである。(第一編第一章「大阪開成所」参照)

教則の改正、或は學校設置廢止規則の實施により公立中學校は漸次増加したが、私立中學校は學科の不備若くは資金缺乏の爲め、閉鎖せらるゝものが多かつた。

本年度に於て中學校は百九十三名(内女四六)の卒業生を出したが、その内譯は官立四、府縣立一三九(内女四五)、町村立五〇(内女二)であつた。

尙鳥取中學校は本年五月始めて體操を課して主として棍棒、啞鈴等を練習せしめ、京都府中學校は九月始めて體操を課した。(鳥取中學「鳥城記念誌」及「京都府誌」参照)

明治十四年の創立に係る中學校は左の如くであつた。

長崎——平戸 壹岐 小城

- 新潟——北魚沼(小千谷) 西頸城(糸魚川) 南魚沼(鹽津) 相川
- 埼玉——不動岡 羽生 成田(忍) 川越 秩父(大宮) 熊谷
- 愛知——寶飯(國府) 長野——小縣(上田)
- 福井——福井 小濱 石川——金澤 致遠(富山)
- 島根——能義(廣瀬) 神門(濱村)
- 岡山——御野(上田石) 赤坂(西郷部) 邑久(豊原) 上道(大多羅) 後月(井原) 川上(下原) 上房(高梁)
- 愛媛——飯山(下法軍寺) 越智(今治)
- 高知——赤岡 福岡——前原 大分——南海(佐伯)

東京府の私立中學は前年度に於て、一校を存するに過ぎなかつたが、此の一校も學科の區別中學に協はずとして、各種學校に編入された。公立中學は明治十四年第一中學と第二中學との合併を執行し、爾來纔に授業料と殘餘金により之を維持した。大阪府に於ては、公立十一校私立三校を減じた。從來不完備の學校をして、適當の資格を有せしめんが爲め、資力の及び難きを廢合したのである。兵庫縣は私立中學一校を減じた、教員が高等普通學科を教授するに堪へず、漢籍私學に轉じたのに因る。新潟縣にては、私立中學校が模範中學教則に照準すること能はず、廢止せらるゝもの三校に及んだ。埼玉縣には町村立に係るもの五校であつたが、

概ネ創始ニ屬シ且經費ノ匱乏ナルカ爲メ備設隨テ完カラス一モ高等普通教育ヲ施スノ實ナキカ如シ
 と學事巡視功程に錄されてゐる。栃木縣は女子中學校を第一中學校に合併し、石川縣の富山中學校は經費賦課の方法等種々困難の狀況あり、一時休業の姿に陥り、各地の私立學校は、中學校の全體を具備せざるものと雖も、前年度までは中學の部類に屬せしめたが、「中學校教則大綱」を定められてより、正格に合はざるものとして、或は各種學校中に算入し、或は廢止せられたるもの三十數校に達した。中學教育の振否は、固より地方により狀況を異にするのであるが、次に鹿兒島縣、

の狀況を年報より抄録する。

中學校及其他高等ノ普通學科ヲ教授スル學校ノ景況ハ概ネ皆甚タ振ハス蓋シ中學校ノ如キハ各人就學ノ責任ナク且其修學ノ期數年ヲ費スニヨリ生計餘裕アルモノニアラサレハ就キテ學フコト能ハサルノ情況アリ故ニ一旦入學セシモノト雖或ハ半途ニシテ職業ニ就キ或ハ轉シテ他ノ學科ヲ修ムルモノアリ是其不振ノ勢ヲ來ス所以ナリ
 尙文部省第八年報に左の記事がある。

其ノ學費ノ支出ニ至リテハ之ヲ府縣會ノ議決ニ付スルヲ以テ議會ノ情況ニヨリテハ動モスレハ痛ク費額ヲ減殺シテ學歩ヲ阻遏セシメ或ハ中學ヲ無用視シテ全ク其學費ヲ廢止シ僅ニ有志者ノ捐資ヲ以テ保持スル如キ情狀アルヲ免レサルハ最モ憾ナキコト能ハサルナリ

東京府會の教育費否決

十三年に、愈々府縣會が開かれたるに依り、東京府に於ても、師範學校、中學校の經費豫算を、府會に提出したのであります。所が意外にも府會に於て師範學校、中學校の經費を全く否決してしまひました。其の否決の理由は地方税の公費を以て、中學校を設けざるも、其の位の教育は、私塾私學にて十分である、又小學校も許多の私立學校あれば、師範學校にて、教員を養成するは無用である、古より碩學俊傑は、官公立より、輩出したる例はない、と云ふ極めて奇怪なる論旨でありました。府廳に於ては、師範學校費は再議に附して通過せしめ、中學校費は、他の方法に依り、即ち府知事限り支辨し得る學資金等に依りて、維持することになつたと記憶して居ります。——大東重善——(教育五十年史)
 神奈川縣に於ては明治十一年縣立横濱中學校を設置し、翌十二年に小田原中學校を開設したが、同十三年費用支出の途なく横濱中學校を廢止した。同年學事視察功程に曰く

小田原ニハ一種ノ學資積金アリ以テ中學校維持ノ一端トナスニ足レルカ故ニ該地方ハ常ニ特立シテ事業ヲ企テントスルノ念アリカヲ横濱ノ中學校ニ致スハ其欲スル所ニアラスレ縣會議決シテ此ノ如キ結果ヲ見ハサシムル所以ナリト云フ

明治十五年 中學校は教育令によりて其の資格を確定せられ、繼いで中學校教則大綱の頒布によりて、其の體制を定められたが、各府縣に於ては、大綱の旨趣に遵つて教則の改正を行ふものが、漸く多かつた。明治十五年の統計によれば、中學校は府縣立七十九校の内

- 高等初等兩科を備ふるもの 三十三校
- 初等科のみを教授するもの 二十九校
- 改正教則を実施せざるもの 十七校
- あり、町村立は八十四校の内
 - 高等初等兩科を備ふるもの 十四校
 - 初等科のみを教授するもの 二十六校
 - 従前の教則に據るもの 四十四校
- あり、私立九校の内
 - 初等科のみを教授するもの 四校
 - 改正教則を実施せざるもの 五校

あつた。中學校數、教員及生徒の數は左表の如くである。(×は減をあらはす)

町村立	府縣立	官立	校數	教員		生徒	
				前年度に比し	本年度に比し	前年度に比し	本年度に比し
八四	七九	一	〇	一七	四	九九	二九
×九	五六六	×四一	七、七六七	四四	四、五二九	一、〇三八	
一四	三六七	一一九					
計	一七三	〇	九八五	五一	六九三	×三三八	七七三

尙明治十五年學事統計表によれば、中學校のうち、女生徒をも收容したものは、公立に在りては

- 大阪 一七名 埼玉 一名 栃木 四名 三重 一名 青森 四名 山形 三名
- 愛媛 四名 福岡 四名 計 七八名
- の一府七縣で、私立に於ては 千葉 六名

であつた。因に次の一府四縣には各一校の高等女學校の設があつた。但し群馬徳島を除く他の三校は、師範學科等を兼設するものであつた。

府縣	男教員	女教員	生徒	府縣	男教員	女教員	生徒
京都	一四	一二	五一	山梨	一	四	二八
群馬	七	二	二五	岐阜	一	三	四三
徳島	六	五	一三九	計	二九	二六	二八六

明治十五年に創設せられたる中學校は左の如くである。

- 大阪—東南(東區北久寶町) 長崎—神崎 轟木
- 宮城—宮城(仙臺) 鳥取—米子
- 長野—下伊奈(飯田) 秋田—秋田
- 埼玉—北足立新座(浦和) 兒玉(本庄)
- 新潟—西蒲原(巻) 三重—宇治山田
- 大分—杵築 玖珠(塚脇村) 宇佐

熊本——玉名(岩崎村) 鹿兒島——水引(宮内) 喜入(中名)
明治十五年現在の中學校は左の如くである。

文部省

大阪中學校

東京(府立一) 東京府中學校

京都(府立一) 京都府中學校(私立三) 南山義塾(三山木) 愛民義塾(大住) 天橋義塾(宮津)

大阪(府立三、町村立二) 大阪師範、吉野師範、郡山、東南(北區) 千秋(西區)

神奈川(町村立二) 小田原(私立一) 若米(横濱)

兵庫(縣立一、町村立七) 神戸、武庫(西宮) 姫路、龍野、小野、篠山、豊岡

長崎(縣立十四) 嚴原、福江、唐津、鹿島、佐賀、諫早、武雄、大村、島原、平戸、壹岐、小城、神埼、轟木

新潟(縣立一、町村立八) 新潟、高田、長岡、西蒲原(巻)、村上、北魚沼(小千谷)、西頸城(糸魚川)、南魚沼(鹽澤)

相川

埼玉(町村立八) 不動岡、羽生、入間高麗(川越)、成田、秩父、北足立新座(浦和)、兒玉

千葉(縣立一) 千葉(私立二) 印幡學校(菰原) 英華學校(石川)

茨城(縣立一) 茨城縣(水戸)

群馬(縣立二) 群馬縣(小森村)

栃木(縣立二) 第一(團部村)

三重(縣立一、町村立二) 津、宇治山田

愛知(縣立一、町村立二) 愛知縣(名古屋) 寶飯(國府)

静岡(縣立三、町村立二) 静岡、豆陽(蓮臺寺村)、濱松、伊豆(韭山)、掛川

山梨(縣立一) 徽典館(甲府)

滋賀(町村立二) 彦根

岐阜(縣立一) 華陽學校

長野(町村立三) 松本、小縣(上田)、下伊奈(飯田)

宮城(縣立一) 宮城(仙臺)

岩手(縣立一) 岩手(盛岡)

青森(町村立八) 東津輕(大野)、仰高(木造)、中津輕(弘前)、南津輕(黒石)、北津輕(五所川原)、上北郡(七戸)、致道

(田名部) 八戸

山形(町村立五) 最上(小田島)、東田川(清川)、西田川(鶴岡)、南置賜(米澤)、酒田(私立一)、米澤

秋田(縣立一) 秋田

福井(縣立二) 小濱、福井

石川(町村立三) 遷明(大聖寺)、金澤、致遠(富山)

鳥取(縣立二) 鳥取、米子

島根(縣立二、町村立二) 松江、濱田、能義(廣瀬)、神門(濱)

岡山(縣立一、町村立八) 岡山、御野(上田石)、赤坂(西輕部)、磐梨(澤原)、邑久(豊原)、上道(大多羅)、後月(井原)

川上(下原) 上房(高梁)

廣島(縣立二、町村立二) 廣島、福山、安藝(船越)

山口(縣立五) 岩國、徳山、山口、豊浦、萩

和歌山(縣立一) 和歌山

德島 (縣立四) 德島 脇町 富岡 川島
 愛媛 (縣立八) 高松 飯山 龜山(九龜) 西條 越智(今治) 松山 大洲 南豫(宇和島)
 高知 (縣立五) 高知 安藝 赤岡 佐川 中村
 福岡 (縣立九、町村立九) 福岡 甘木 蘆屋 久留米 柳河 橋 豐津 小倉 香春 前原 飯塚 宗像(東郷)
 思川(觀音寺) 鞍手(直方) 田主丸 山内 江上 八屋
 大分 (町村立六) 杵築 南海(佐伯) 玖珠(塚脇) 教英(北豆田) 中津 宇佐
 熊本 (縣立一、町村立一) 熊本 玉名
 鹿兒島 (縣立一、町村立五) 鹿兒島 水引(宮内) 喜入(中名) 高鍋(上江) 都城 種子島(西之表) (私立一) 三州
 義塾(鹿兒島)
 沖繩 (縣立一) 首里

明治十五年度に於て中學校中在籍生徒二百名以上を有したものは、公立に在りては東京府(二二五)、佐賀(二〇七)、中津輕(弘前)(二三八)、德島(二四六)、福岡(三三九)、久留米(二四八)、柳河(二四〇)の七校、私立に在りては、鹿兒島縣の三州義塾(二四四)一校であつた。又在籍生徒數の二十名に満たざる公立中學校は、山形縣の東田川(三三)、岡山縣の磐梨(一六)及び上房(一〇)、大分縣の玖珠(一四)、鹿兒島縣の喜入(一六)の六校であつた。就中東田川中學校は、明治十三年の創立に係り、在籍生徒は三名であつたが、出席生徒は二名、日々出席生徒平均數は一名で、歳費百六十二圓八十五錢であつた。更に日々出席生徒平均數の二十名に足らぬものをも加ふれば、新潟縣糸魚川の西頸城中學校(一五)、埼玉縣の秩父中學校(一五)、島根縣の濱田中學校(一四)、岡山縣の川上中學校(一七)、福岡縣の江上中學校(一五)の五校があつた。
 尙當時有數の中學校の經費は、左表の如くであつた。

授業料	生徒數	教員數	旅營校給俸		
			旅費	營繕費	校給與
四二八	一一九	一一人	五九八	八八一	四、七一六
五七	一一二	一〇人	七六	四一七	一、六八〇
二四六	一八	一人	五七	五四五	二、七九四
一〇	一一〇	一人	二六五	一九七	四、一四〇

○秋田中學校 明治六年九月秋田日新學校内に洋學科を増設し、主として英・數・理・化學を授けたが、同月之を秋田傳習學校に合併した。是を秋田中學校の濫觴とする。翌七年五月舊藩學校明德館跡の新築校舎に移り、太平學校と改稱し、中學校(洋學科の改稱)及傳習科を併置した。明治九年九月中學校を變則中學校と改め、同十一年三月校名を秋田縣師範學校と改めらるゝや、變則中學校を中學校師範豫備科とし、同十五年九月豫備科を廢して秋田中學校を創設した。
 明治十九年八月秋田縣尋常中學校と改め關藤成緒校長となつた。同年の生徒數九十四人(五學級)職員十六人、入學許可者三十五人(志願者五〇)であつた。明治二十九年に至り學級數を増加して一躍十二學級(生徒三八八)とし、同四十二年十五學級(生徒六〇五)を完成し、昭和三年四月定員を一千二百五十名と改定せられた。昭和八年九月創立六十周年記念式を舉行したが、明治十三年始めて十三名を卒業せしめてより昭和十一年までの卒業生總數三千九百五十餘に達した。明治十九年専任校長を置いてより校長、同心得、同事務取扱たりしもの二十三名に及び、勤績比較的長き者は西居靈證、武田安之助である。

○南山義塾 明治十年西南戦役後地方有志の發起に依り、綴喜郡田邊村榎倉孫神社境内に蓋簷家塾を設け、京都の儒者山口正養を聘して小學校卒業者に漢文及歴史を教授したが、之を義塾の始とする。偶々一般向學の機運に際し、單に漢歴二科のみにては世人の要求に應ずること能はず、又京都遊學には多額の學費を要したので、有志の寄附金により家塾の擴張を圖り、十四年十月南山義塾を三山木村に設けた。正教科を中學程度とし、餘科は漢學を主とし、隨意科として數學・地理歴史・博物・習字等を兼習せしめた。明治十七年三月三山木中學校の開校に際し、義塾を廢止し、その財産を擧げて中學校に寄附した。しかるに同十九年七月中學校令の公布により、三山木、龜岡、宮津の三中學校は京都中學に合併した。

(京都府誌)

○天橋義塾 廢藩後、舊藩の子弟は悠遊徒食し、既に學齡以上に達したるものは、小學生徒と伍するを恥ぢて共學せざる狀況であつた。明治八年八月宮津町地方の有志之を憂ひ、相謀りて講社を設け、是等青年に稍高尚なる經史及法律等を授けんが爲に天橋義塾を設立した。當初專任教師一名生徒四十名内外であつたが、其後生徒増加して九十六名に達した。學科は漢學を中心とし刑法、治罪法を講じ、所在に塾生を派遣して政治演説をなさしめた。後年經費緊縮の止むなきに至り、又民權説の衰微により、義塾の意氣漸く銷沈せんとしたる秋、偶々宮津中學校の創立(明治十七年)に際會し、其の敷地建物及塾生全部を擧げて同中學に引繼いだ。(京都府誌)

○濟々費 明治十五年一月の創設に係り、明治十二年に設立せられたる同心學舎を起原とする。同心學舎は佐々友房等の首唱により縦四間横三間の學舎を建て、三人の教師を聘し讀書、作文、算術を教授した。當初學生十數名に過ぎなかつたが、入學者漸く多く百餘名に及び、校舎を増築し、同心學校と改稱し學科に支那語韓語を加ふる等改革する所があつた。しかるに十四年十二月經濟難に陥り廢校の止むなきに至つた。茲に於て同心學校設立者及び佐々友房等の結成せる紫溟會の有志相謀りて、翌十五年一月同心學校跡に濟々費を開設したのである。

開校の當初、飯田熊太を費長に、古莊嘉門を副費長に任じ、課程を皇漢學、數學、物理、法律、文章、擊劍と定め、三

ヶ年を以て卒業するものとし、經費は専ら生徒の授業料(月額三十錢)に依つた。而して

「新年、紀元節、天長節の三大節には費内に祝宴を張り、歡を國旗の下に盡す」「生徒の亡父母祭日には一晝夜の休業を與ふ」「眼鏡、襟卷、手袋、日傘を禁ず」「毎月五里以上の遠足をなす」

等の規則を定め、翌年二月義金を以て講武所を設け、文武併進の教育を實施した。

濟々費の教育主義精神は畏くも 天聽に達し、明治十六年五月宮内省より特旨を以て金五百圓を下賜せられ、尋いで細川護久侯、其他熊本縣出身者の寄附金により維持の法粗緒に就くを得、學科を改正して、地理、史學、經濟、習字、歩兵操練等を増課し、英學科及支那語學科を置いた。明治十九年九月更に學科を改正して五ヶ年課程の普通科とし、同二十年十月徴兵猶豫の特典を與へられた。私立學校にして此特典を受けたるは實に本費を以て嚆矢とするといふ。

明治十九年十月學力未熟なる者及び善良ならずして感化を要する者を收容して外塾を設けた。當初は生徒二十餘名であつたが、廿一、二年の頃には二百餘名に達した。同廿一年四月附屬女子部を設けて女子教育に當るなど費運隆昌の域に進んだが、明治廿五年四月熊本市内に在る法律學校、文學館、春雨校(醫學校)と合併して九州學院と稱し、濟々費は其普通學部となり外塾は之を廢止し、女子部は分離獨立(尙綱高等女學校)した。明治廿六年十一月に至り普通學部を九州學院より分離し、縣費の補助を受け、名稱を熊本縣尋常中學濟々費と改めた。因に九州學院は維持に困しみ、明治三十年三月解散し、醫學部のみは繼續して遂に發展して熊本醫科大學となつた。

明治三十三年四月に至り本費を兩分して二箇の中學校とし、第一、第二中學濟々費と稱し、第一は黒髮村の新築校舎に移り、第二は舊校舎に残つたが、同年十一月濟々費基本財團は濟々費を縣に寄附することを決し、十二月より純然たる縣立中學校となり、第一を熊本縣中學濟々費、第二を熊本中學校と改稱した。

費長中著名なるは佐々友房であるが、任期久しきに亘り、徳化の厚かつたものは井芹經平であつた。經平は熊本縣の人明治二十一年年齒二十四にして東京高等師範學校を卒業し、直に本費教頭として赴任し、明治二十九年四月費長心得とな

り、翌年四月費長に進み、大正十二年六月病を以て退くや、縣はその功勞に報ゆるに金一萬五千圓を以てした。大正十五年十二月遂に起たず、費葬を以て小峰に葬られた。(創立五十周年記念「多士」に據る)

○三洲義塾 明治十五年私學校派の殘將河野主一郎が、南洲翁の遺志を繼ぎ、子弟教育の事に當らんとして創立した學舎である。林吉彦の「鹿兒島縣中等教育機關の概況」によれば、義塾は明治三十二年に廢止せられ、次いで海軍獎學會が創立せられた。

「鹿兒島造士會記念誌」によれば、海軍獎學會は海軍少將上村彦之丞等の主唱により、海軍武官志願の後進を誘導するを目的として設けられ、義塾はその教育を托せられたのであるが、明治四十三年に至りその事止んだ。

餘 録

(一) 英語の發音 明治十五年頃岡山中學校で英語を教へた岡野松三郎翁は、岡山に於ける洋學の先覺者であつて、最初に蘭學を學び、後に英語に變つたのでありますから、其の發音の如きは今から考へると丸でヒドイもので、基礎は和蘭の變則で之れに英語の變則を繼ぎ足した様なもの、アクセントも無く抑揚も無く平坦砥の如きをして壓へる様な發音であつて、現代の青年諸君で之れを耳にするならば、或は夢か或は嘘かと思はるゝものでありまして、今猶記憶に存する二三の實例を示すならば、ホトガラヒーは寫眞のこと、ブツトベオブルは然し乍ら人民がとのこと、ソーヘーシ オフジー オルスは地球の表面と云ふこと、ウエルカムをウエルコムと發音し、オンドルスタンドとは理解と云ふこと等であります。其の後錦織精之進と云ふ元氣な先生が來られ、此の人にも時々英語を教はつたのであります。前と大同小異で多少は進歩してをりましたが、夫れでもポイス アンド ギルルス等一向平氣でありました。(農學博士佐藤壽衛)

(二) 巡回授業 明治十五年頃埼玉縣北埼玉郡の一小區域に忍、羽生、不動岡の三中學が鼎立してゐた。この中羽生中學は今泉、大越の兩小學校に分校を設けたが、數、物、英を兼ね授くる教師は一人にして三ヶ所を巡回授業した。

(「不動岡中學校開校五十年史」に據る)

(三) 生徒の政談 明治十五年の高知縣年報に曰く

管下人民一般別様ノ風潮アリ即一般生徒ニ於テモ理論ヲ好ムノ傾向アリテ動モスレハ政事ヲ談シ法律ヲ論スル等ノ事ヲ以テ榮トスルモノノ如クニシテ却テ實學ヲ賤シムノ弊アリ其ノ弊ヤ終ニ粗暴詭激ノ徒ヲ出ササレハ破産無頼漢ヲ養成セシムノミ而シテ其ノ是ヲ矯正シ修身齊家ノ良民トナサント欲セバ須ラク只農工商ノ實學ヲ先ニスルニアルノミ

と。願ふに明治七八年以後民權思想勃興し、明治十四年には土佐出身の板垣退助を總理として自由黨(政友會の前身)は結成せられ、翌十五年には立憲改進黨が組織されたのである。

明治十六年 本年度に於ては教則大綱に準據したる教則を施すもの多く、府縣立に係るものにして、舊教則を繼續するものは極めて稀であつた。(△は減を示す)

學 校	前年度に比し	教 員	前年度に比し	生 徒	前年度に比し
官 立	—	一九	二	二一九	一一〇
府 縣 立	七五	六一〇	四四	七九九七	二二〇〇
町 村 立	九一	四四五	七八	五九三二	一、四〇三
私 立	六	三五	—	六一五	△七八
計	一七三	一、一〇九	一二四	一四七六二	一、六七五

初等高等二科を具ふるもの	府縣立	町村立	私立	計
初等科のみを教授するもの	四五	三二	—	七六
	二八	四〇	三	七一

舊教則に據るもの

二

二〇

三

二五

私立中學校は南山、天橋、三洲の三養塾及び米澤中學校の四校と、本年度に設立せられたる

柳城夜學校 (名古屋)

生徒 三四

主長 田中貞吉

育英 費 (大隅反土村)

同 五〇

同 犬童英輔

の二校を加へて六校となつた。

公立學校につきては、大阪府は芝村中學校、茨城縣は第二中學校(土浦)を府縣立として新設し、埼玉縣は松山、粕壁に三、重縣は名張に、長野縣は上水内に、福島縣は平、安達、田村に、愛媛縣は觀音寺に、熊本縣は天草に何れも町村立中學校を増設した。又府縣年報によれば、神奈川縣の私立若米中學校は生徒數僅に十二名に過ぎず「有名無實にして到底望を屬するに足らず」と報告され、長崎縣の嚴原中學校は、朝鮮人一名を備つて韓語科を設け、群馬縣の縣立中學校にては、生徒數百九十餘名のうち「或は怠惰にして學業の進歩を見ず、或は粗暴傲慢の舉動を爲し他生の妨げとなるもの三十八名を退學」せしめ、愛知縣の私立中學校柳城夜學校は、晝間業務に就く者三十餘名に教授し、宮城縣の中學校にての定期試験の結果は昇級八十五名、元級に止るもの五十三名の成績を示し、福島縣にては明治十二年中縣立四校を有したが、十二年年度の縣會にて悉く廢止され、十四・五年度には一校をも存せず、明治十六年度に至り郡立三校(平、安達、田村)を設置し、岩手縣の縣立中學校は、從來志願者の定員に充つること稀であつたが、十六年度より應募者定員に倍するに至り、山形縣の飽海郡中學校は火災に罹り、書籍器械等一切烏有に歸し、復興すること難く、生徒に學費を貸與して東京其他に遊學せしめ、石川縣の遷明中學校(大聖寺)は、遠隔の地より入學するものに、一人七十錢の學費補助金を支給して、生徒の「入學を鼓舞し」鳥根縣の神門中學校は漸次衰退して、廢校を豫想され、岡山縣の町村立中學校八校は、何れも資金乏しく完全の教科を施し難く、他日高等小學校への變更を豫期され、徳島縣の富岡中學校は前年暴風雨の爲に校舍倒壊して

新築するに至らず、福岡縣の江上中學校は經費に關し郡内紛議を醸して、遂に閉鎖するに至り、熊本縣の郡立玉名中學校は資金缺乏して廢止せられ、沖繩縣の首里中學校は職員を交代し殆ど一新せし爲め、生徒の昇校減じ大に衰微の兆を現はしたが、生徒及保證人等を召喚して説諭せる結果、出席生徒の數を増加した。

餘録

(一) 中學生の不敬演説 明治十六年一月「東京日々新聞」に左の記事が掲載されてゐる。

三重縣下勢州津の中學校に於て昨年十一月中卒業せし生徒等が同月廿一日に同地の割烹店開明樓にて證書授與の祝宴を開き諸教師を招待して饗應したるが酒宴の酣なる頃生徒の一人某(十九歳)起上りて大不敬の言辭を放ちて演説したるを其席に居られし教師宮内默藏氏等が聞て大に憤り斯る言語同斷の曲事を其儘に爲し置くべきに非ずとて直に其筋へ告發せられたれば某は直さま捉へられ審問の末津の輕罪裁判所にて重禁錮三年六ヶ月罰金百圓監視一年六ヶ月と去る十九日に宣告せられたるに某は肝太くも裁判に不服なりして大審院に上告したる趣に聞けり。(明治編年史)

(二) 大學豫備門の英語專修課 東京大學豫備門(明治十年四月東京英語學校を改稱せるもの)は課程を四級(四年)とし法・理・文の諸専門科に入るの豫修をなさしめたが、明治十六年一月英語專修課を置き、地方中學校の初等或は高等科を卒業したる生徒をして特に此科を修めさせ、以て豫備門の第二級或は東京大學法・理・文學部第一年に進入するの階梯たらしめた。(第一高等學校一覽に據る)

明治十七年 中學校數は、官立一校、府縣立七十六校、町村立五十四校、私立二校、合計百三十三校を算し、之を前年に比し府縣立に於て一校を増したが、町村立に三十七校、私立に四校を減じた。而して教員は前年に比し四十九名を減じて、一千六十名となり、生徒は三百三十八名を増して、總數一萬五千百名となり、本年度に於て高等科二十七名、初等科四百五十二名の卒業生を出した。

小學を卒業して、高等普通教育を受けんとするもの陸續輩出する時に際して、中學校數の減少を來したのは、本年一月

「中學校通則」頒布せられて後、經費乏しくして諸般の備設を缺き、通則に遵ふこと能はざるものは、或は數校其資財を合せて一校と爲し、或は高等小學校又は各種學校に轉換するものを出した爲めである。

本年度に於て公立中學校にして地方税を以て維持するもの七十四校あり、其總經費二十九萬千七百六十六圓に上り、毎校平均額三千八百四十圓に當つた。又町村費若くは寄附金により維持するもの五十四校、其の總經費十萬七千七百圓に達し、毎校の平均額千九百九十餘圓に當り、府縣立に比し略半額の經費を要した。

地方の中學校増減の状況を見るに、京都府は府立三校(三山木・龜岡・宮津)を増設したが、何れも校舍校具等の寄附を受け、其の經費も全く郡部地方税に資り、神奈川縣の町村立小田原中學は七月以降事故ありて休業し、私立若米中學は遂に廢校となり、兵庫縣の町村立六校は何れも經費支辨に困難を感じ、長崎縣は福江・嚴原・諫早・大村・島原・平戸・壹岐の七中學を悉皆廢止して、長崎に縣立一校を存置し、新潟縣の町村立南魚沼學校は「比年米價の低落等により民間不可言の困弊を來し、之が維持の途を失つて」廢止せられ、埼玉縣の羽生・不動岡二中學は合併され、茨城縣は第三中學(下妻)を増設し、愛知縣にては私立一校(柳城夜學校)を減じ、長野縣にては、町村立四校を廢して長野に縣立中學校を置き、上田・松本・飯田に支校を設け、福島縣にては福島・若松、平を縣立として町村立二校を廢し、青森縣にては町村立五校(大野・木造・七戸・八戸・田名部)を高等小學校に變換して縣立一校を新設し、山形縣は町村立一校(清川)を廢して縣立一校(山形)を師範學校内に設置し、福井縣は町村立明倫中學(大野)を増し、富山縣は町村立致遠中學(富山)を廢し、岡山縣にては町村立七校(赤坂・磐梨・邑久・上道・後月・川上・上房)を高等小學校に改變し、愛媛縣は縣立八校、村立一校を都て廢止して、更に縣立三校(松山・高松・丸穂)を設け、大分縣は町村立二校(杵築・玖珠)を廢し、佐賀縣にては、縣立八校を一旦全廢して、縣立一校(佐賀)、町村立四校(唐津・鹿島・小城・武雄)とし、他の神崎・轟木・有田には高等小學校を設置し、熊本縣にては郡立天草中學を縣立熊本中學校の分校とし、宮崎縣にては資力缺乏の故を以て町村立高鍋中學を廢し、鹿児島縣は喜入・種子島の二町村立中學を廢し、私立中學校は全國に於て米澤、

大村の二校のみとなつた。

尙府縣立高等女學校は明治十六年度に於て東京の官立高等女學校(在籍生徒百一)のほか、京都(三三)、群馬(四六)、栃木(六五)、山梨(三〇)、岐阜(五三)、徳島(二三)の六縣に各一校を加へて七校を數へたが、十七年度には、更に山口、鹿児島に各一校を増して總計九校に達した。

府縣立中學校のうち生徒數五十名に達しなかつたものは、京都府の龜岡(四〇)、福島縣の福島(二九)、福井縣の小濱(四三)、熊本縣の天草(四八)の四校、町村立中學校にては、新潟縣の西蒲原(三四)、西頸城(一八)の二校、埼玉縣の秩父(三三)、成田(二〇)の二校、三重縣の名張(四三)、山形縣米澤の南置賜(三七)、石川縣大聖寺の遷明(四一)、岡山縣の御野(二八)、宮崎縣の都城(三二)等であつた。

中學校の組織は漸次充實したが、卒業後直ちに大學に連絡することを得ず、大學は別に三箇年の課程を以て主として外國語に依り教授する豫備門を置くに至つた。茲に於て或は半途にして中學校を退き、或は中學校以外に於て特に外國語、漢學、數學を修めて豫備門に入らんとするもの多く、爲に中學校の上級生徒は甚だ少數であつた。又「中學校通則」に依り普通文科又は農業、商業を置きたるものは僅に三四校あるに過ぎず、普通理科、工業を置くものは絶えて無かつた。

餘 録

(文部省總務局日本近世教育概覽)

(一) 鳳鳴義塾の幣取 「御幣擔いで眞くら間に墓場山中がさごと」と唄はれた幣取は、明治十六年頃に創まり、爾來三十餘年斷續して、大正八年即ち縣立移管の前年にまで及んだ。毎土曜日夜上級生が塾内に集まり修養談、怪談等を聴き、夜半に至るを待つて會員は各一人神社、寺院、山中、墓地など所定の場所に幣を持參し、程經て之を取りに行き、以て膽力の養成を目的としたのである。始は上級生の間に行はれ、次いで四年級會に移つたが、後年少しく之を緩和して、上級生の監督の下に二年級が之を繼續した。

幣取に出るには制服制帽にゲートルをつけ、襟寸懐中電燈などの携帯は一切許されなかつたので、事實危険なこと恐ろしい事が多く、闇夜に谷山稻荷や諏訪山を辿る時は、全く鼻をつまみ、わからなかつた。と云つて恐ろしいから缺席するとか途中で引返すと、そこには屹度鍊磨會の制裁が待つてゐたから、結局唯々として命ぜられるまゝにやるより外仕方がなかつた。之が爲に退學するとか、他に轉ずるとか乃至入學を見合はせた者が幾らあつたか解らない。

(鳳鳴中學校創立六十周年記念誌)

(二) 試業 大村中學校の創立當時(明治十七年)の規則書によれば、試業を臨時、學級の二種とし、臨時試業は一學期中三度乃至六度、學級試業は學期末に一度施行し、兩者の割合を臨時百點、學級百五十點とし、平均して各學科六十點以上缺席六十日以下を及第とし、又平均點八十以上あるも一學科六十點以下のものあるときは落第とした。但し當時は一學期宛の進級で、人によつては一度に一級位飛越すものもあつた。二回連續して落第する者は退學となつたが、品行方正で學業に篤志なる者、又は疾病等で勤勞を妨げた實證あるものは、特に許されて退學を免れた。

千葉中學校規則(明治十七年頃)によれば、臨時試業は一期内二回以上四回以下とし、定時試業を毎期末に施行した。各學科の評點基數を百點とし、修身科のみは平素行狀點及學科評點を各五十點とし、試業の問題數を臨時には各科三題以上五題以下、定時には五題以上八題以下、作文一篇、書畫各一葉を以て度とした。而して及落の決定は左表に據つた。

總得點ノ約數	試業不合格科目	一科得點ノ約數	判 決
六十以上百以下			昇 級
全	一	三十以上三十四以下	全
全	二	三十五以上三十九以下	全

全	三	科	四十以上四十九以下	全
全	四	科	五十以上五十九以下	全
全	五	科	五十未滿	元 級
三十以下				退 學

(三) 入學試業 千葉中學校の入學規則によれば、

入學期日—每學期の始即ち二月下旬と九月上旬とし期日及定員は前以て廣告す。

入學資格—滿十二歳以上二十歳以下にして品行端正のもの、文部卿より入學禁止中の者は志願することを許さず。小學

中等科及高等科卒業の者は試験を要せず。

試業課目—講讀(假名交り文或ハ簡易ノ漢文)地理(本邦及萬國地理ノ大略)歴史(本邦沿革ノ大略)物理(大略)算術(加減乗除ヨリ比例ニ至ル)作文(書牘及假名交り文)

(四) 中學女教員 明治十七年八月長野縣の郡立小縣中學校(上田)は廢止となり、同年九月長野縣中學校を長野に創設せられ松本、上田、飯田に其の支校が置かれた。當時上田支校の教員名簿には吉田象(女教員)の名が見える。

(五) 生徒の喫煙 明治十七八年頃生徒は十四五の若年から二十二三の青年もあつて頗る不揃であつた。年長連の中に

はさも得意さうに腰に煙草入をぶらさげ、當時學校の規則に禁煙の條項などなかつたので、休憩時間控室に入るとやをら腰の物を外し取り、ボンといふ音を自慢にボンザンから煙管を抜き、どれ一服とスバ鼻から威勢よく煙を吹き出す輩男もあつた。因に當時は卷煙草などは吾々の見聞には全然なかつたものであつた。(大村中學校創立五十周年記念誌)

明治十八年 中學校は尙減少の傾向を示し、唯一の官立大阪中學校は改組して大學分校となり、府縣立、町村立共に減

少して百七校となり、前年に比し二十七校を減じた。

明治年度	中 學 校			中 學 校 生 徒 數		
	府縣立	町村立	私立計	府縣立	町村立	私立計
十七年	五	五	二	一〇、二五九	四、三八〇	二五三
十八年	五	五	二	一〇、七九四	二、九八九	三〇二

斯くの如く中學校が漸次其數を減ずる理由について、文部省第十三年報に次の記載がある。

中學校ノ成績ヲシテ善美ナラシメント欲セハ校舍、器械ノ準備ヨリ教員ノ資格、管理ノ方法等皆其完整ヲ期セサルヘカラス是豈數郡區ノ資力能ク其負擔ニ堪フル所ナランヤ願フニ數年前ニ在リテハ一地方内多キハ六七校若クハ十餘校ヲ設クルモノアリ是ヲ以テ凡百ノ事皆姑息ニ流レ往々名實相悞ハサルモノアルヲ免レス故ニ其ノ生徒ハ縱令之ヲ卒業スルモ進ミテ高等ノ學校ニ入ル能ハス亦退キテ自ラ事業ヲ執ル能ハサルノ狀アリ、地方亦其得失ノ在ル所ヲ悟リ其廢スヘキモノハ之ヲ廢シ合スヘキモノハ之ヲ合シ合格ノ教員ヲ増聘シ書器ヲ整備シ務メテ之ヲ完整センコトヲ企圖セリ是町村立學校ノ漸次廢絶シ隨ヒテ教員生徒等ノ減少セシ所以ナリ

而して府縣立學校經費を調査するに、毎校の平均は四千三百餘圓に上り、前年に比し千四百圓、前々年に比し二千百圓の増額を示してゐる。

斯くして翌明治十九年中學校令の公布により、地方税支辨の中學校は、一府縣一校と限定せられたのであるが、茲に中學校令公布の前年に於ける各府縣の状態を一覽しよう。

○青森縣 (縣立一、町村立三)

青森縣中學校 (青森)

明治一七創 教員九、生徒七七

* 明治二十二年青森より弘前に移轉す。

中津輕郡中學校 (弘前) 明治一二
 南津輕郡中學校 (黒石) 同 一二 (教) 二七
 北津輕郡中學校 (五所川原) 同 一二 (生) 三七六

○岩手縣 (縣立二) (經費六、二二五)

岩手中學校(盛岡)

明治二三創(教)一五、(生)一九二

○宮城縣 (縣立一)

宮城中學校(仙臺)

明治一〇創(教)*一三、(生)二二〇

* 米國人一名を雇入れ専ら英語を教授せしむ。

○秋田縣 (縣立二) (經費四、〇四二)

秋田中學校

明治一五創 (教) 一三 (生)*六八

* 落第、學費不給、他府縣留學、疾病のため前年に比し六十三名を減ず。

○山形縣 (縣立一、町村立二、私立二)

山形縣中學校(山形)

明治一七創 (教) 一六 (生) 九六

西田川郡中學校(鶴岡)

同 一〇

南置賜郡中學校(米澤)

同 一三 } 一五 一六〇

* 以上二校の歳費三、三〇八圓であつた。

私立米澤中學校

明治七 (教) 二二 (生) 一九五

○福島縣 (縣立三、町村立二)

福島中學校(福島)

明治一七創 (教) 一〇 (生) 六〇

* 明治二十二年安積郡桑野村に移轉す。

若松中學校

同 一七

六、六九

平 中學校

同 一七

七、七〇

田村中學校

同 一六

? 六〇

町村立田村中學は組織不完全なるを以て之を廢し、小學に力を致すを得策とし其計畫中である。(縣年報)

○茨城縣 (縣立三) (歳費一〇、六四〇圓)

第一中學校(水戸)

明治一三創 (教)九 (生)二二五

第二中學校(土浦)

同 一六

七、九一

第三中學校(下妻)

同 一七

七、八五

○栃木縣 (縣立一)

栃木縣第一中學校(・栃木町)

明治一二創 (教)一一 (生)九八

* 明治十八年四月宇都宮に移る。

○群馬縣 (縣立一)

群馬縣中學校(前橋)

明治一三創 (教)? (生)一四八

英國人を聘して英語科を教授せしむ。

○埼玉縣 (縣立ナシ 町村立七) (歳費二〇、四一〇)

北足立新座郡立中學校(浦和)

明治一五創 (生)二二四

入間高麗郡立中學校 (川越)

同 一四

九六

比企横見郡立中學校 (松山)

同 一六

七五

秩父郡立中學校 (大宮) 同 一四 四五 (教)五〇

熊谷中學校 (大里、榛澤、幡羅) 同 一四 六八

北埼玉郡立中學校 (不動岡) 同 一四 一一三

粕壁中學校 (北葛飾、南埼玉) 同 一六 一四〇

○千葉縣 (縣立一)

千葉中學校(千葉) 明治一一創 (教)一九 (生)一六九

* 教員中十一人は師範學校より兼務す、生徒中四人は高等科である。

○東京府 (府立一)

東京府中學校 明治一一創 (教)二一 (生)四五七

* 卒業生は高等の學術を修むる者多く其望を達すること能はずして小學校教員となる者往々之あり。(年報)

○神奈川縣 (縣立ナシ 町村立一)

小田原中學校 明治一二創 (前年來事故アリテ休業)

○新潟縣 (縣立二、町村立五)

新潟學校中學部 明治一一創 (教)? (生)二二七

明訓學校(彌彦村) 同 一六 八 一五八

* 明訓學校は明治十八年十月縣立となる。

新發田學校 明治一〇創

長岡學校 同 五

高田學校 同 一一 (教)三四 (生)三九七

村上學校 同 一二二
佐渡學校 同 一四

○富山縣 (縣立一) (歳費一〇、四二八)

富山中學校 明治一八創 (教)一四 (生)一八一

○石川縣 (縣立ナシ 町村立二) (歳費九四八圓)

遷明中學校(大聖寺) 明治一一創 (教)七 (生)三一

金澤中學校は十八年六月廢止。遷明中學校は十八年始めて卒業生一名あり、地方稅留學費を以て東京に於て農學を修業せしむ。
(石川縣年報)

○福井縣 (縣立二、町村立二)

福井中學校 明治一四創 (教)一五 (生)一六五

小濱中學校 同 一四 八 四一

明倫中學校 同 一七 四 五七

* 明倫中學校は大野郡二十ヶ町村組合立にて歳費五八一圓を要した。

○山梨縣 (縣立一)

徽典館(甲府) 明治九創 (教)二〇 (生)一四四

* 本館に師範學科中學科を置き、教員は兩科相兼務す。本年初等科卒業生八名あり、内一名は英國に留學す。

○長野縣 (縣立四) (歳費一七、三〇五)

長野中學校 明治一七創 (生) 九七

上田支校 同 一七 一一〇 (教)四二

松本支校 同 一七 一二〇

飯田支校 同 一七 八八

○岐阜縣 (縣立二)

華陽學校(中學部)(岐阜) 明治 六創 (教)一六 (生)一九八

高山學校(初等中學科) 同 一七 一〇 七七

○静岡縣 (縣立五)

豆陽學校(菫山) 明治 六創 (教)一九 (生)一二四

沼津中學校 同 九 一〇 一一七

静岡中學校 同 一一 *二〇 九六

掛川中學校 同 一三 八 七五

濱松中學校 同 八 一〇 一四七

* 静岡中學校の教員は師範學校と兼務である。

○愛知縣 (縣立一、村立二)

愛知縣中學校(名古屋) 明治一〇創 (教)一八 (生)二七九

寶飯中學校(國府村) 同 一五 五 四七

○三重縣 (縣立一、町村立三)

縣立津中學校 明治一三創 (教)一三 (生)一四一

度會初等中學校 同 一五 九 一九一

名張伊賀初等中學校 同 一六 六 五四

上野初等中學校 同 一八 六 七五

○滋賀縣 (縣立ナシ 町村立二) (歳費三、〇〇六圓) 彦根中學校 明治一三創 (教)六 (生)一四五

○京都府 (府立四) (歳費四〇、四二三圓) 京都府 明治一三創 (教)一六 (生)二二五

三山木中學校 同 一七 七 八二

龜岡中學校 同 一七 六 六〇

宮津中學校 同 一七 八 一二五

○大阪府 (府立三) 大阪府 明治一六創 (生)二一一

郡山中學校 同 一 一 一四三

芝村中學校 同 一六 一〇六

○兵庫縣 (ナシ) 兵庫縣 明治一六創 (教)三二 一四三 一〇六

* 中學校通則ノ達アルニ會シ從來設置ノ六中學校(姫路、龍野、豊岡、篠山、洲本(明治十一年創立)、小野(十三年創立)ヲ調査セシニ何レモ到底支持シ得ヘカラサルモノトシ悉皆廢止ノ認可ヲ與ヘタリ故ニ本年末ニハ一モ存在スルモノナシ 各種學校篠山ニアルモノ(鳳鳴義塾)ハ華族青山家ノ設立ニシテ殆ト變則中學ト稱スルニ足リ教員其他ノ準備モ粗備ハレリ。(兵庫縣年報)

○和歌山縣 (縣立一) (歳費六、六六〇) 和歌山縣 明治一二創 (教)一六 (生)二〇二

○鳥取縣 (縣立二) (歳費四、四七三) 鳥取中學校 明治 六創 (教)二〇 (生)一一二

米子中學校 同 一六 六 七八

○島根縣 (縣立二) 第一中學校(松江) 明治 九創 (教)一五 (生)一三一

第二中學校(淺井) 同 一三 七 五五

○岡山縣 (縣立一) 岡山學校(中學校) 明治 七創 (教)三四 (生)一七三

* 明治十八年縣立に係る中學及師範を合併して岡山學校と稱した。各種學校中見るべきものとして年報には備前の閑谷塾、備中の興讓館を擧げてゐる。

○廣島縣 (縣立二) 廣島中學校 明治一〇創 (教)一五 (生)二四八

福山中學校 同 一二 一〇 一五七

○山口縣 (縣立五) (歳費二四、四四八) 山口中學校 明治一三創 (教)一五 (生)一三四

萩 分校 同 一三 一三 九三

豐浦 分校 同 一三 一〇 一一四

徳山 分校 同 一三 九 一一五

岩國分校

同 一三 一〇 八〇

○徳島縣 (縣立一)

徳島中學校

明治一一創 (教)一八 (生)二四五

* 明治十八年四月脇町、川島、高岡の三校を廢して本校に合併す。

○愛媛縣 (縣立三)

第一中學校(松山)

明治一七創 (教)二七 (生)二四九

第二中學校(高松)

同 一七 一三 一四六

第三中學校(丸穂)

同 一七 一三 一五四

○高知縣 (縣立一)

高知中學校

明治一一創 (教)一八 (生)四九〇

* 安藝、赤間、佐川、中村(十二年創立)の四分校を廢し責力を合一した。

○福岡縣 (縣立三)(歳費二一、六一九)

福岡中學校

明治一二創 (教)三二 (生)五〇三

久留米中學校

同 一二 一一 二九三

豊津中學校

同 一二 一二 二五七

* 修猷館は専門學校の内に數へられてゐる。蘆屋、柳河、甘木の三中學校を廢した。

○佐賀縣 (縣立一、町村立四)

佐賀中學校

明治一七創 (教)二三 (生)三六九

唐津中學校

同 一七

小城中學校

同 一七

武雄中學校

同 一七

鹿島中學校

同 一七

○長崎縣 (縣立一、私立一)

長崎中學校

明治一七創 (教)二四 (生)二二二

大村中學校(私)

同 一七 八 一〇六

* 各種學校のうち行餘學會、養賢書院は稍中學校の程度に准すべきものなり。(年報)

○熊本縣 (縣立二)

熊本中學校

明治一二創 (教)一一 (生)一六一

天草分校

同 一七 六 六〇

○大分縣 (縣立一、町村立四)

大分中學校

明治一八創 (教)一〇 (生)九五

南海中學校(佐伯)

同 一四

教英中學校(南豆田)

同 一三

中津中學校

同 一五

宇佐郡中學校(法鏡寺)

同 一五

○宮崎縣 (ナシ)

* 町村立都城中學校は責力乏しく本年八月廢止す。

○鹿児島縣 (縣立一)(歳費一四、七〇五)

造士館(鹿兒島)

明治一八創(教)一五(生)二八六

* 舊鹿兒島中學の生徒を收容す。

○沖繩縣(縣立一)(歳費一、九二六)

首里中學校

享和元創(教)四(生)七二

○弘前中學校 明治十七年八月青森縣中學校を創設し、十月青森新町の舊倉庫を假用して開校した。當時職員七名、入學生七十五名(初等第八級)であつた。同十九年九月中學校令に基き青森縣尋常中學校と改稱し、改革する所あつたが、同十二年五月學校を弘前元寺町に移し、十一月第一回卒業式を挙げた。明治二十五年六月火を失して校舎、器械、圖書等灰燼に歸し、翌年九月新築校舎に移り、同月八戸分校を開校した。

明治四十三年以來東奥義塾は縣に移管せられて縣立中學校となつたが、大正二年三月東奥義塾廢せられて其上級生二十餘名を弘前中學校に編入した。昭和八年十月創立五十周年記念式を舉行したが、當時職員四十に近く生徒一千を算し卒業生三千五百を數ふるに至つた。

歴代校長中比較的在任久しかりし者は、秋山恒太郎、葛原運次郎、椿繁藏(再任)等である。

○山形中學校 明治十五年二月山形縣師範學校内に中學校を置かれた、之を山形中學校の前身とする。同十七年十月中學校を分離獨立せしめて山形縣中學校と命名し、師範學校の寄宿舎を割いて校舎に充て、生徒五十七名を入學せしめた。師範學校長野尻精一校長を兼任し、教員も師範學校より兼務した。偶々大木文部卿東北地方巡視の途にあり、開校式に臨席した。明治十九年十月山形縣尋常中學校と改稱し、同二十七年八月農業專修科を併置した。これ實に本縣農業教育の發芽と云ふべく、明治三十二年三月專修科を廢し、別に縣立農學校を開設した。

明治三十年六月校舎全焼し、同三十二年四月校舎復舊工事落成した。同三十三年四月米澤、庄内の二中學校縣立となるに及び、本校を山形縣山形中學校と改稱し、同時に新庄分校(明治三十五年四月獨立)を開設した。同三十七年四月西村

山中學校閉鎖せられて、其生徒七十八名を轉入學せしめた。

明治四十一年九月 皇太子殿下の行啓を仰ぎ、授業(經濟、英語、漢文)、發火演習、啞鈴體操等及生徒成績品を台覽に供した。同四十四年五月校舎再び類焼の厄に遭ひ、旭座、千歳座等を假用して授業を繼續したが、翌年一月新築校舎の一部竣工(十二月落成)して移轉した。

昭和九年九月創立五十周年記念式を挙げたが、卒業生大約四千に達し、學位を得たるもの六十三名、陸海軍の將官八名を出した。歴代校長中在任五年以上の者は中原貞七、三根圓次郎、木幡忠、長岡恒喜等である。尙校長板垣政一は明治四十二年九月文部大臣より推獎せられたが、翌日病を以て卒去した。

○福島(安積)中學校 福島縣はもと磐前、福島、若松の三縣に分れ、明治七年の頃磐前縣の平及三春、福島縣の福島、若松縣の若松に變則中學と稱するものがあつた。明治十二年十月これ等四校を福島縣一番(福島)、二番(若松)、三番(三春)、四番(平)中學校と稱したが、翌十三年三月福島縣會に於て四中學校の豫算は悉く否決せられ、八月限廢止せられた。越えて明治十七年三月縣會の議決により、福島、若松、平に中學校を設置せられた。先是三春に於ては明治十五年三月町村組合立田村中學校を設立したので縣下の中學は四校となつた。

福島中學校は明治十七年七月福島縣師範學校に設置せられ、九月開校したが、當時教員五名生徒初等八級三十二名であつた。明治十九年四月中學校令の公布により若松、平、田村の三中學校は廢止せられ、其の生徒のうちより轉入希望者八十餘名を收容し、在來の生徒六十餘名と合して總員百四十八名となつた。同年一月杉妻町の新築校舎に移つたが、同年十一月に至り、福島縣會に於て其の位置が北に偏在し且つ卑濕なるを以て、本校を安積郡桑野村に移轉すべしとの建議可決された。同年十二月校舎全焼し師範學校内に移り、次いで福島醫學校跡に轉じた。明治廿二年三月桑野村の新築校舎に移轉し同月第一回卒業生七名を出した。明治三十一年四月福島縣第一尋常中學校と改稱し、同三十四年四月更に郡名をとつて福島縣立安積中學校と改稱した。昭和九年四月創立五十周年を記念したが創立以來の卒業生三千四百七十五名(昭和十

年調)に達した。歴代校長のうち在任久しき者は、和田豊、一谷源八郎、千秋穂三郎等である。

○長岡中學校 明治五年舊長岡藩士三島徳二郎等、戊辰兵變の爲め荒廢せる長岡の復興を圖り、先づ人材の養成を急なりとし、所轄柏崎縣の諒解を得、舊藩領上納米過納代金の交付を受けて基金に充て、同年十一月舊藩政廳に長岡洋學校を開設し、小西信八等十四名を入學せしめた。三島徳二郎學校を主宰し、教員には福澤門下の藤野善藏(月給百二十圓)を招聘した。明治六年六月柏崎縣は新潟縣に併せられたが、當時の新潟縣令楠本正隆は全縣學校の統制を圖り、九月本校を新潟學校第一分校と改めた。しかるに同九年七月に至り新潟學校を廢止し、新に百工化學校を開設せらるゝに當り、所在の分校は廢せられた。茲に於て三島等有志相謀り、假學校を設けて授業を繼續し、長岡及附近町村の援助を得て之を存續することを決し、同年十二月長岡學校と改稱した。明治十二年以後縣より年額八百圓の補助を受けたが、經營困難を極め、同十五年六月古志全郡及四十餘村聯合して維持組合を組織するに及んで、學校の基礎漸く安定するを得た。

然るに明治十九年四月中學校令公布せられて、區町村費を以て中學校を經營することを得ざるに至り、長岡學校を私立に改め、舊組合町村の同情協力により維持の方途を立てたが、經理に苦み、教員は殆ど無給に等しき薄給に甘んじた。明治二十四年の縣會に於て地方税支辨に依る中學校を長岡に設置するの議採擇せられたが、曲折を経て新潟市に位置を變ぜらるゝことゝなつた。後中學校令の改正により町村立を認めらるゝに及び、明治二十五年十月古志郡町村立長岡尋常中學校と稱し、翌二十六年八月更に古志郡立長岡尋常中學校と改稱し、基礎益々鞏固なるを得た。當時縣下の中學は長岡、高田、新潟の三校に過ぎなかつたが、其後新發田、佐渡に、次いで柏崎、村上にも開設を見るに至り、明治三十三年四月これ等中學校は悉く縣に移管せられ、本校は新潟縣立長岡中學校と改稱せられた。

大正四年三月火を失して校舍全焼したが、同五年九月新築成つた。昭和六年九月創立六十周年を記念したが、卒業生の總數三千九百七十名を算した。歴代校長中在任の比較的長かつた者は、仙田樂三郎、坂牧善辰、廣瀬昇等である。

○高田中學校 明治七年五月高田舊藩學修道館を改めて新潟學校第四分校とした。之を高田中學校の創始とする。同九年

九月縣令により第四分校廢止せられるに及び、私立高田假學校と稱し變則中學として英・漢・數の授業を繼續したが、同十一年五月之を公立中學校とし、高田學校と稱した。同年九月新校舍の建築成り、同月 明治天皇北陸御巡幸に際し、行在所に充てられた。

明治十九年四月中學校令により再び廢止せられ、爾來地方有志の募金を以て私立認可學校として存續し、其後私立高田尋常中學校(二十一年五月)、町村立高田學校(二十四年一月)、中頸城總町村組合立中頸城尋常中學校(廿六年十月)、郡立中頸城尋常中學校(三十年四月)と改稱し、明治三十三年三月縣立となり翌三十四年八月新潟縣立高田中學校と改め、前年四月柏崎分校(三十五年四月獨立)、同三十九年四月糸魚川分校(四十年獨立)を設置し、昭和九年五月創立滿六十年記念式を舉行したが、創立以來昭和十一年までの卒業生總數三千二百六十一名に達した。歴代校長中在任久しきものを渡部健藏とする。又教諭江坂熊藏は在職三十二年に亘り、共に校庭に頌徳の碑が建てられてゐる。

○高山學校 明治十年九月岐阜縣師範學校出張所を高山町に設け、専ら小學教員を養成したが、同十七年十二月師範部のほか中學部を設け縣立高山學校と稱し、初等中學科及中等師範學科生各三十名を募集し、翌十八年四月高山公園下の新築校舍に移轉して開校した。翌十九年五月「中學校令」の定むるところに依つて廢止せられたが、翌六月飛騨三郡の經營により私立斐太中學校を開き、専ら中學科の生徒を教育した。當時生徒數六十七名、教員數六名であつた。明治三十年四月縣に移管せられ、翌三十一年七月現在新築校舍に移り、同三十二年四月岐阜縣斐太中學校と改稱した。同三十三年五月小松宮殿下御台臨あらせられ、昭和十一年六月創立五十周年記念式を舉げたが、卒業生を出すこと四十八回、一千七百有餘人に達した。縣移管後在任長き校長は加藤佐助である。

○中學修猷館 天明三年六月藩主黒田齊隆は儒臣竹田定良に命じて修猷館を建て、翌四年二月開館式を舉げて藩士の子弟を教育する所とした。明治三年十二月に至り洋學を加へ、次いで演武場を造營して藩學校と名づけたが、明治四年十月廢藩の 大詔下り、藩學校は廢絶した。其後舊藩主は東京に移住したが、舊藩士族の凋弊甚しきを聞き、之を憂ひて金子堅

太郎等に救済の法を諮つた。遂に學校を興して人材を養成するを以て良策と爲し、堅太郎を下縣せしめ修猷館の復興を圖らしめた。斯くして縣廳と協議し私立學校藤雲館を買収して福岡縣立修猷館と稱し、隈本有尙を館長に任じ、明治十八年九月開館式を挙げ生徒四十三名を入館せしめた。

修猷館は「専ら英語を授くる處にして他の高等専門學校に入るが爲必須の學科を授け、修業年限を三ヶ年とした。明治二十年九月學則を改正して、尋常中學校の學科及其程度に據つたが、猶英語及數學を主眼とした。同二十二年三月再び學則を改めて五學年制度とし、福岡縣立尋常中學校修猷館と改稱した。當時福岡には別に縣立福岡尋常中學校(生徒四百名)の設があつたが、之を廢止して其生徒を修猷館に編入した。明治二十六年小學校の英語科廢止せられたる結果、入學者に英語を豫修せしむることを要し補充科を置いたが、募集三回(生徒四百十七名)にして翌二十七年七月之を廢止した。

明治三十二年四月福岡縣中學校修猷館と改稱し、翌三十三年四月より純然たる地方費支辨の學校となつた。この以前に於ては縣立と稱したが、舊藩主黒田家の寄附金に地方費の補助を加へて經營したのである。昭和十年五月創立五十周年を記念したが、明治二十一年第一回卒業生四名を出してより昭和十年に至る卒業生總數五千百餘名に達した。歴代校長中在任の長かりし者は、隈本有尙(再任)、西村謙三、白坂榮彦、古賀毅等である。

○長崎中學校 明治九年長崎准中學校開設せられ、同十一年長崎中學校と稱したが、同十五年七月長崎外國語學校と改めたことは既述した如くである。(第一編第五章參照)

明治十七年四月に至り外國語學校内を分割して、再び長崎中學校を設け、此年廢止せられた五島、對馬、豊岐、平戸、大村、島原、諫早の七中學校及外國語學校の生徒を收容して六月授業を開始した。當初教員十一名生徒九十名であつた。明治十九年七月長崎縣尋常中學校と改め、後長崎縣立長崎中學校と稱した。昭和十一年三月まで卒業生を出すこと四十九回、累計三千八百名に達した。歴代校長中在任五年以上の者は、百尾喬利、信原健三、中村安太郎、廣田直三郎、内田亨等である。

○大村中學校 明治十七年十一月私立として創設された。先是長崎縣は現今の佐賀縣をも含み、縣立中學は十六校を算し、明治十二年大村に縣立中學を設立されたのであるが、同十七年三月に至り、縣經濟逼迫し長崎、佐賀の二校を除く十四中學は廢校の悲運に遭遇した。仍りて縣立大村中學校に在學せる生徒は、佐賀、長崎の二中學に轉するものもあつたが、中途にして學業を廢する者も多く、これ等の生徒を救ふがために、私立中學創建の運動が起されたのである。

しかるに縣當局は私立中學の創設を喜ばず、相當代價を以て舊大村中學校舎、書器等の拂下を願したが之を許さず、次いで机椅子等の借用を願したが「願之趣難及詮議」として之を却下した。茲に於て有志者は創業費二千圓を集めて舊藩時代物産方の建物を修理して校舎とし、設置を願して許可されたが、

但開校へ新ニ中學師範學科ノ卒業證書又ハ大學科ノ卒業證書ヲ有スル者ニ名備入候上其期日更ニ届出ツヘシと命ぜられ、八方物色の結果有資格者二名を得て、十一月を以て開校し生徒九十九名を入學せしめた。同十九年九月私立尋常大村中學校と改め、翌二十年舊大村藩一般及舊藩主大村家の共同經營となり、同廿八年大村伯爵家の經營に移り、同廿九年五月私立尋常中學玖島學館と改稱した。明治三十一年四月長崎縣に移管せられ、明治三十四年四月長崎縣立中學玖島學館となり、大正八年四月長崎縣立大村中學校と改稱せられた。

明治二十一年第一回卒業生七名を出し、昭和九年十一月創立五十年記念式を舉行するに至るまで、私立時代に十一回、縣立時代に三十六回、總數二千四百七十三名の卒業生を出した。歴代校長中在任の長かりしものは澁江小摩策、廣田和である。(玖城創立五十周年記念に據る)

○中學猶興館 明治十三年九月舊平戸藩主松浦詮は舊藩子弟の爲に猶興書院を設け、専ら經學・文章・歴史の類を講ぜしめた。明治二十年四月に至り學制を改めて尋常中學校の程度とし猶興館と改稱した。當時生徒數二十人に過ぎなかつたが明治二十二年には生徒百三十八人に達した。同年八月徵兵令第十一條に依り認定せられ、同二十四年第一回卒業式を挙げ館主は優等生を賞し、學資金を給して大學に進ましむべきことを告示した。

明治三十四年四月縣立に變更して、長崎縣立中學猶興館と改稱し、同四十二年四月壹岐分校（同四十五年四月獨立）を開設した。大正六年十一月校舍を改築したが、同十三年十二月その大半を焼失し、同十五年九月新築校舍落成移轉した。昭和十一年の統計によれば、創立以來の卒業生は私立時代に百四十七人、縣立移管後一千九百四十二人、總數二千八十八人に達した。

孟子曰待文王而後興者凡民也。若夫豪傑之士、雖無文王猶興。

○大分中學校 明治十八年五月大分町（明治四十四年四月市制を布く）に設置せられ、六月生徒七十名の入學を許して開校した。翌十九年九月鎌田榮吉校長に任せられ、同年十月大分縣尋常中學校と改稱した。明治廿七年三月中津町に分校（明治三十年四月獨立）を設け、同三十年四月杵築町、臼杵町、竹田町に分校を設置したが、これ等分校は何れも明治三十三年三月獨立した。明治四十年十一月及大正九年十一月 皇太子殿下行啓あらせられた。

昭和十年六月創立五十周年記念式典を挙げたが、同年度までに總數三千八百三十四名の卒業生を出した。歴代校長中在任久しきものは、津田純一、津田清三等である。

○造士館 安永二年八月藩主島津重豪藩學を設けて造士館と稱したが、明治四年廢藩の際に之を閉じた。明治十七年に至り舊藩主島津忠義は祖先の遺志を紹ぎ、資金を寄附して造士館再興の事を縣に委託した。是に於て鹿兒島中學と鹿兒島學校とを廢し、舊鹿兒島學校址に鹿兒島縣立中學造士館を開設し、明治十八年三月授業を開始した。

明治二十年十二月公爵島津忠義の請願に依り、造士館を高等中學校の制に改め、文部省の管理とし、鹿兒島高等中學造士館と稱し、翌二十一年一月本科のほか豫科及補充科を設け、元中學校造士館の生徒を收容して開校した。

明治二十九年九月文部省は高等中學造士館の管理を解き、生徒を他の高等學校に轉せしめたが、同年十二月これを縣の管理とし、翌三十年一月鹿兒島縣尋常中學造士館と稱し、舊高等中學造士館の豫科生徒を收容して授業を開始した。明治三十四年に至り、第七高等學校造士館を設置せらるゝに當り、尋常中學造士館を廢し、生徒は總て同時に設けられた鹿兒

島縣第一中學校分校に收容した。（第七高等學校造士館一覽参照）

餘 錄

生徒の服制 規律その他の點より中學校生徒の服制を一定するの要あることは、夙に一般の認むるところであつたが、各人各様にして一定するところがなかつた。

東京府第一中學 明治十一年の秋に創設せられたが、當時服制の定なければ、多くは角袖に袴を着けたれども、又羽織を着るもあり、洋服なるあり、帽に海軍形あり獨逸形あり、夏冬といはず麥藁あり羅紗あり、要するに甚不規律なりしは掩ふべからず。

明治十八年歩兵操典を課せらるゝに及び角袖を禁ずることとなり、後二十一年に至り文部省は中學及師範學校制服に關し訓令を發せられたれば、同年十月に至り職員生徒の制服を伺定せられたり。當時制服は職員は立襟の脊廣とし、鈕を用ひてこれを留め、生徒はだるま形のじやけつにしてホツクにて留めたり、帽子は陸軍形を用ひ、職員のは横に金線一條を挿入し、生徒のは中校の二字を以て帽章とせられたり。（東京府立第一中學校沿革誌）

大村中學校 明治十八年の秋頃でもあつたらうか、制服制帽の制定を見たやうに覺えてゐる。その時分靴なんか頗る珍しかったもので、寄宿舎の舍生數十名中それを持つてゐる者は僅か二三名に過ぎなかつた。其二三足の靴を代り番に借用に及んで、鳴り皮の音高らかに意氣揚々として本町あたりまで潤歩一巡し、その歸りを待ち詫びてゐる次番者に讓つて樂しがつたものだ。（玖城創立五十周年記念誌）

岡山中學校 明治十七年生徒の申合せて制服を着用した。即ち上衣は黒小倉織バンド付、ズボンは霜降小倉織（一着上下一圓五十錢）にて制帽は圓形、徽章はペンを交又せるもの（一個六十五錢）であつた。同二十年四月服制を定め上衣は五つボタン、制帽は菱形に水色の二線を卷いた。同二十三年服制を改めフツク懸けチャケツとし、三十五年に至り七つボタンに改めた。

佐賀中學校、明治十七八年頃はじめて制帽が定められた。従来露頭であつたのが帽子を被ることになつたので、恥しい様な氣がすると見えて被るのを躊躇し、よく手に持つて歩くものがあつた。服装は和服であつたが、行軍の時は小隊長などになる者には學校から服を給せられた。行軍の時は洋服が都合がよいので、軍服や其の他の古洋服を着て居た様である。黒小倉の制服を一齊に着用することになつたのは明治三十四年頃からである。(佐賀縣教育五十年史)

第四章 教科書の編纂及檢定

局課の變遷 明治五年十月文部省内に教科書編成係を置き、中小學の教科書を編成せしめたが、翌六年三月之を編書課と稱し文書局に屬し、同年五月東京師範學校に在る編輯局を之に併せた。同年七月文書局廢せられて編書課は學務局に屬し、翌七年十月編書課は報告課に併せられて其の事業を繼續した。同十三年三月に至り省内に編輯局を置かれ、西村茂樹局長に任ぜられた。

西村茂樹は明治六年十一月文部省五等出仕に補せられ編書課長を命ぜられ、次いで編輯局長に任ぜられたのであるが、在任中教科書の文法及假名遣の一定、學術語及外國の地名人名の一定、日本歴史の編纂、辭典の編纂、古事類苑の編輯、大學校用參考書の翻譯等を計畫した。當時六七十人の局員があり、このうちには言海を大成した大槻文彦があり、其他小中村清矩、小杉溫邨、木村正辭、黒川眞頼等があつた。(泊翁西村先生に據る)

編輯局に於ては中小學の教科書を編纂したが、同年六月地方學務局内に取調掛を置き、民間の出版にかゝる小中學校及師範學校の教科書の良否を檢査し、其の結果を府縣に示達して其の中より教科書を選定せしめ、又教科書として採定すべからざる書目をも達し、教科書檢定制度の端緒を開いた。明治十三年十二月各府縣に令達して曰く

學校教科書之儀ニ付テハ追テ示達スル儀可有之候得共國安ヲ妨害シ風俗ヲ紊亂スルカ如キ事項ヲ記載セル書籍ハ勿論教育上弊害アル書籍ハ採用セサル様豫テ注意可致此旨爲心得相達候事

と。翌十四年「中學校及師範學校に於て教科書に採用すべからざる書目」四十三部を示したが、其の内には左の書名がある。

加藤弘之著「國體新論」 福澤諭吉著「通俗國權論」 津田眞一郎譯「泰西國法論」 永田健助編述「經濟說略」 松